

上天草市こども計画

～安心してこどもを産み育て、こども・若者が健やかに成長できるまち～



令和7年3月

上天草市

もくじ

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. こども大綱の概要.....	2
3. 計画の期間.....	7
4. 計画の策定体制.....	7
第2章 上天草市のこども・子育てに関する課題.....	8
1. 上天草市のこども・子育てを取り巻く状況.....	8
2. ニーズ調査からみた課題.....	13
3. 前計画（第2期上天草市子ども・子育て支援事業計画）の評価・検証.....	39
4. こども・若者の意識から見た課題.....	50
第3章 計画の基本方針.....	84
1. 計画の基本理念・基本目標.....	84
第4章 施策の展開.....	87
基本目標 1 こどものライフステージに応じた支援.....	87
基本目標 2 若者の夢が実現できる環境整備.....	98
基本目標 3 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援.....	101
基本目標 4 あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援.....	103
基本目標 5 特に支援が必要なこどもへの支援.....	109
本計画における目標数値の一覧.....	119
第5章 子ども・子育て支援事業計画.....	120
1. 教育・保育提供区域の設定.....	120
2. 教育・保育事業.....	120
3. 地域子ども・子育て支援事業.....	124
4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	139
5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	140
6. こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携..	140
7. こどもの貧困対策の充実.....	141
8. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に する施策との連携.....	141
第6章 計画の実現のために.....	142
1. 推進体制.....	142
2. 計画の進行管理.....	142
関連資料.....	143
1. 上天草市子ども・子育て会議条例.....	143
2. 上天草市子ども・子育て会議委員一覧.....	144

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

国においては、急速な少子化の進行や待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育ニーズの高まり等の子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、この関連3法に基づき、就学前のこどもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が、平成27年度から施行されました。

その後、国では、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。令和5年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策について概ね5年間の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定し、これに基づく年度ごとの実行計画として「こどもまんなか実行計画」が令和6年7月に策定されました。

なお、こども基本法では、都道府県は、国の「こども大綱」を勘案し、また、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して、当該自治体でのこども施策についての計画である「こども計画」を策定することが新たに努力義務として課されました。

また、こどもの貧困対策については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、同年8月には、こどもの貧困対策に関する基本方針や当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。その後、令和6年6月には、法改正が行われ、名称も「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となり、今後、改正法のもとでさらなる取組の強化が図られることとなっています。

本市では、令和2年3月に「第2期上天草市子ども・子育て支援事業計画」を策定し取組を進めてきました。しかしながら、本市のみならず全国でも、こどもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、晩婚化や未婚化等を背景として少子化が急速に進行していることに加え、こどもや子育て家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、対策が求められています。

このたび、「第2期上天草市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に最終年度を迎え、第3期計画を策定するにあたり、こども基本法、こども大綱の趣旨も踏まえつつ、本市のこども施策をわかりやすく体系化するとともに、より一層充実させることを目的に、「市町村次世代育成支援行動計画」「市町村子ども・子育て支援事業計画」「市町村子ども・若者計画」「市町村における子ども貧困対策計画」を一体的にした「市町村こども計画」として「上天草市こども計画」を策定しました。

2. こども大綱の概要

(1) こども大綱の基本的な方針

「こども大綱」とは、「こども基本法」に基づき、これまで別々に作成されてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。「市町村こども計画」は、「こども大綱」の内容を勘案して策定することとされています。

また、「こども大綱」が目指す“こどもまんなか社会”とは「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」です。そのための基本的な方針として、以下の6つの柱を掲げています。

①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。

②こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。

③ライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援すること

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろう）の打破に取り組む。

⑥施策の総合性を確保すること

施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

(2)こども施策に関する重要事項

“こどもまんなか社会”を実現するためのこども施策に関する重要事項については、以下の3つの視点に立って様々な施策や取組を行っていくとしています。

1ライフステージを通した重要事項

- ①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
 - こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等
- ②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - 遊びや体験活動の推進■生活習慣の形成・定着■こどもまんなかまちづくり等
- ③こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
 - 成育医療等に関する研究や相談支援等■慢性疾病、難病を抱えるこども・若者への支援
- ④こどもの貧困対策
 - 教育の支援■保護者の就労支援■経済的支援等
- ⑤障がい児支援・医療的ケア児等への支援
 - 地域における支援体制の強化■インクルージョンの推進■特別支援教育等
- ⑥児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
 - 児童虐待防止対策等のさらなる強化■ヤングケアラーへの支援等
- ⑦こども・若者の自殺対策、犯罪等からこども・若者を守る取組
 - こども・若者の自殺対策■インターネット利用環境整備■性犯罪、性暴力対策等

2ライフステージ別の重要事項

- ①こどもの誕生前から幼児期まで
 - 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
 - こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- ②学童期・思春期
 - こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
 - 居場所づくり■いじめ防止■不登校のこどもへの支援等
- ③青年期
 - 就労支援、雇用と経済的基盤の安定
 - 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実等

3子育て当事者への支援に関する重要事項

- ①子育てや教育に関する経済的負担の軽減
 - 幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援等
- ②地域子育て支援、家庭教育支援
 - 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進等
- ③共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
 - 長時間労働の是正や働き方改革等
- ④ひとり親家庭への支援
 - 児童扶養手当等による経済的支援■こどもに届く生活、学習支援等

(3)こども施策を推進するために必要な事項

前述のこども施策を推進するために必要な事項として、以下の3つに視点による取組や体制の構築を行っていくとしています。

1こども・若者の社会参画・意見反映

- ①国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
- ②地方公共団体等における取組促進
- ③社会参画や意見表明の機会の充実
 - こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成
 - こども・若者の意見を表明する権利に関する周知啓発等
- ④多様な声を施策に反映させる工夫
 - 意見聴取に係る多様な手法の検討と十分な配慮や工夫等
- ⑤社会参画・意見反映を支える人材の育成
- ⑥若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
 - こどもの社会参画の拠点や機会の提供を行う社会教育施設や民間団体等との連携強化等
- ⑦こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2こども施策の共通の基盤となる取組

- ①「こどもまんなか」の実現に向けた EBPM
 - こども・若者や子育て当事者の視点に立った評価の仕方の検討等
- ②こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
 - こども・若者の支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上等
- ③地域における包括的な支援体制の構築・強化
 - 子育て世帯を一手に支援する「こども家庭センター」の全国展開等
- ④子育てに係る手続き、事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
 - こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くようなわかりやすい情報発信等
- ⑤こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
 - 公共交通機関等における妊産婦や乳幼児を連れた家庭への理解・協力の促進等

3施策の推進体制等

- ①国における推進体制
- ②数値目標と指標の設定
- ③自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- ④国際的な連携・協力
- ⑤安定的な財源の確保
- ⑥こども基本法附則第2条に基づく検討

(4)上天草市第3次総合計画における位置づけ

本市の最上位計画である上天草市第3次総合計画では、令和6年度からの8年間の上天草市の長期的展望に立ったまちづくりの目標とそれを実現するための施策が掲げられています。

本計画に関する子育て支援については、「切れ目のない子育て支援により、若い世代が楽しく子育てしたいまちをつくる」に位置付けられ、保育環境の確保、経済的支援の充実や相談体制の充実により、妊娠から出産・子育てまで、切れ目のない安心して子育てできる環境の整備に取り組むことが求められています。

■上天草市第3次総合計画における子育て支援の位置づけ

切れ目のない子育て支援により、若い世代が楽しく子育てしたいまちをつくる

施策23 切れ目のない子育て支援の充実

多様化する子育てニーズに対応し、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない子育て支援を進めます。

【まちづくり指標(目標値)】

◇子育てに不安や負担を感じない人の割合(市民意識調査) <令和9年目標値 41.0%>

◇児童虐待案件相談件数(相談しやすい体制の充実) <令和9年目標値 120件>

【主な施策】

地域の子育て支援の充実

- ・地域子育て支援拠点や子育て支援センターを活用した子育て家庭の保護者の悩みや相談の場の充実

重点★オンラインで子育て相談等ができるデジタルソーシャルワークの拡大

- ・ファミリー・サポート・センター事業の実施による地域における子育ての相互援助活動の促進

施策24 少子化を抑制する総合的な支援の充実

安心して産み育てられるまちをアピールする少子化対策を推進します。

【まちづくり指標(目標値)】

◇子育て世代(20~40代)の転入数 <令和9年目標値 187人>

◇出生率(人口1,000人当たり) <令和9年目標値 6.3人>

【主な施策】

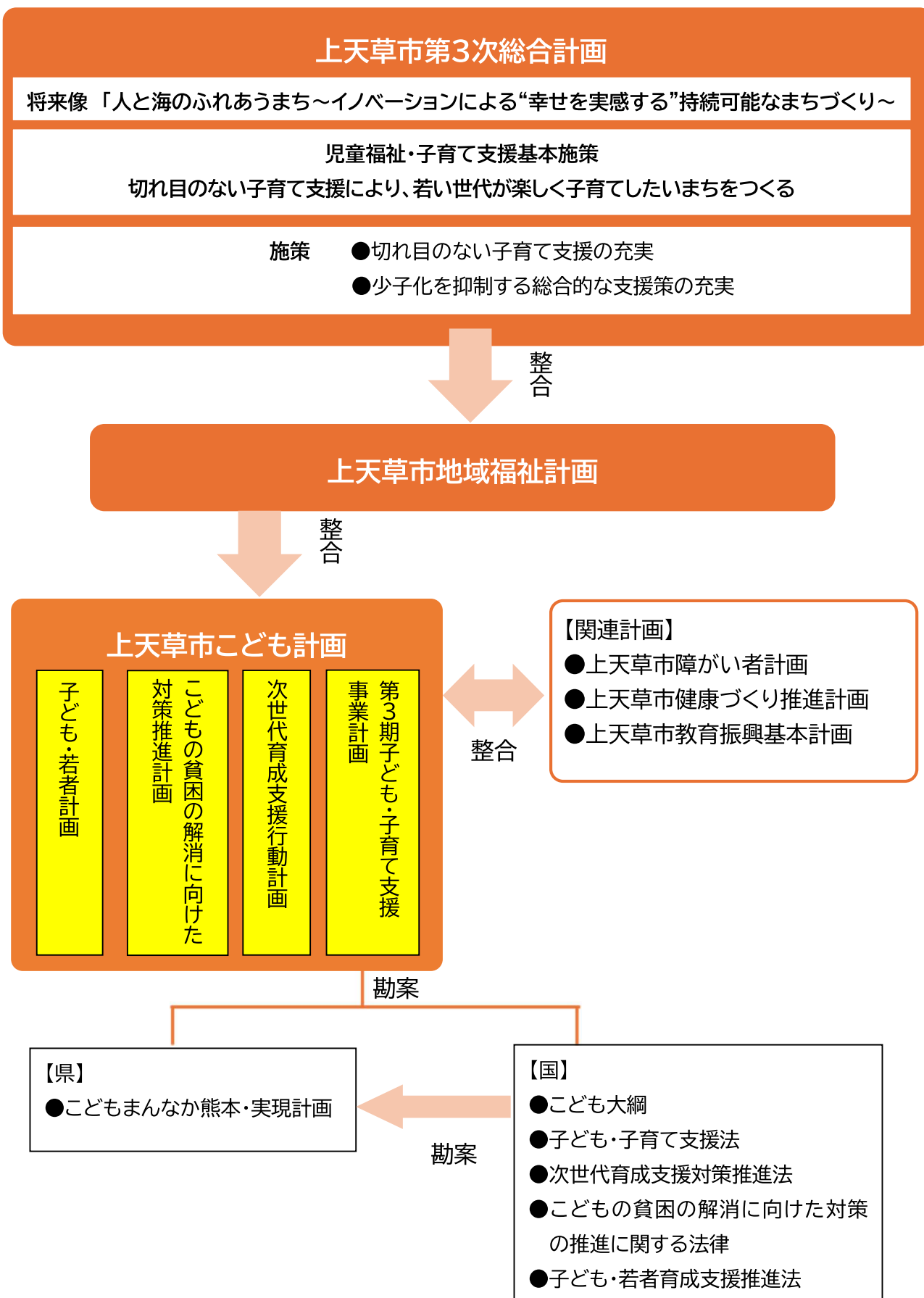
子育て世帯への経済的な支援

重点★18歳までを対象としたこどもの医療費の一部負担金に対する助成等、子育て世帯への経済的支援の充実

総合的な少子化対策の推進

重点★子育て中でも柔軟に働ける環境づくりやこどもの貧困化対策、ひとり親家庭への支援等子育てを取り巻く生活環境への総合的な支援策を推進します。

■本計画の位置づけ



3. 計画の期間

計画期間については、令和7年度を開始初年度とし、令和11年度までの5年間とします。

〈計画の期間〉

令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
上天草市こども計画					
					次期計画

4. 計画の策定体制

(1) 上天草市子ども・子育て会議による計画策定

本計画の策定にあたっては、「上天草市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所等の施設の定員設定のあり方等）に関わる審議を行いました。

(2) 各種調査の実施

本計画の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見を把握するため、就学前児童ならびに就学児童（小学1～6年生）をもつ保護者に対しニーズ調査を、小学生4～6年生と中学生、高校生及び上天草市に關係する若者（40歳未満）を対象に実態調査を実施しました。

(3) パブリック・コメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映するため、パブリック・コメントを実施しました。

第2章 上天草市のこども・子育てに関する課題

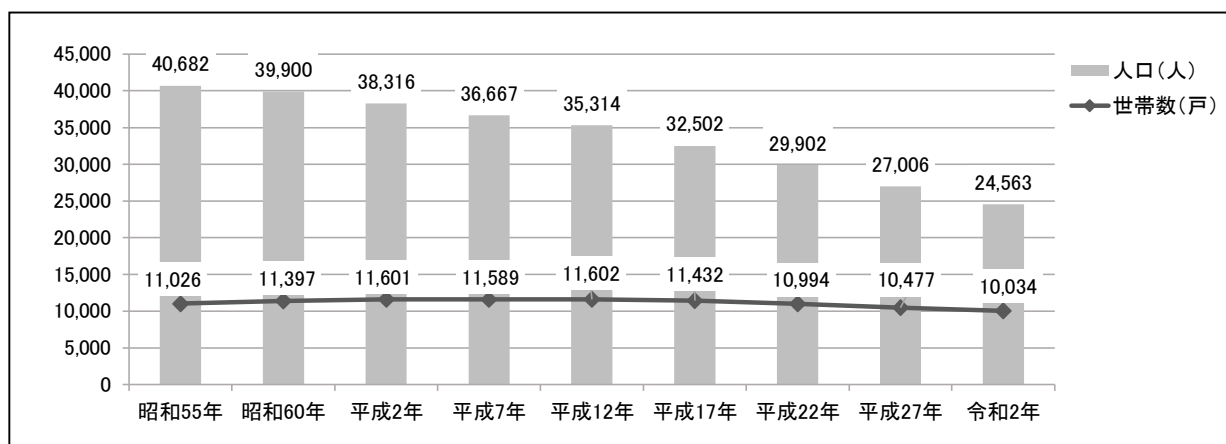
1. 上天草市のこども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口・世帯等の動向

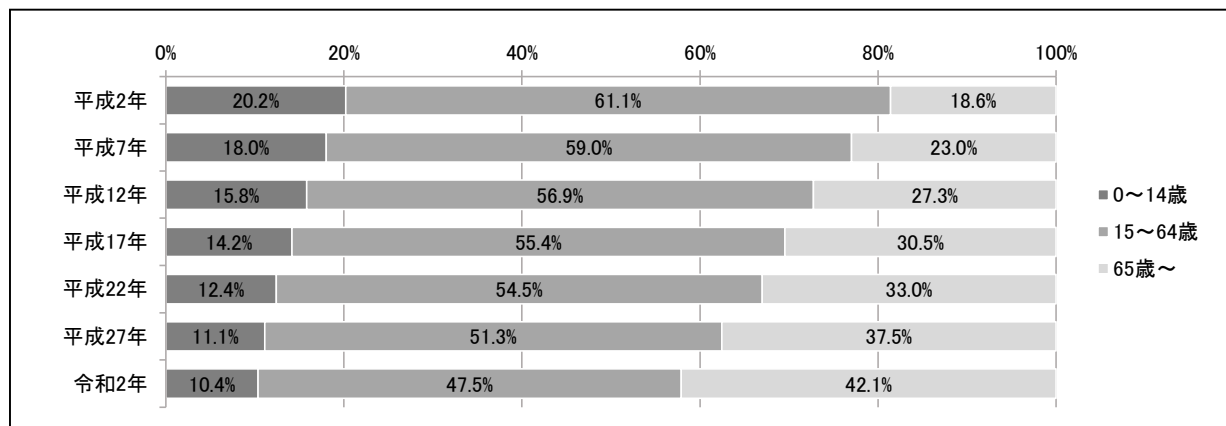
本市の人口等は、令和2年の国勢調査では24,563人、10,034世帯となり減少傾向が顕著になっています。

年齢階層別に人口割合（令和2年国勢調査）をみると、0～14歳の年少人口が10.4%、15～64歳の生産年齢人口が47.5%、65歳以上の老年人口が42.1%となり、少子高齢化が年々進んでいることが分かります。

■人口・世帯数の推移(国勢調査)



■年齢階層別人口の推移(国勢調査)

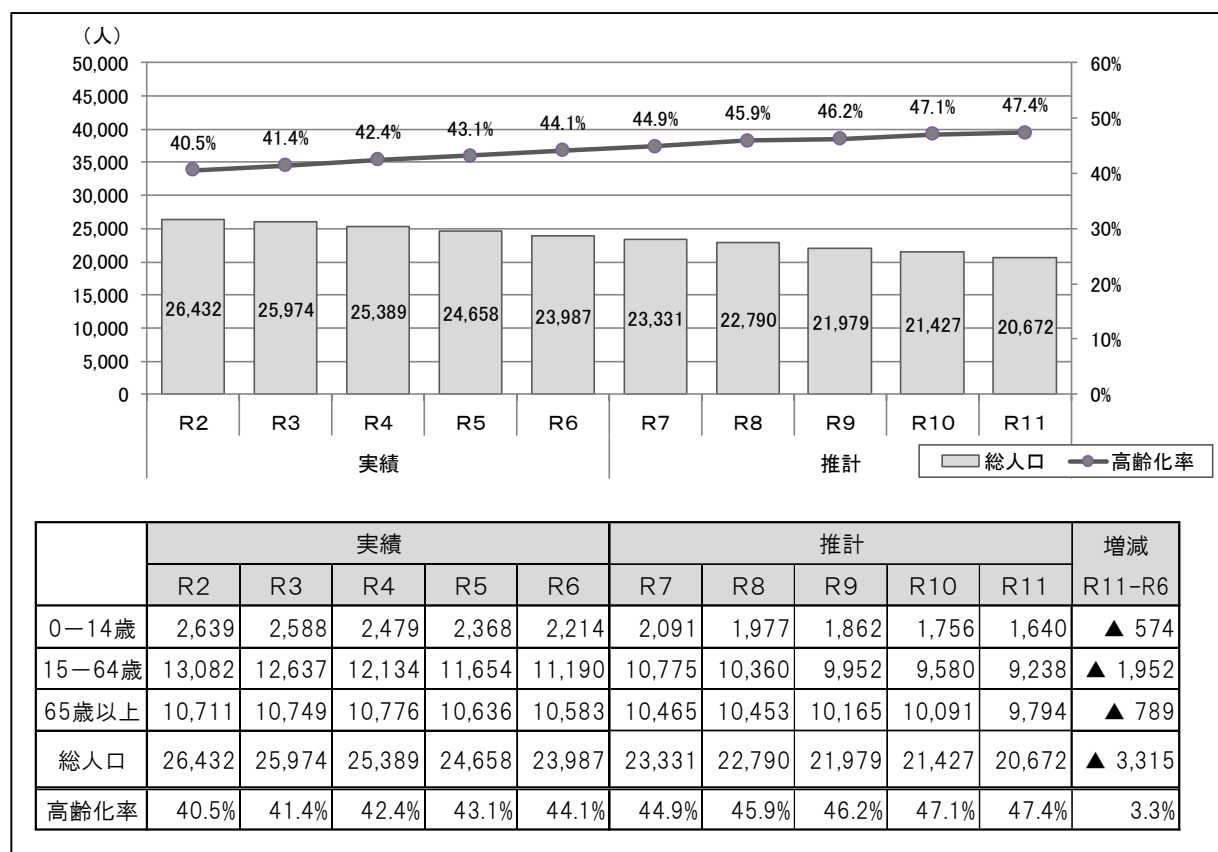


本市の人口の推移状況は、令和２年（４月１日現在）の 26,432 人から減少し、令和 6 年には 23,987 人となっています。また、コーホート法を用いて推計すると令和 11 年には、令和 6 年と比べると 3,315 人減少となる見込みです。

年齢 3 区分別の内訳をみると、生産年齢人口（15～64 歳）の減少が著しく、令和 6 年から令和 11 年の 6 年間で 1,952 人減少する見込みです。また、老年人口（65 歳以上）も同期間中に 789 人減少となりますが、高齢化率は上昇し、令和 11 年には 47.4%に達する見込みです。

※コーホート法：過去の年齢別・性別人口・出生者の男女比等を用いて将来人口を算出する方法

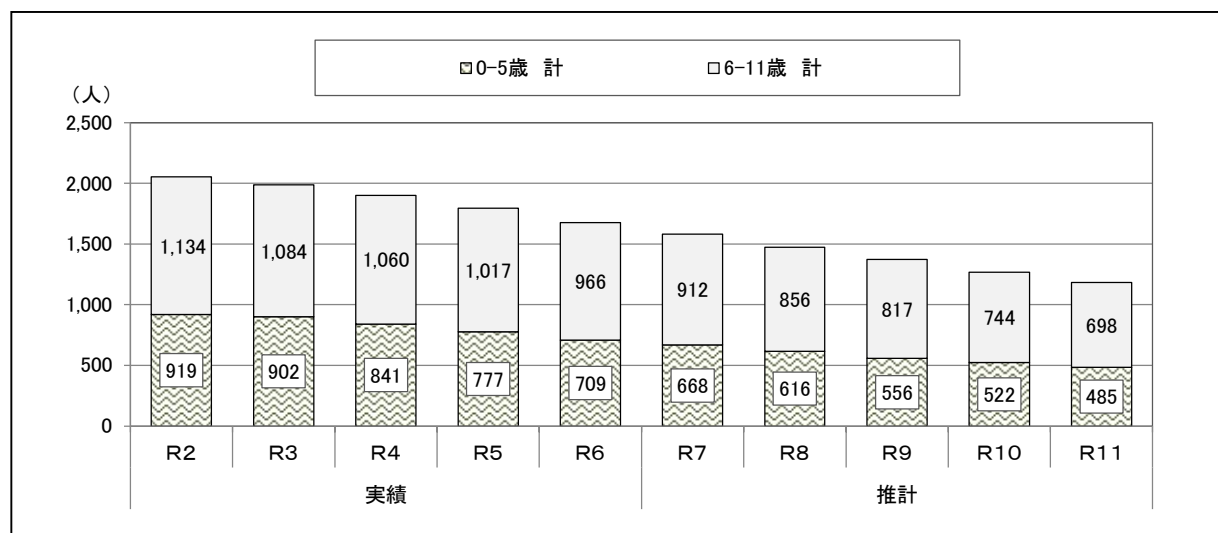
■人口推計(住民基本台帳)



就学前児童（0～5歳）は、令和6年（4月1日現在）の709人から、令和11年の485人へと224人減少する見込みです。

また、小学生（6～11歳）は、令和6年（4月1日現在）の966人から、令和11年の698人へと268人減少する見込みです。

■人口の推移(住民基本台帳)



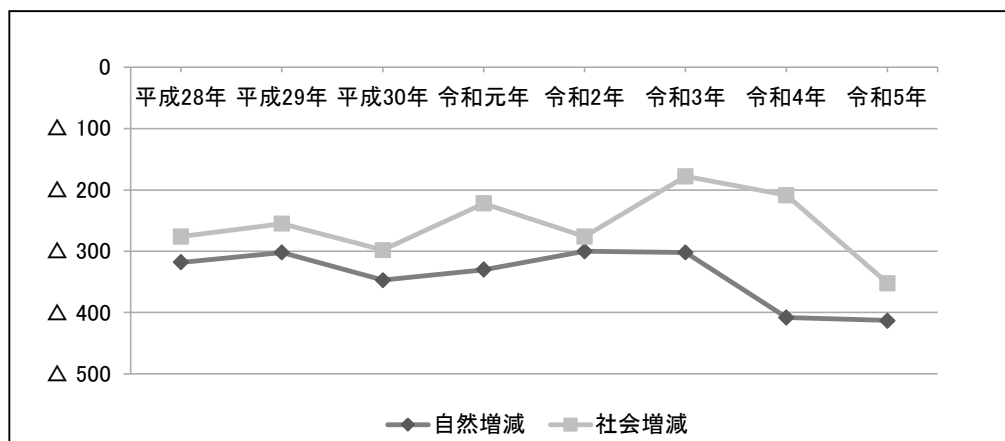
■人口推計(小学生以下)各年齢別

	実績					推計					増減 R11-R6
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
0歳	138	146	116	116	88	94	87	82	78	74	▲ 14
1歳	135	138	150	114	112	88	94	87	82	78	▲ 34
2歳	136	137	137	150	112	111	87	93	86	81	▲ 31
3歳	162	139	133	135	140	108	107	84	90	83	▲ 57
4歳	175	164	142	125	132	137	106	105	82	88	▲ 44
5歳	173	178	163	137	125	130	135	105	104	81	▲ 44
6歳	183	168	176	155	135	121	126	131	102	101	▲ 34
7歳	169	187	173	174	149	135	121	126	131	102	▲ 47
8歳	180	170	182	169	174	146	132	119	124	129	▲ 45
9歳	188	176	170	176	165	171	143	129	117	122	▲ 43
10歳	202	186	175	170	176	165	171	143	129	117	▲ 59
11歳	212	197	184	173	167	174	163	169	141	127	▲ 40
0-5歳 計	919	902	841	777	709	668	616	556	522	485	▲ 224
0-2歳 計	409	421	403	380	312	293	268	262	246	233	▲ 79
3-5歳 計	510	481	438	397	397	375	348	294	276	252	▲ 145
6-11歳 計	1,134	1,084	1,060	1,017	966	912	856	817	744	698	▲ 268
6-8歳 計	532	525	531	498	458	402	379	376	357	332	▲ 126
9-11歳 計	602	559	529	519	508	510	477	441	387	366	▲ 142
合計 (0-11歳)	2,053	1,986	1,901	1,794	1,675	1,580	1,472	1,373	1,266	1,183	▲ 492

(2)人口動態の推移

人口動態を見てみると、自然減、社会減傾向となっています。

■人口動態の推移(熊本県推計人口調査)

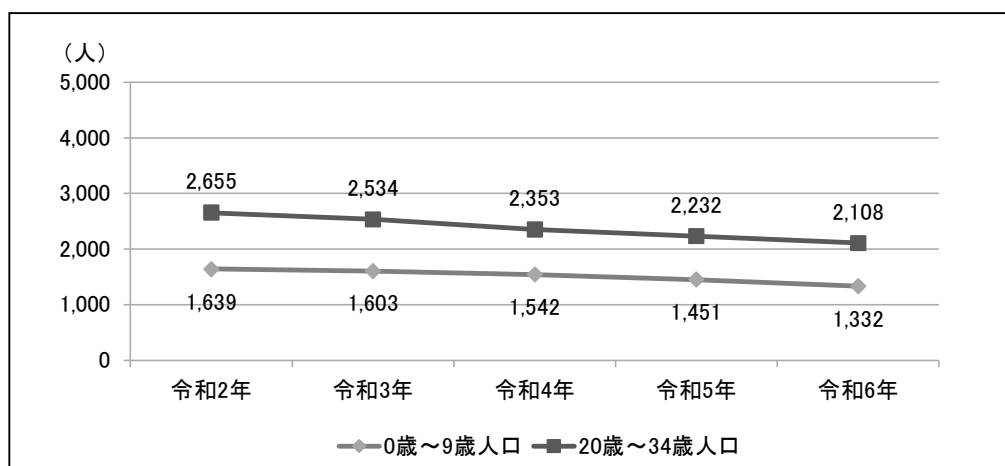


(3)子育て世帯の推移

少子化の指標のひとつである、0～9 歳人口の推移をみると、令和 2 年に 1,639 人であったのが、令和 6 年には 1,332 人と5年間で 18.7%減少しています。

また、20～34 歳人口の推移をみると、令和 2 年に 2,655 人であったのが、令和 6 年には 2,108 人と同じく 5 年間で 20.6%減少しています。

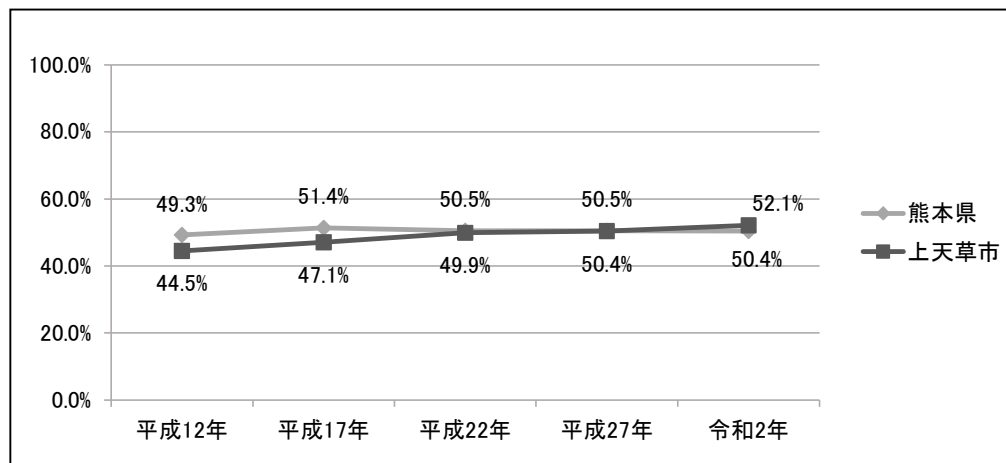
■0～9歳人口と20～34歳人口の推移(住民基本台帳)



(4)未婚率の推移

20～39 歳の未婚率の推移をみると、平成 17 年まで県全体と比較して下回っていましたが、上昇傾向が進み、令和 2 年には県全体を上回っています。

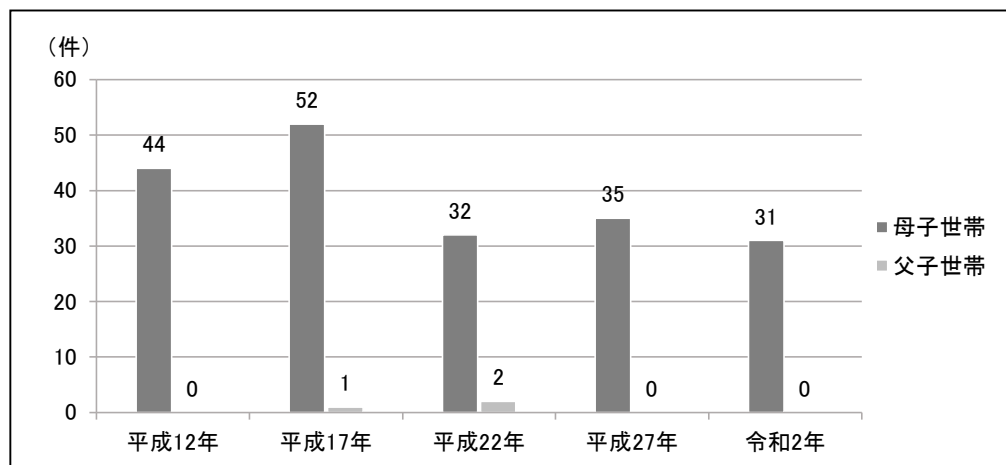
■20～39歳の未婚率の推移(国勢調査)



(5)母子・父子世帯数の推移

6 歳未満の子どもをもつ母子・父子世帯数（核家族のみ）の推移をみると、令和 2 年の調査では母子家庭 31 件、父子世帯が 0 件となっています。

■6歳未満の子どもをもつ母子・父子世帯数(核家族)の推移(国勢調査)



2. ニーズ調査からみた課題

(1) 調査の概要

① 調査の目的

この調査は、令和7年度から本格施行予定である子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見を把握するために実施しました。

② 調査の対象

令和6年1月現在で、上天草市内で就学前児童もしくは就学児童（小学1～6年生）をもつ全世帯を対象としました。

③ 調査の方法

調査票を対象者に郵送で配布し、郵送で回収する無記名郵送方式

④ 調査期間

令和6年2月16日（金）～令和6年2月29日（木）

⑤ 配布・回収状況

	配布数 (A)	回収数 (B)	有効回収数 (C)	有効回収率 (C/A)
就学前児童をもつ保護者	549	170	170	30.9
就学児童をもつ保護者 (小学1～6年生)	721	241	241	33.4

(2)調査結果 I 就学前児童対象調査

① 子育て環境について

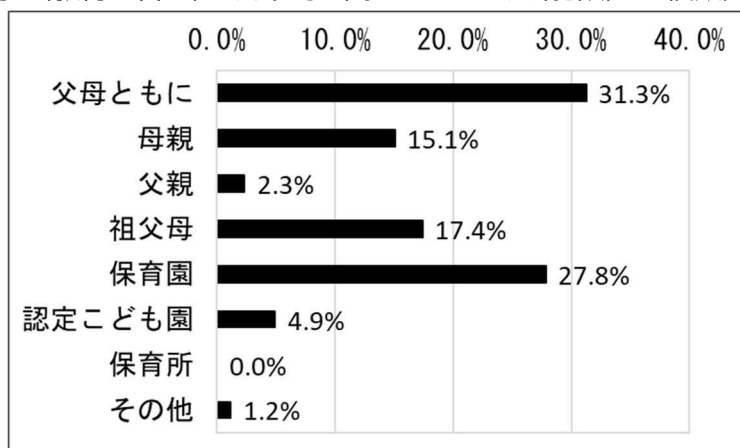
○子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人（施設）は、「父母ともに」が 31.3%と最も多く、次いで「保育園」が 27.8%となっています。子育て（教育を含む）にもっとも影響する環境は、「家庭」が 82.9%と最も多く、次いで「保育所（12.4%）」となっています。

○日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」人が 50.0%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」人が 51.2%となっています。日頃、こどもをみてもらえる親族がいると回答した人は 157 人で全体の約 9 割となっています。親族と支え合い、協力し合いながら子育てを行っている環境であると考えられます。

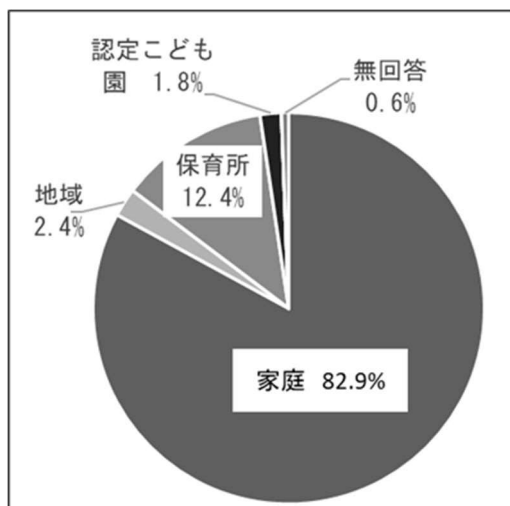
※回答者が 157 人（回答総数 170 人）であるので、約 9 割は親族にみてもらえているといえる。

○子育てに対して相談できる人（場所）が「いる/ある」と回答した人が 95.3%となっており、相談先は、「祖父母等の親族」が 82.1%と最も多く、次いで「友人や知人（67.9%）」、「保育士（48.1%）」となっています。

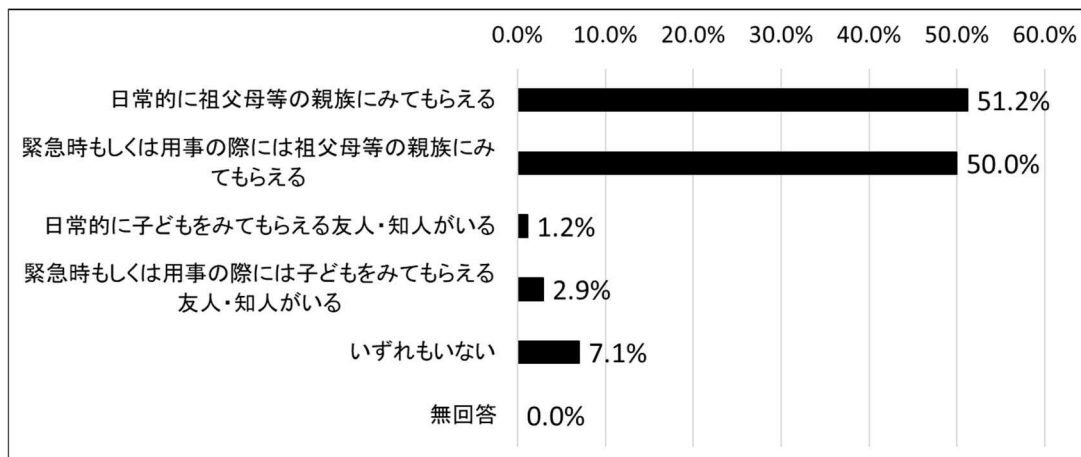
■子育て(教育を含む)に日常的に関わっている人(施設) ※複数回答



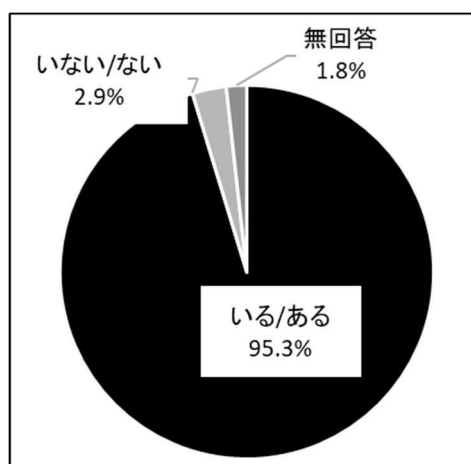
■子育て(教育を含む)に最も影響する環境



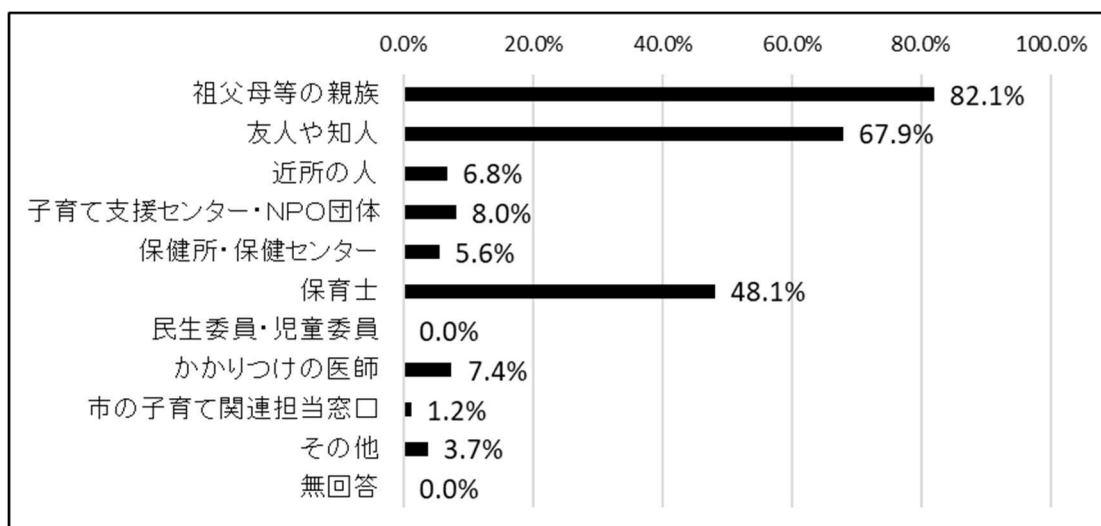
■日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無 ※複数回答



■子育て(教育を含む)の相談できる人の有無



■子育ての相談できる人がいる人の子育て(教育を含む)の相談先 ※複数回答

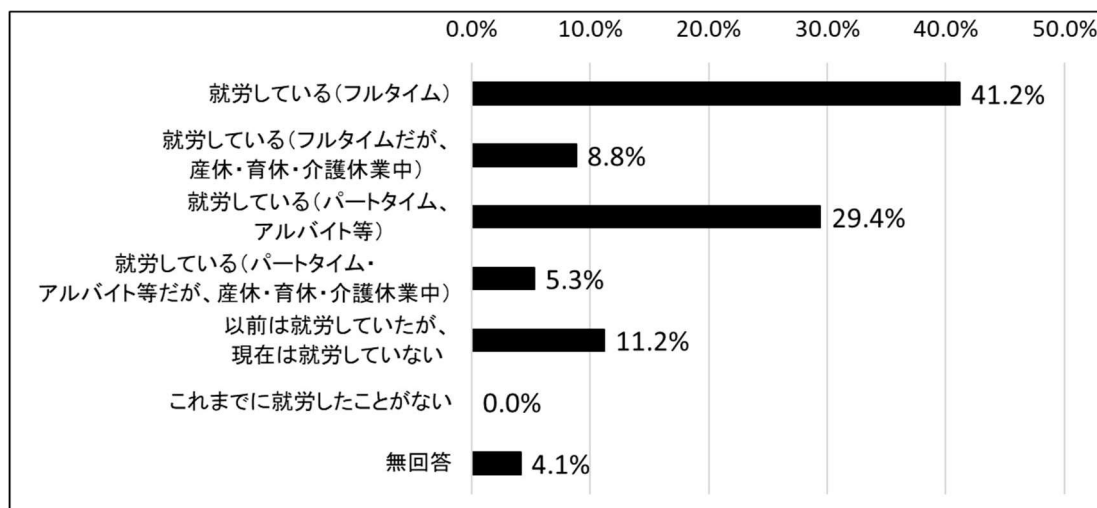


②保護者の就労状況について

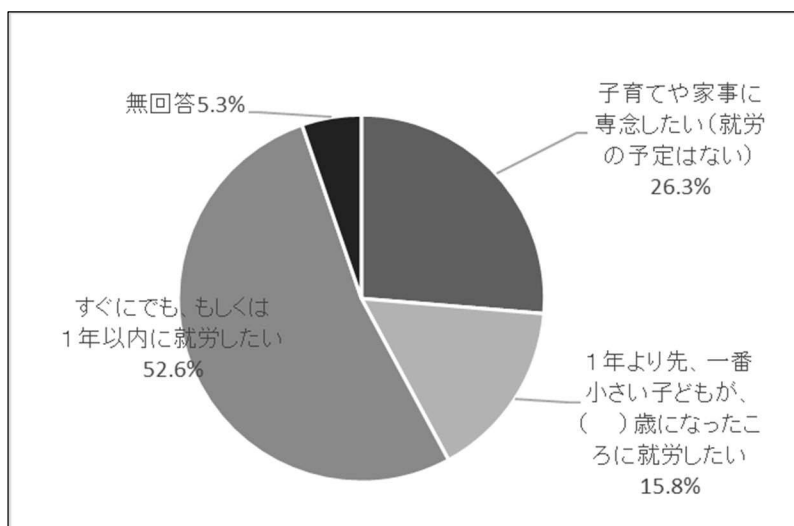
○母親の就労状況について、「就労している（フルタイム）」が 41.2%、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」が 29.4%、あわせると 70.6%が就労しています。「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」をあわせた、現在就労していない人は 11.2%となっています。

○現在、就労していない母親のうち、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が 52.6%となっています。「子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）」は 26.3%となっています。

■母親の就労状況



■現在、就労していない母親の就労希望

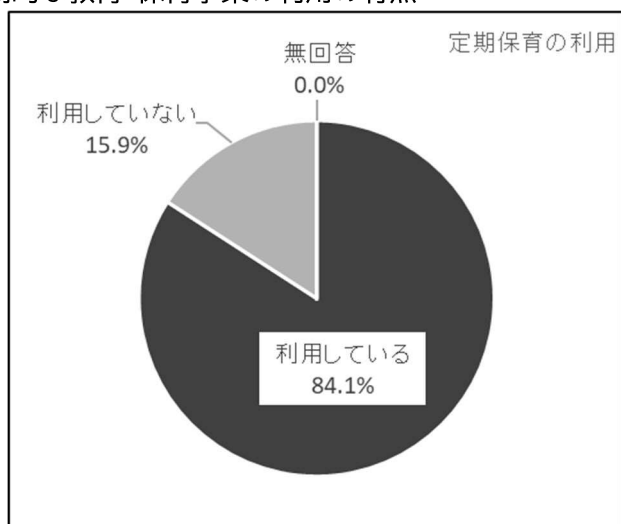


③平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

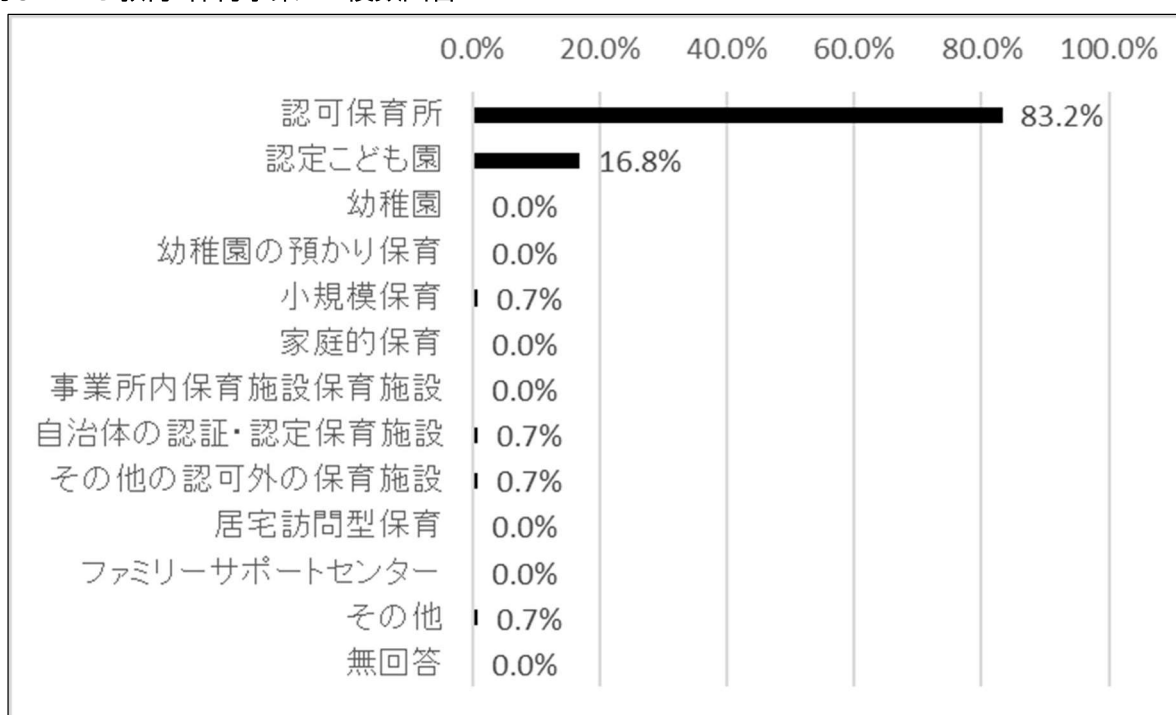
○定期的な教育・保育事業を「利用している」人が 84.1%、そのうち、83.2%が「認可保育所」を利用しています。

○定期的な教育・保育事業を「利用している」人の利用日数・時間は、「5日」が 81.8%と最も多くなっていますが、今後の希望日数についても「5日」が 65.7%と最も多くなっています。

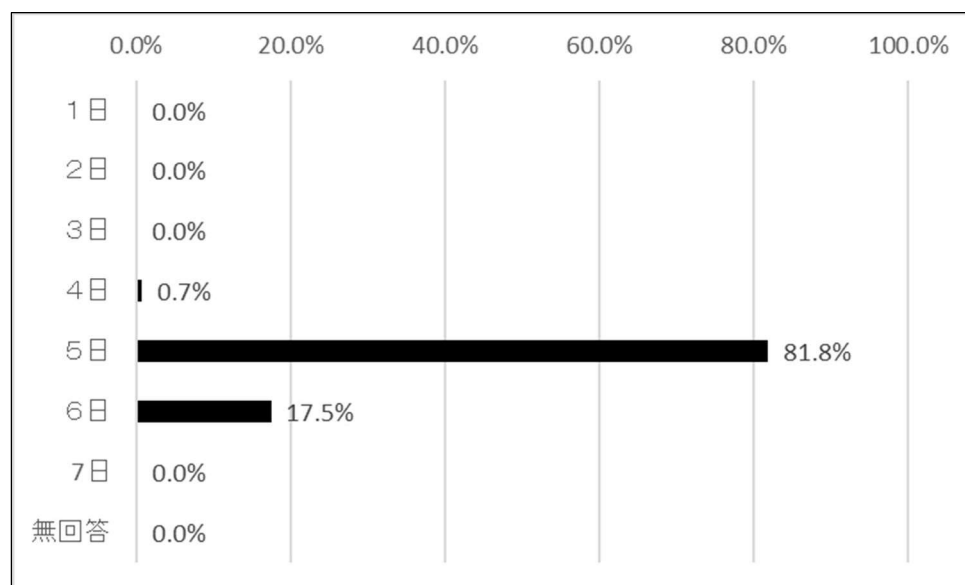
■定期的な教育・保育事業の利用の有無



■利用している教育・保育事業 ※複数回答



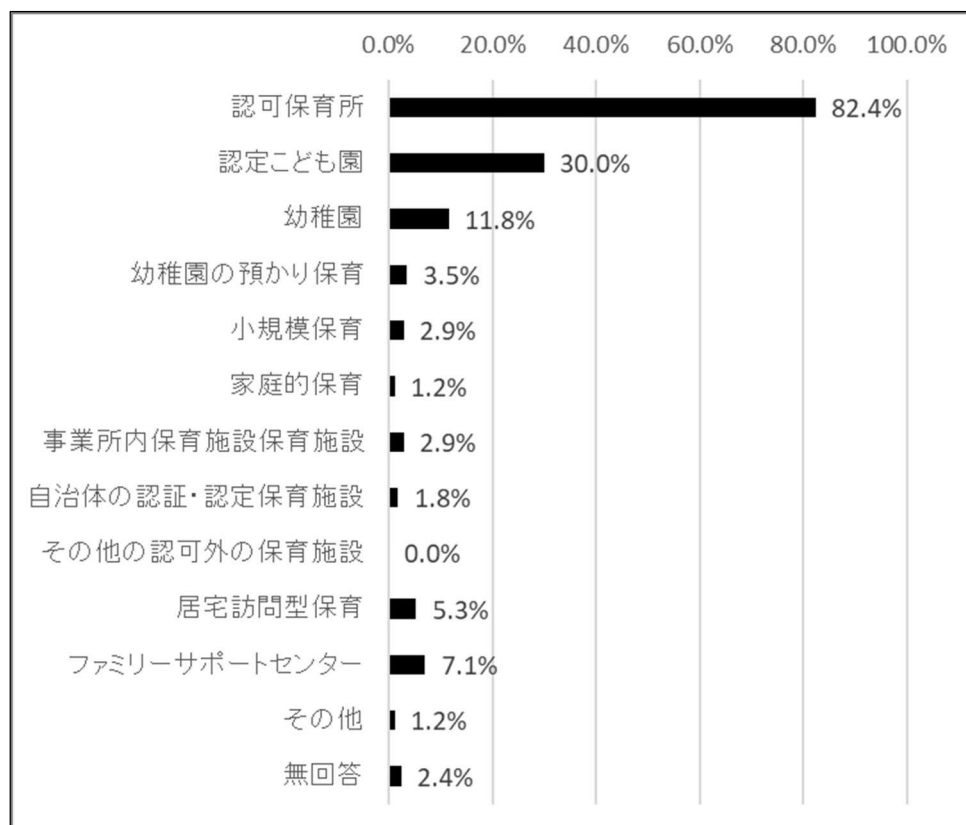
■教育・保育事業の1週あたりの利用日数



④今後の教育・保育事業の利用希望について

○今後利用したい教育・保育事業は「認可保育所」が 82.4%で最も多く、次いで「認定こども園」が 30.0%となっています。

■今後利用したい教育・保育事業 ※複数回答

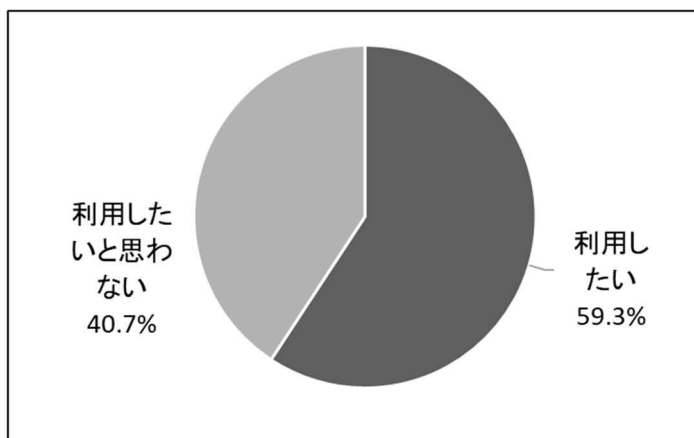


⑤第2子保育料無償化に伴う施設利用希望について

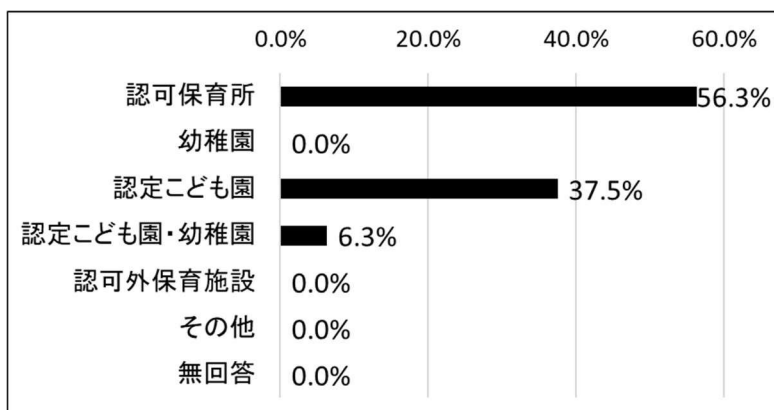
○第2子保育料無償化に伴う、新たな教育・保育施設の利用意向については「利用したい」が59.3%となっており、その場合に利用したい施設については「認可保育所」が56.3%と高くなっています。

○今後、下のきょうだいを入所させたい教育・保育施設の利用意向については「認可保育所」が65.3%、「認定こども園」が21.8%となっています。

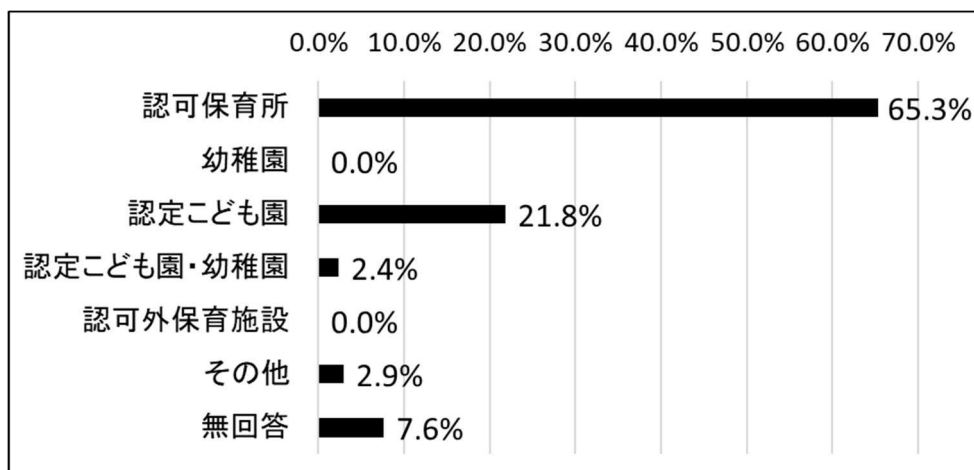
■新たな教育・保育施設の利用意向



■第2子保育料無償化に伴う利用したい施設 ※複数回答



■今後、下のきょうだいを入所させたい教育・保育施設

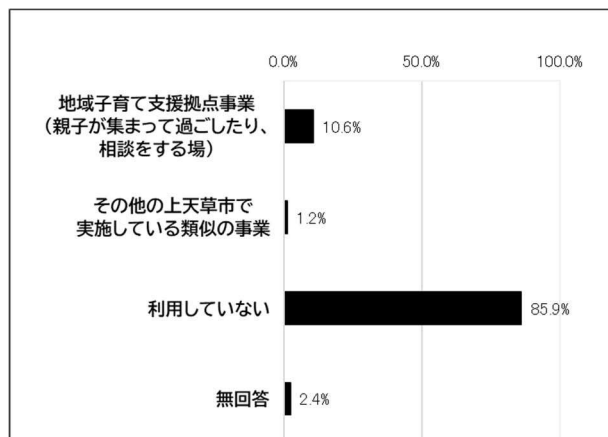


⑥地域の子育て支援事業の利用状況について

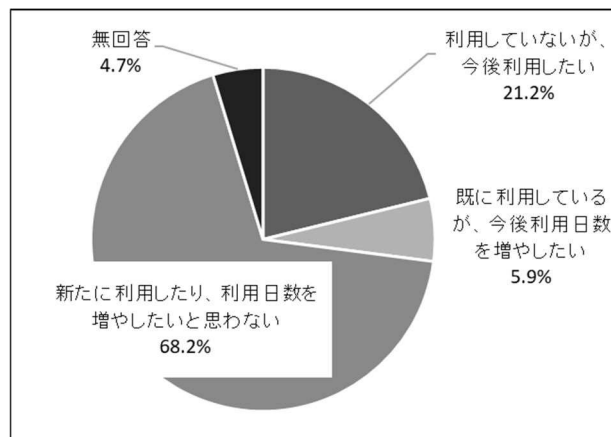
○「つどいの広場」「子育て支援センター」等の地域子育て支援拠点事業を利用している人は、10.6%と少数となっています。

○地域子育て支援拠点事業を「利用していないが、今後利用したい」人は 21.2%となっており、今後の新たな利用ニーズが見込まれます。

■地域子育て支援拠点事業の利用の有無



■今後の地域子育て支援拠点事業の利用の有無



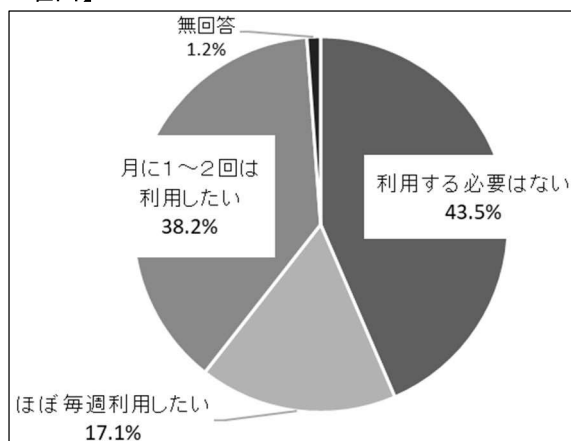
※地域子育て支援拠点事業：親子が集まって過ごしたり、相談したり、情報提供を受けたりする場で、「つどいの広場」「子育て支援センター」等と呼ばれる。

⑦土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望について

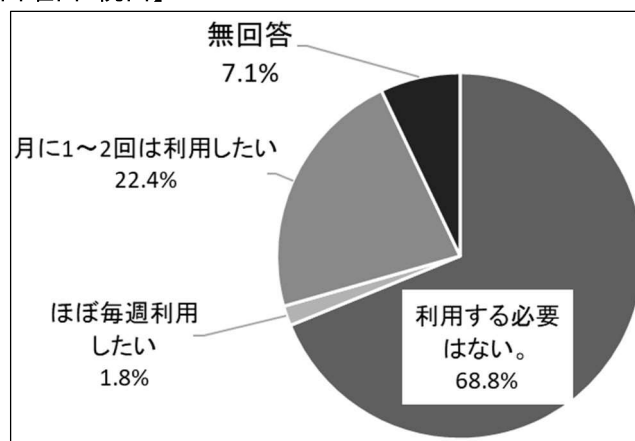
○土曜日の教育・保育事業については、土曜日は「ほぼ毎週利用したい」「月1～2回は利用したい」をあわせて利用したい人が 55.3%と多いが、日曜日は同様の2項目あわせた利用したい人は 24.2%と少なく、「利用する必要がない」が 68.8%となっています。

■土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望の有無

【土曜日】



【日曜日・祝日】



⑧病児・病後児保育への利用希望について

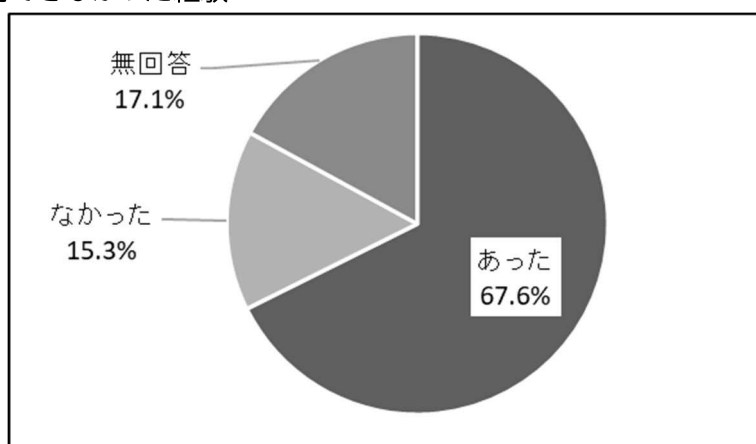
○平日の定期的な教育・保育事業を利用している人のうち、この1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」人は 67.6%となっており、その際の対処方法としては「母親が休んだ」が 90.5%と最も多く、「病児・病後児の保育を利用した」は 2.6%と少数となっています。

○お子さんが病気やケガで通常の事業が利用出来なかった際「できれば、病児・病後児保育施設等を利用したい」と思った人は 41.4%となり、実際の利用実態と比較して利用意向は高いことが伺われます。

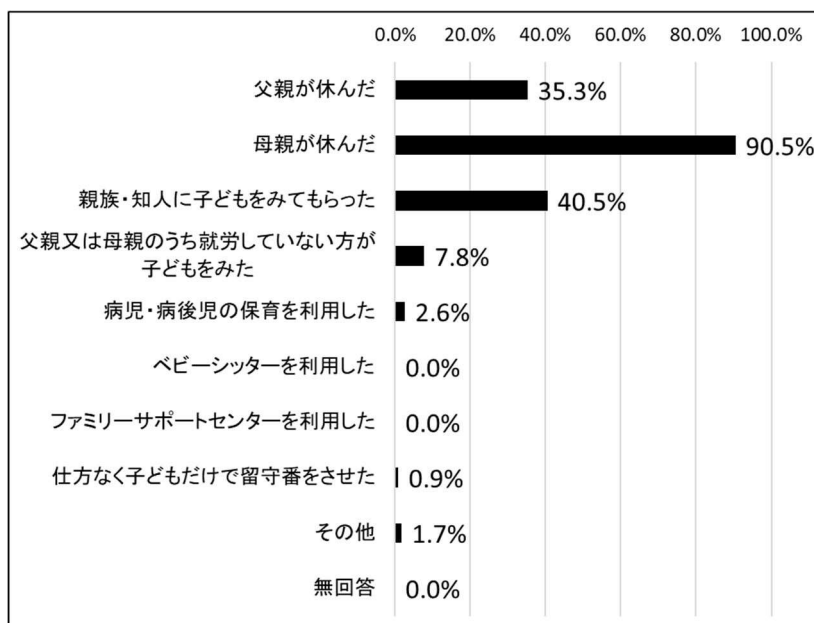
○病気・病後児のための保育施設等の望ましい事業形態は「他の施設に併設した施設でこどもを保育する事業」が 65.2%と最も多くなっています。

○一方、病児・病後児施設等を利用したいとは思わない人も 57.7%となっており、その理由としては「親が仕事を休んで対応する」が 69.3%、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が 48.5%となっています。

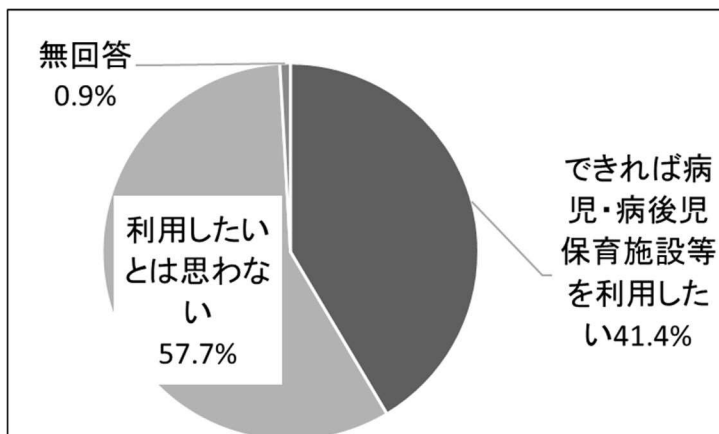
■(平日の定期的な教育・保育事業を利用している人のうち)この1年間で病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった経験



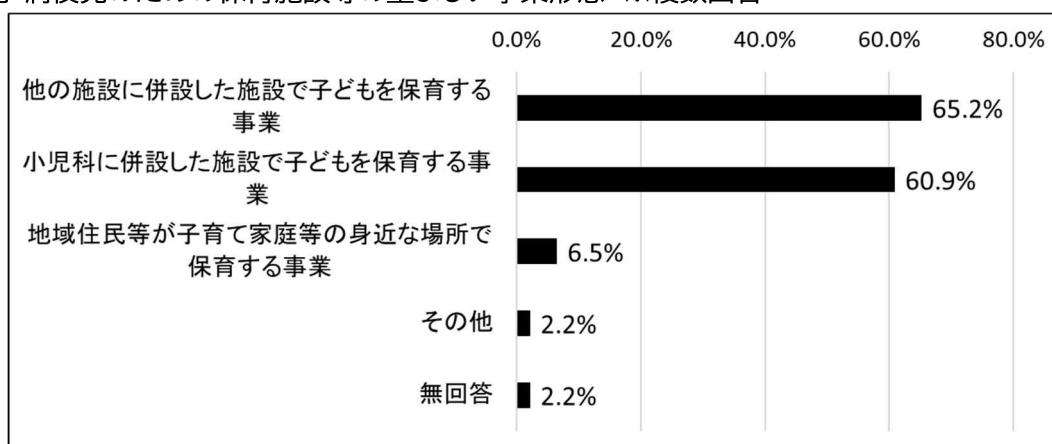
■教育・保育事業が利用できなかった時の対処方法



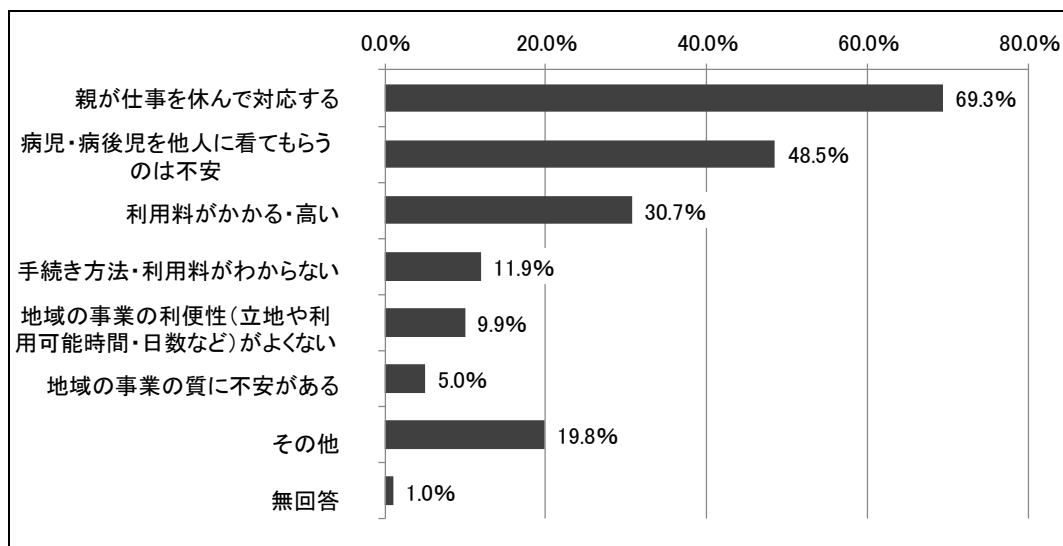
■病児・病後児のための保育施設等の利用意向



■病児・病後児のための保育施設等の望ましい事業形態 ※複数回答



■病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思わない理由 ※複数回答

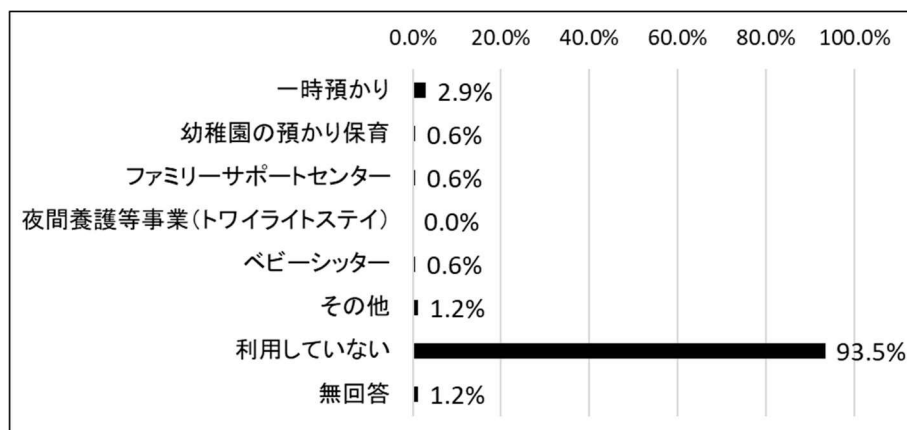


⑨不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

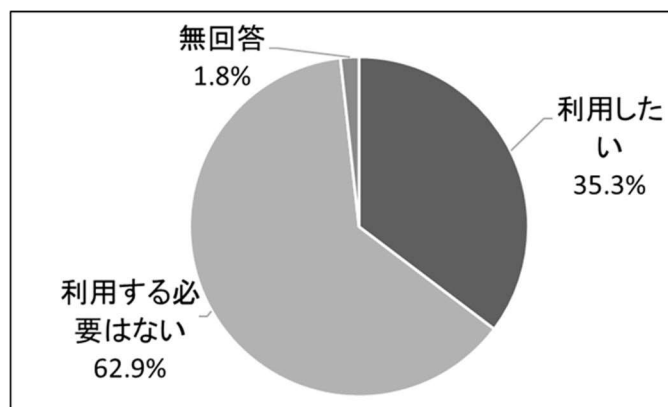
○日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期な就労等の目的で不定期に利用している教育・保育事業は「一時預かり」が 2.9%となっていますが、93.5%は「利用していない」となっています。祖父母等の親族と支え合い、協力し合いながら子育てを行っている環境であることも一つの要因と考えられ、利用が少ない現状となっています。

○今後の不定期の教育・保育事業の利用希望については「利用する必要はない」が 62.9%、「利用したい」が 35.3%となっています。

■不定期の教育・保育事業の利用の有無 ※複数回答



■今後の不定期の教育・保育事業の利用希望



⑩こどもの小学校就学後の放課後の過ごし方について

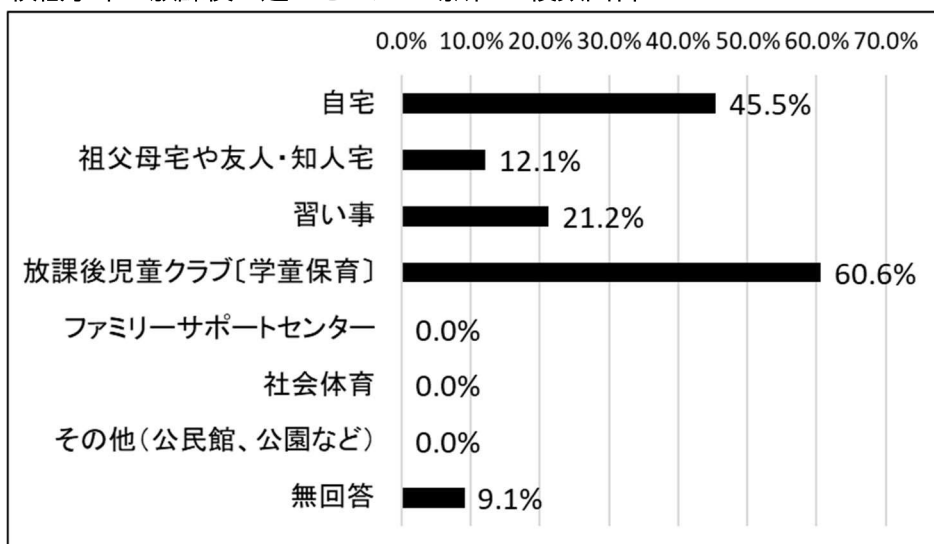
○小学校低学年時の放課後の過ごし方については「放課後児童クラブ（学童保育）」が 60.6%と最も多くなっています。小学校高学年になったら「自宅」が 78.8%と最も多く、「放課後児童クラブ（学童保育）」は 24.2%と少なくなっています。

○土曜日の放課後児童クラブの利用については「低学年（１～３年生）の間は利用したい」が 50.0%と高くなっており、日曜日・祝日についても「低学年（１～３年生）の間は利用したい」が 30.0%と高くなっています。

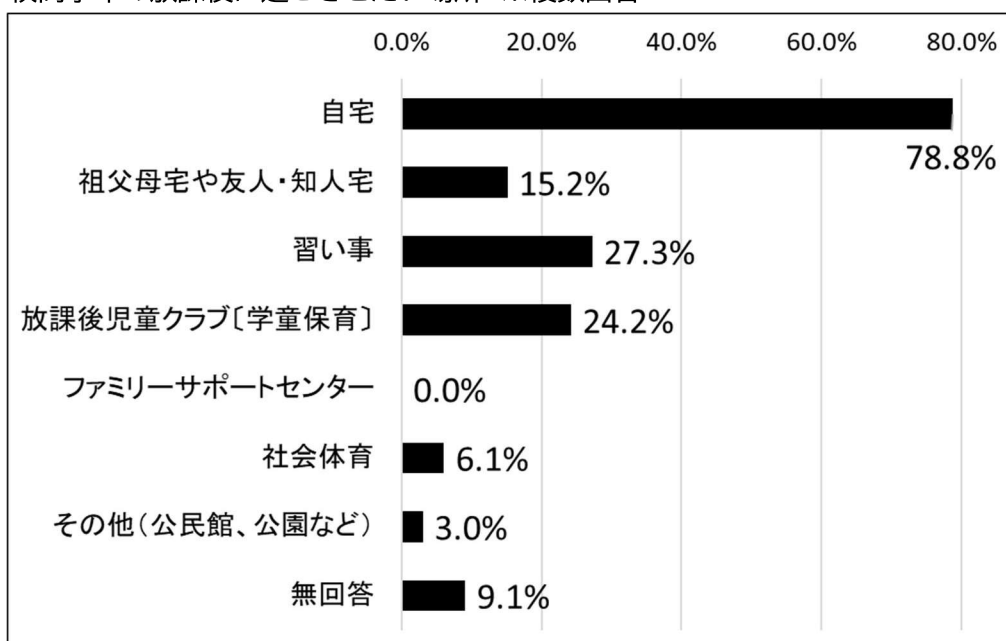
○放課後児童クラブの実施場所の希望については「児童が通う学校の空き教室等」が 55.0%、「近くの保育園」が 25.0%となっています。

○長期休暇の放課後児童クラブ利用意向については「低学年（１～３年生）の間は利用したい」が 30.0%と最も多く、次いで「高学年になっても利用したい」が 18.8%となっています。

■小学校低学年の放課後に過ごさせたい場所 ※複数回答

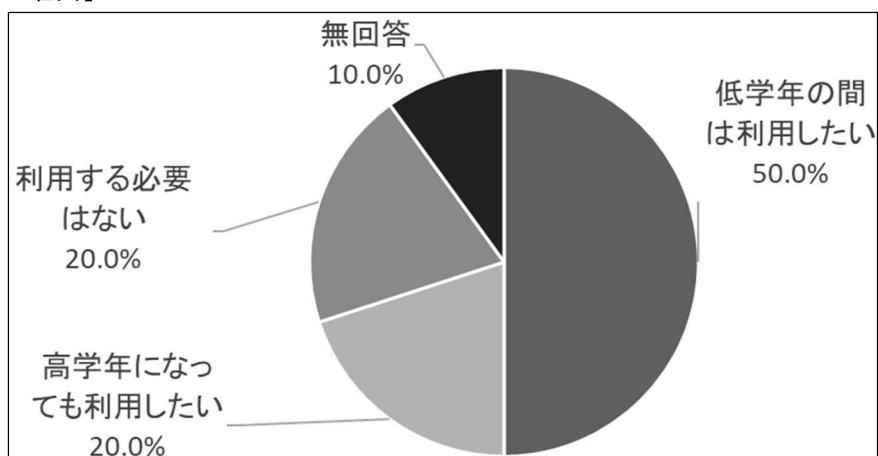


■小学校高学年の放課後に過ごさせたい場所 ※複数回答

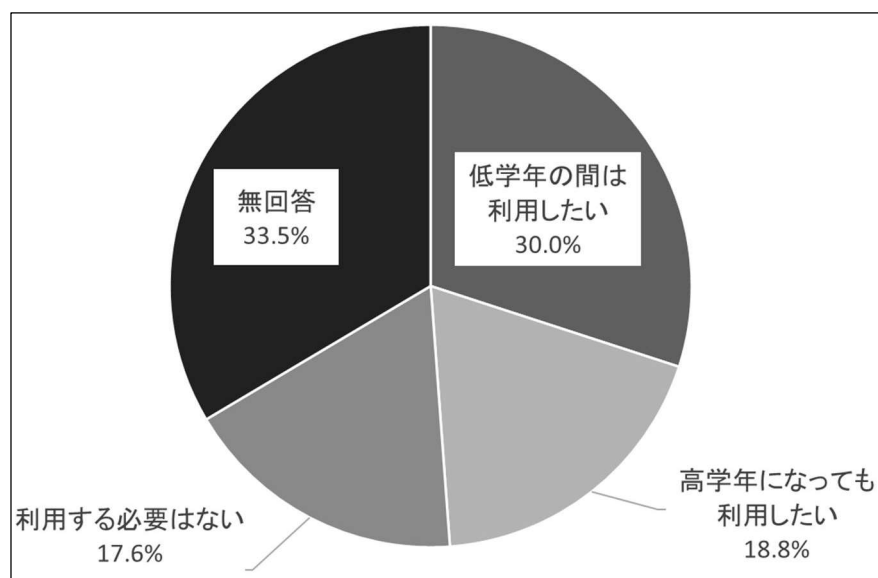


■土曜日、日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望

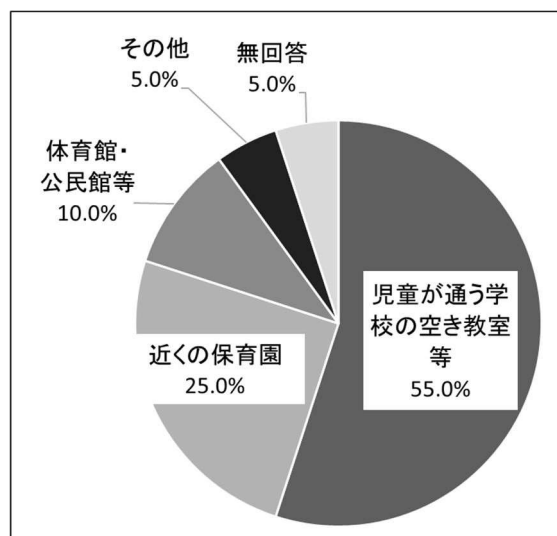
【土曜日】



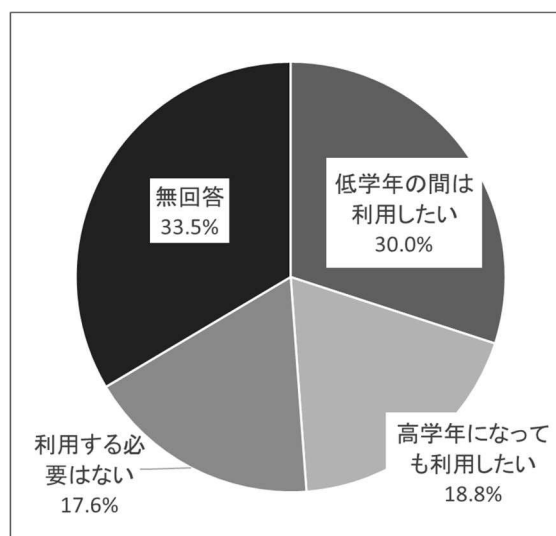
【日曜日・祝日】



■望ましい放課後児童クラブの実施場所



■長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望



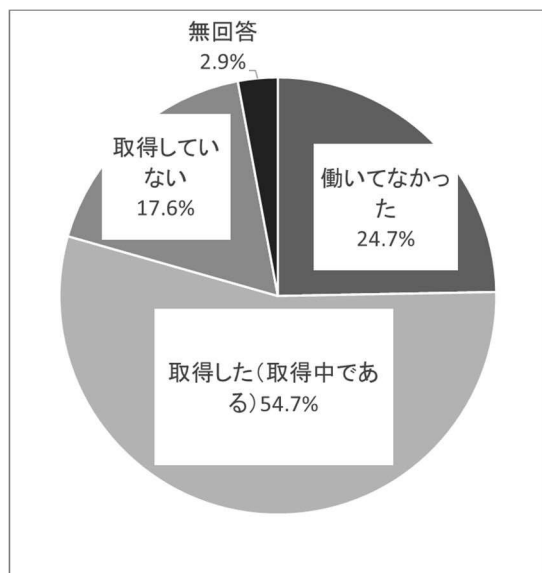
⑪育児と職場の両立支援制度の利用について

○育児休業の取得状況については母親の場合 54.7%が「取得した（取得中である）」のに対し、父親の場合は 4.1%となっています。

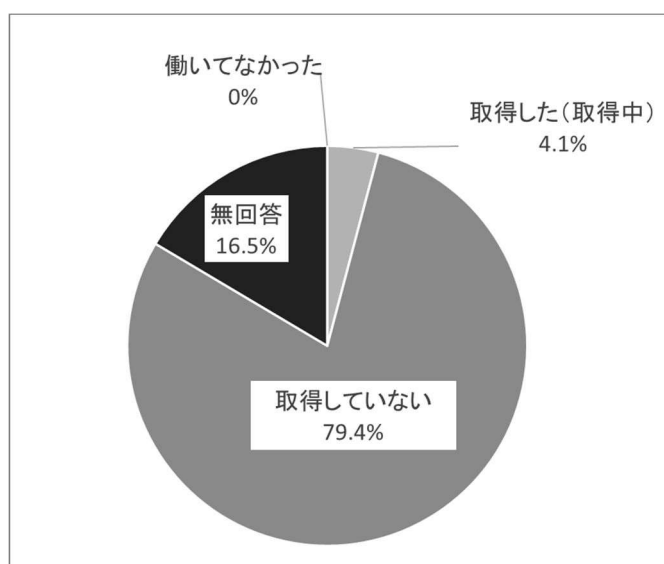
○母親の育児休業取得後の職場復帰状況については「育児休業取得後、職場に復帰した」人は 71.0%となっています。

■育児休業の取得の有無

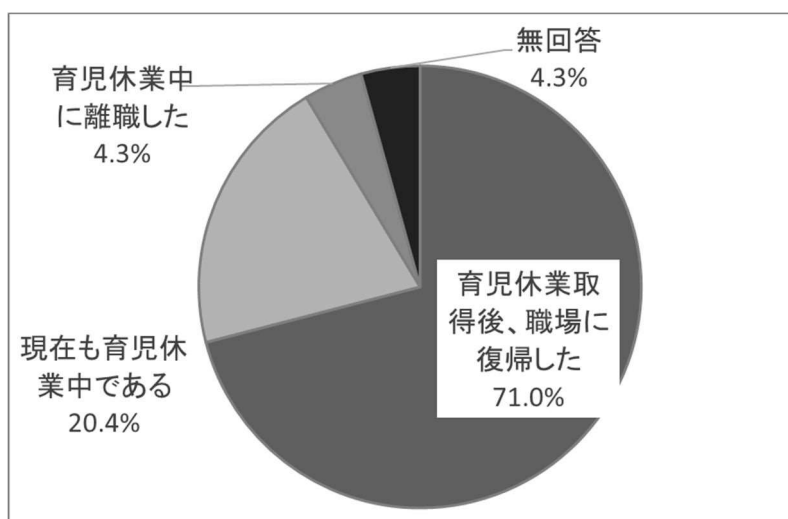
【母親】



【父親】



■母親の育児休業取得後の職場復帰



⑫妊娠中や出産、子育ての不安と悩みについて

○妊娠中、出産後に母親が精神的に不安定になった経験の有無については「時々あった」の回答割合が40.6%と最も多くなっています。

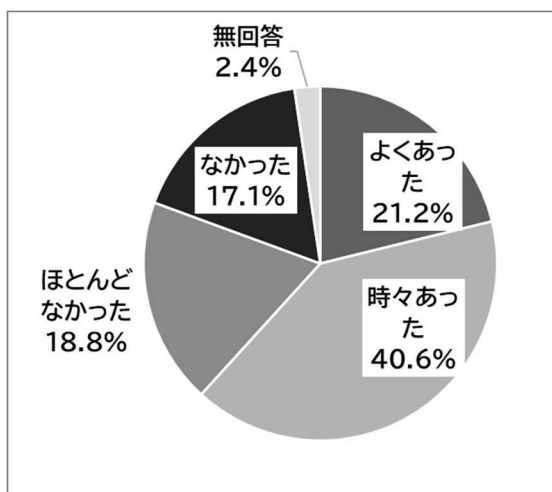
○妊娠中や出産後のサポートとして必要なサービスについては「買い物、食事のしたくなどの家事支援」が31.2%と最も多く、次いで「赤ちゃんの育児相談」が30.6%となっています。

○子育てへの不安感や負担感等の有無については「なんとなく不安や負担を感じる」が37.6%と最も多く、次いで「あまり不安や負担などは感じない」が30.6%となっています。

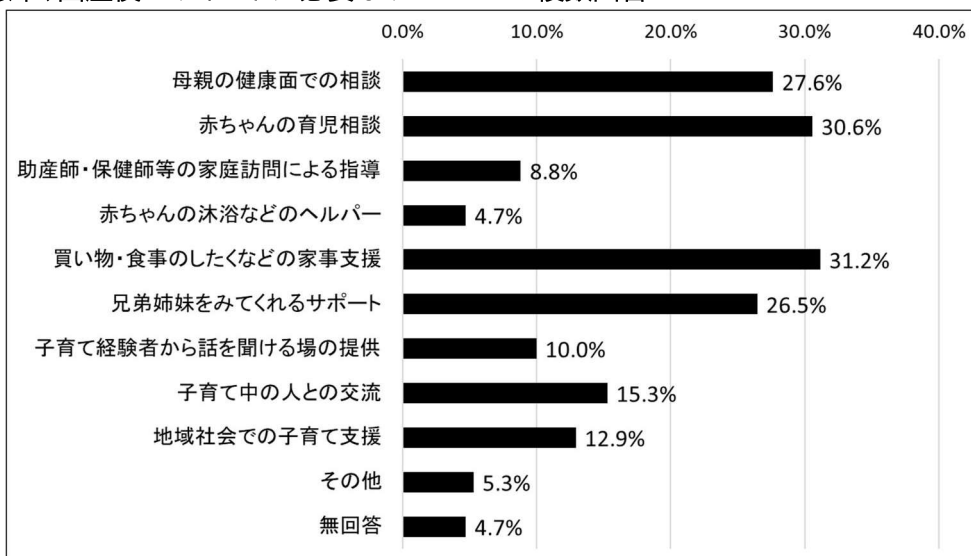
○子育てに関して悩んでいること、気になることについては「食事や栄養に関すること」が38.8%と最も多く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が37.6%、「子育てにかかる出費がかさむこと」が30.6%となっています。

○子育ての悩みや不安から、こどもにつらくあたった経験の有無については「たたり、どなったりするなど、つらくあたってしまうことがある」が33.5%となっています。「特にそんなことはない」は33.5%となっており、つらくあたる経験の有無は傾向が分かれる結果となっています。

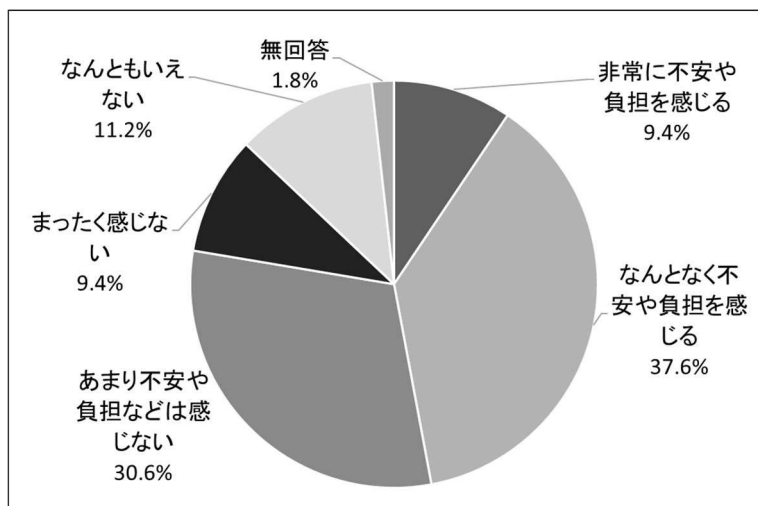
■妊娠中、出産後に母親が精神的に不安定になった経験



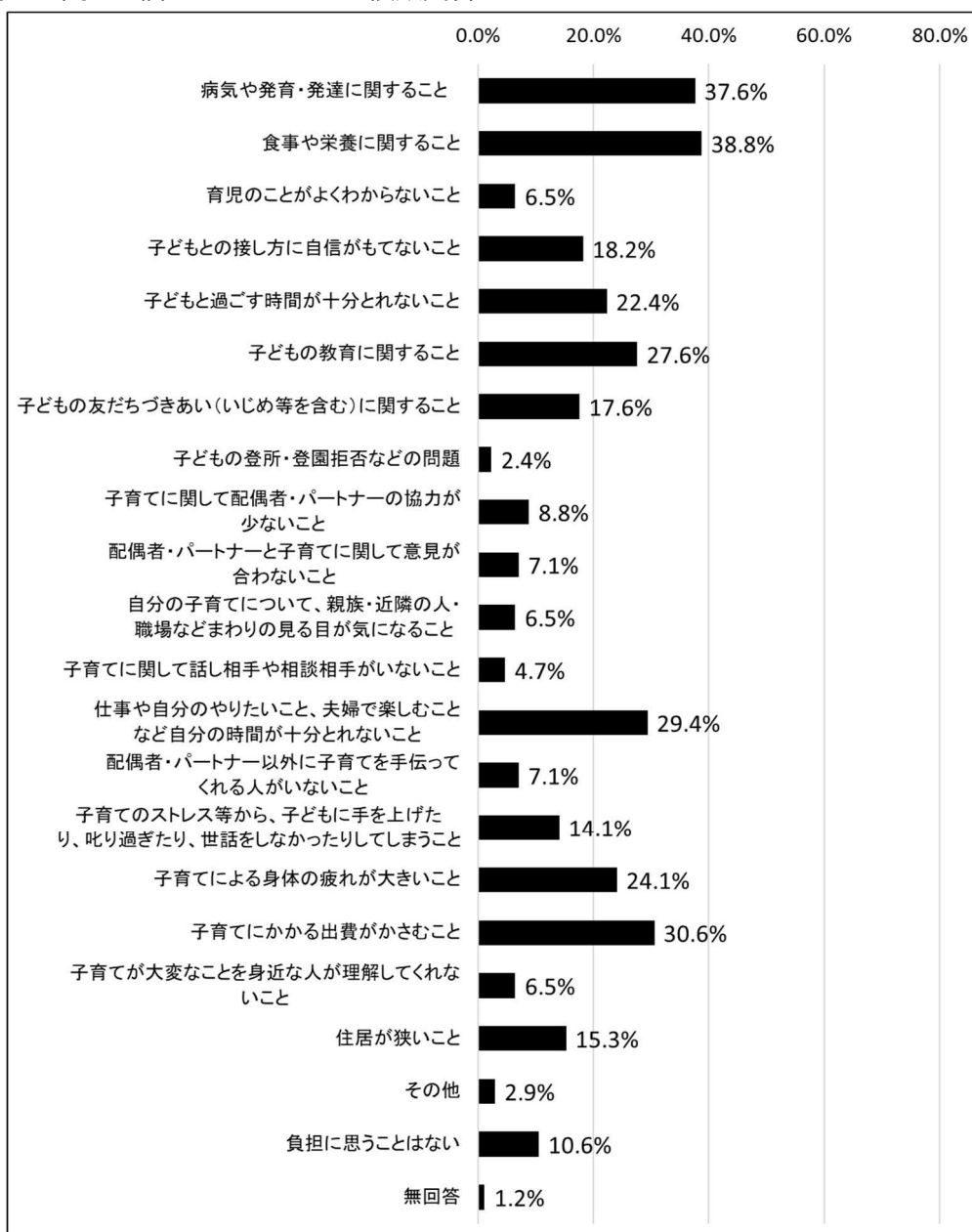
■妊娠中、出産後のサポートに必要なサービス ※複数回答



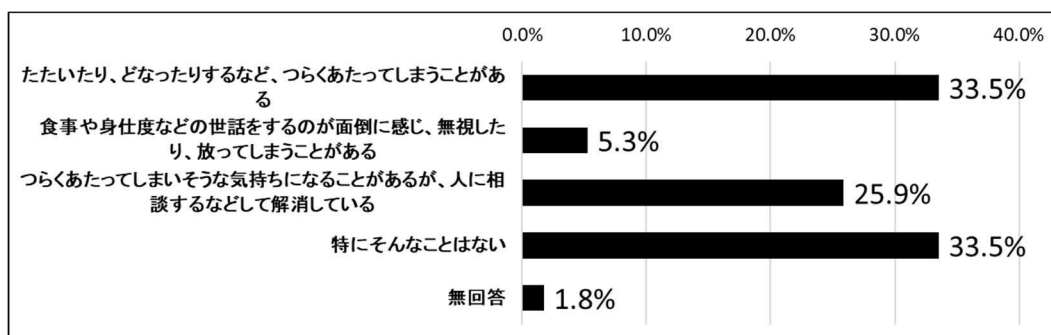
■子育てに関する不安感・負担感



■子育てに関して悩んでいること ※複数回答



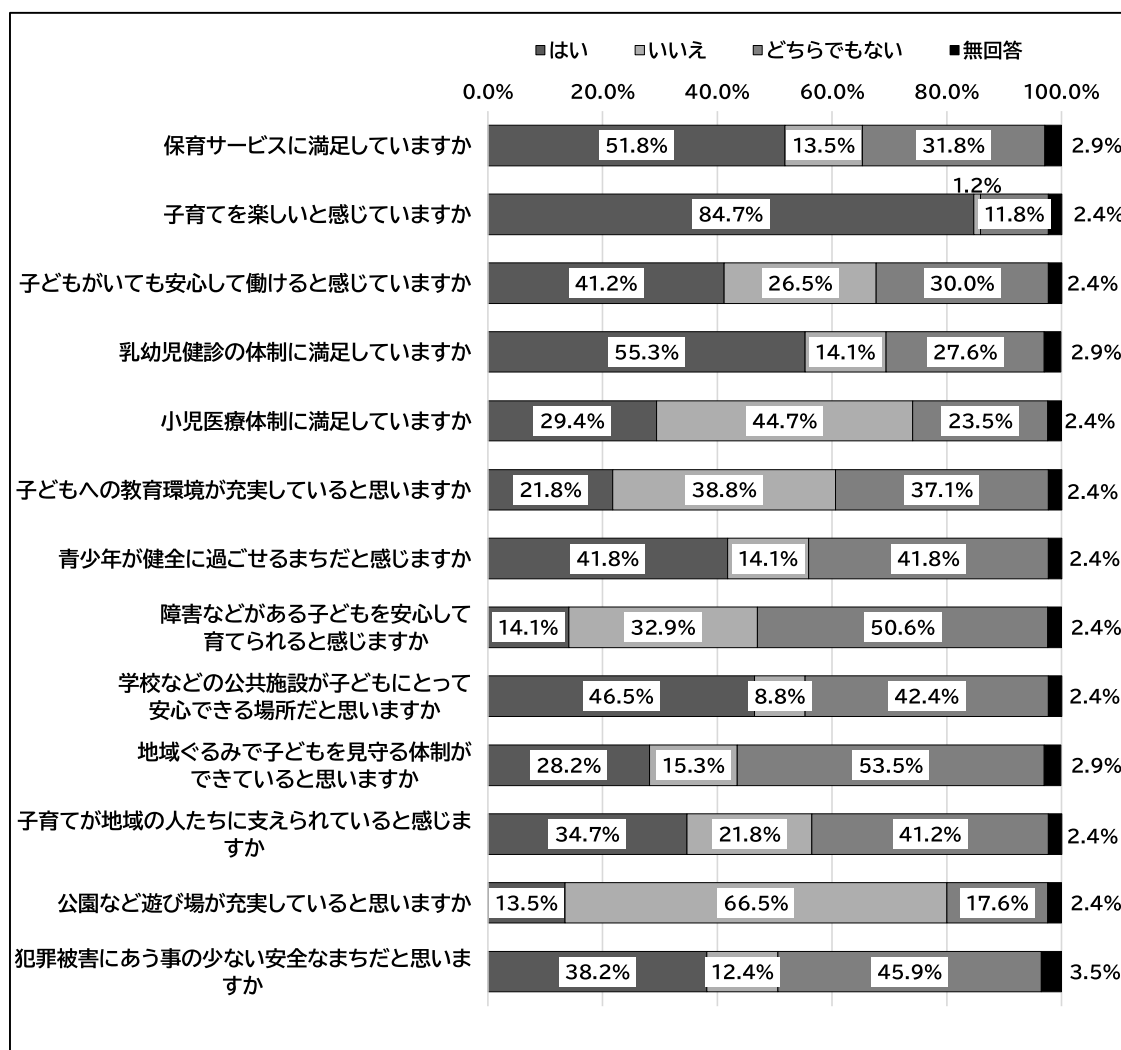
■子育ての悩み・不安からこどもにつらくあたる経験の有無



⑬上天草市の子育て環境及び施策について

- 市の子育て環境として満足度の高い（「はい」の回答率が高い）項目は「子育てを楽しんでいる（84.7%）」「乳幼児健診の体制に満足している（55.3%）」となっています。
- 一方、市の子育て環境として満足度の低い（「いいえ」の回答率が高い）項目は「公園など遊び場の充実（66.5%）」「小児医療体制（44.7%）」となっています。

■上天草市の子育て環境及び施策に対する意向

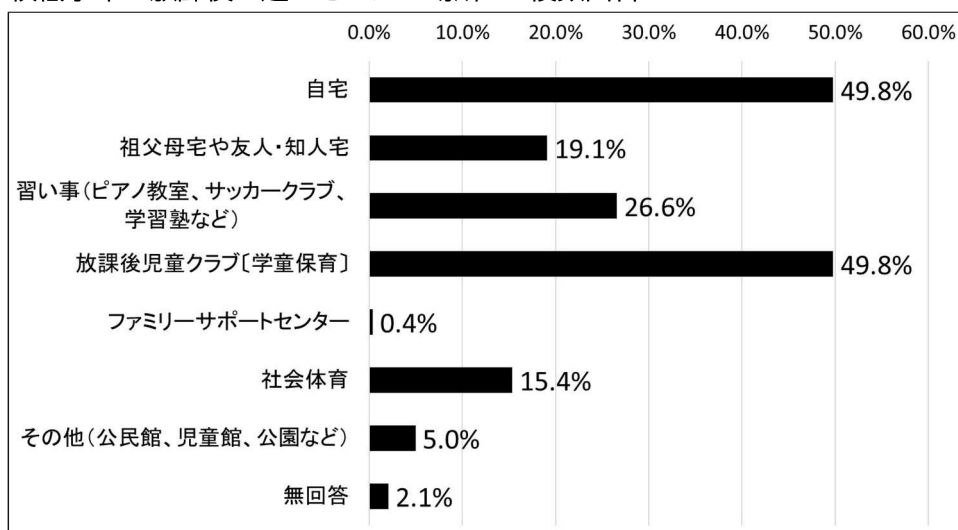


(3)調査結果Ⅱ就学児童(小学生)対象調査

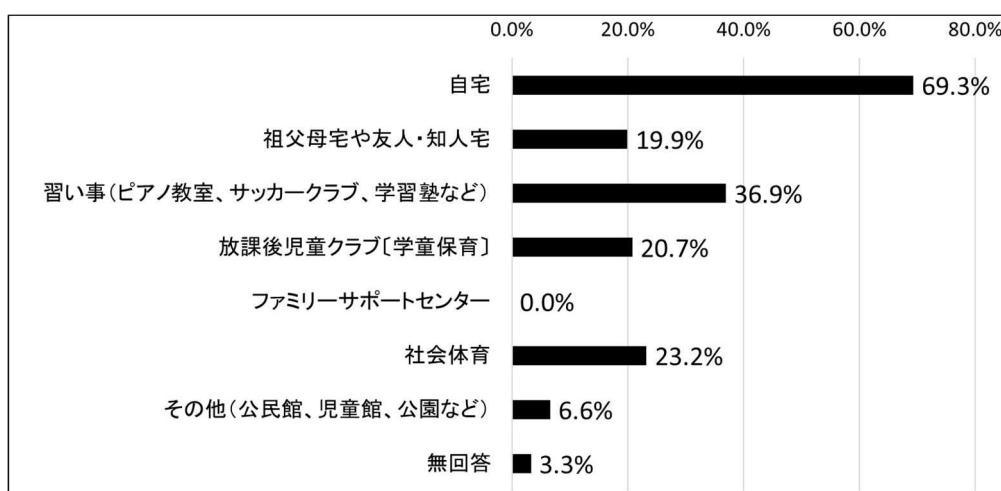
①こどもの小学校就学後の放課後の過ごし方について

- 小学校低学年時の放課後の過ごし方については「自宅」、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 49.8%と最も多く、次いで「習い事」が 26.6%となっています。
- 小学校高学年では「自宅」が 69.3%と最も多く、「放課後児童クラブ」は 20.7%と少なくなっています。
- 土曜日の放課後児童クラブの利用希望については「利用する必要はない」が 56.5%と最も多く、次いで「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が 18.5%となっています。日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望については「利用する必要はない」が 78.2%と最も多くなっています。
- 長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望については、「利用する必要はない」が 45.6%と最も多くなっています。

■小学校低学年の放課後に過ごさせたい場所 ※複数回答

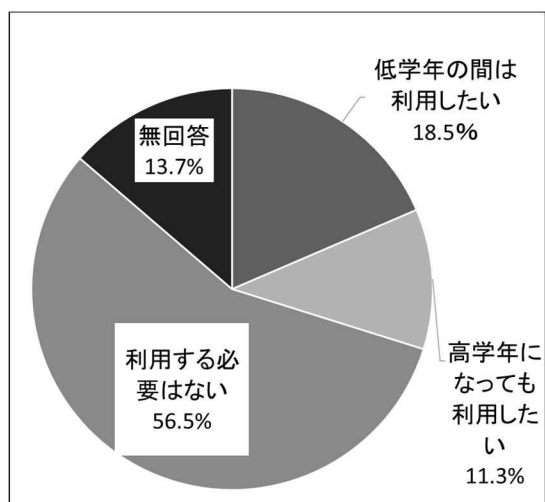


■小学校高学年の放課後に過ごさせたい場所 ※複数回答

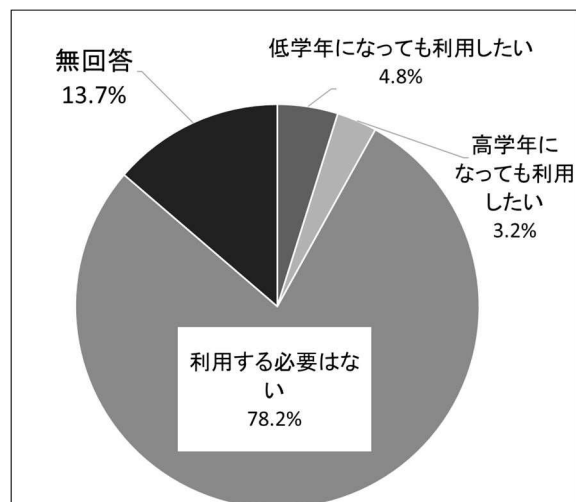


■土曜日、日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望

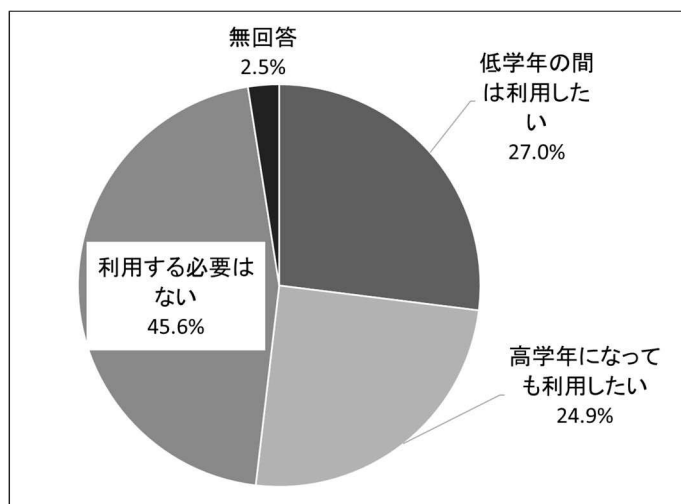
【土曜日】



【日曜日・祝日】



■長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望



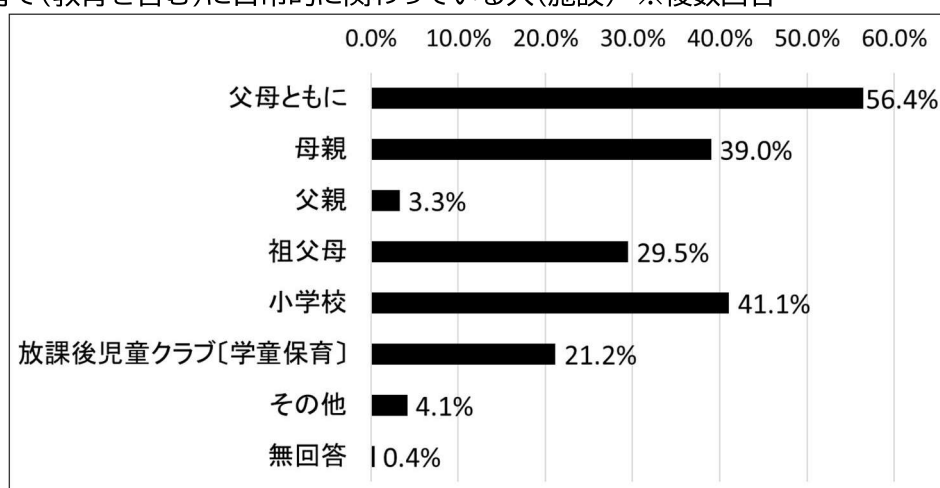
②子育て環境について

○子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人（施設）は、「父母ともに」が 56.4%と最も多く、次いで「小学校」が 41.1%となっています。

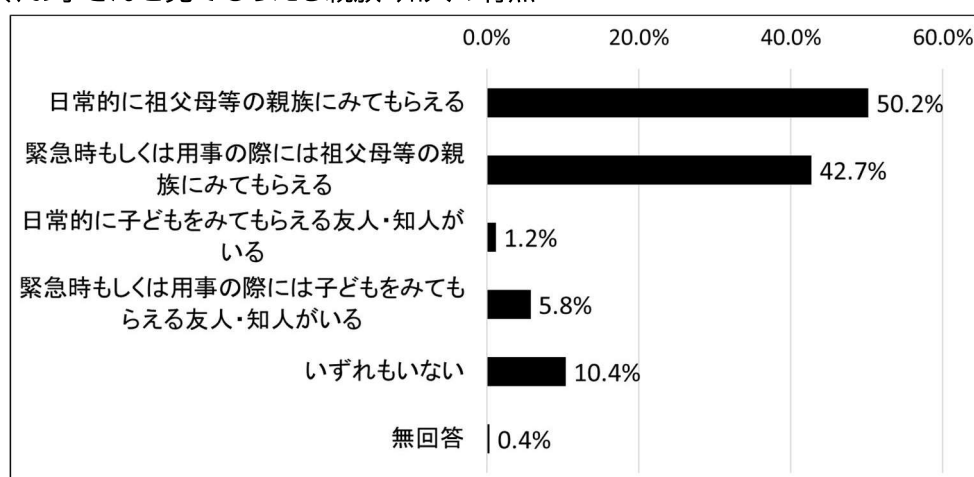
○日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無は「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 50.2%と最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 42.7%となっています。

○子育ての相談できる人（場所）が「いる／ある」と回答した人が 90.0%となっており、相談先は「祖父母等の親族」が 77.4%と最も多く、次いで「友人や知人」が 75.1%となっています。

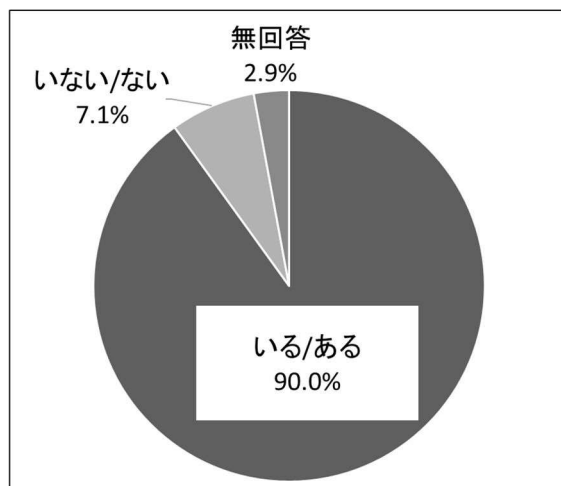
■子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人（施設） ※複数回答



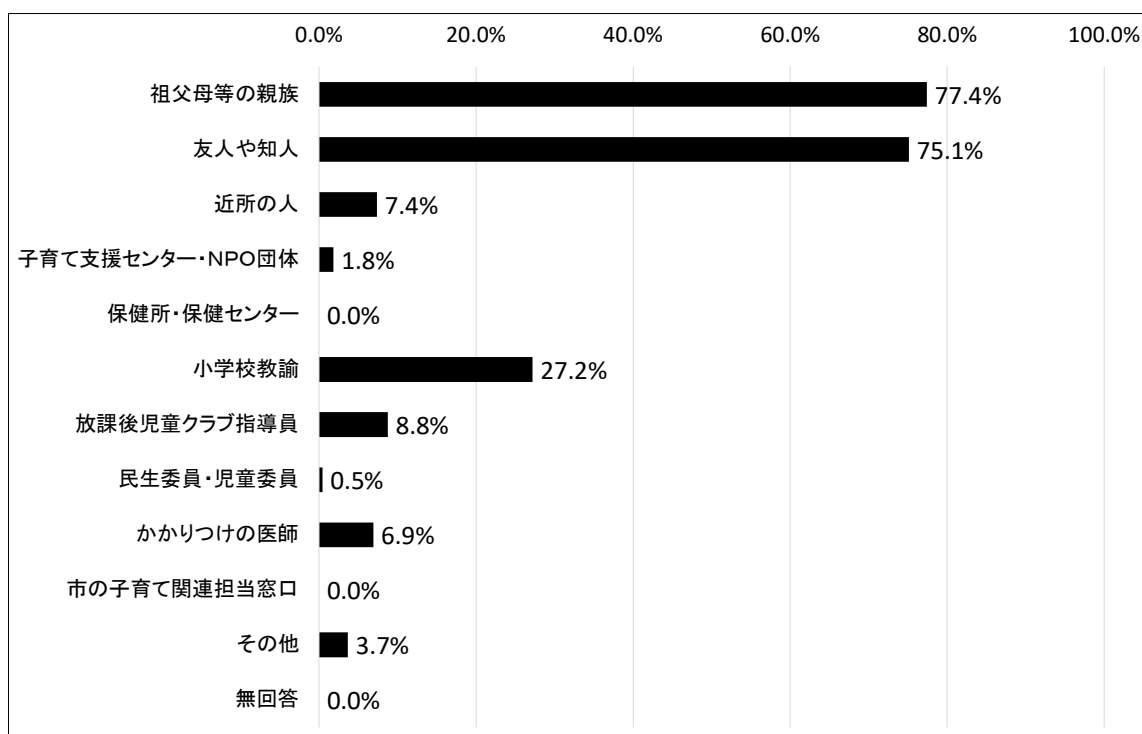
■日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無



■子育て(教育を含む)の相談できる人(場所)の有無



■子育て(教育を含む)の相談先 ※複数回答

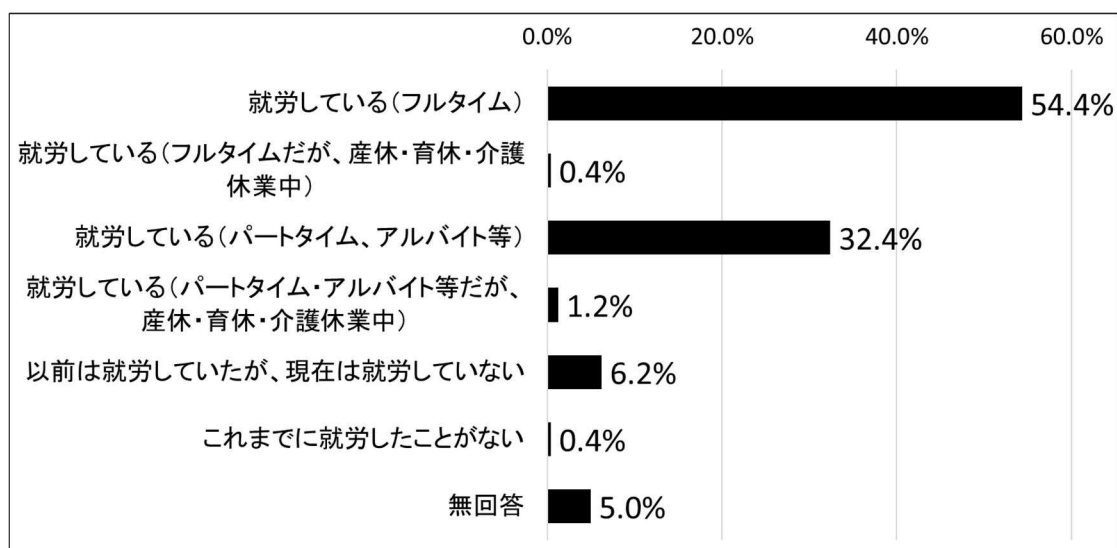


③保護者の就労状況について

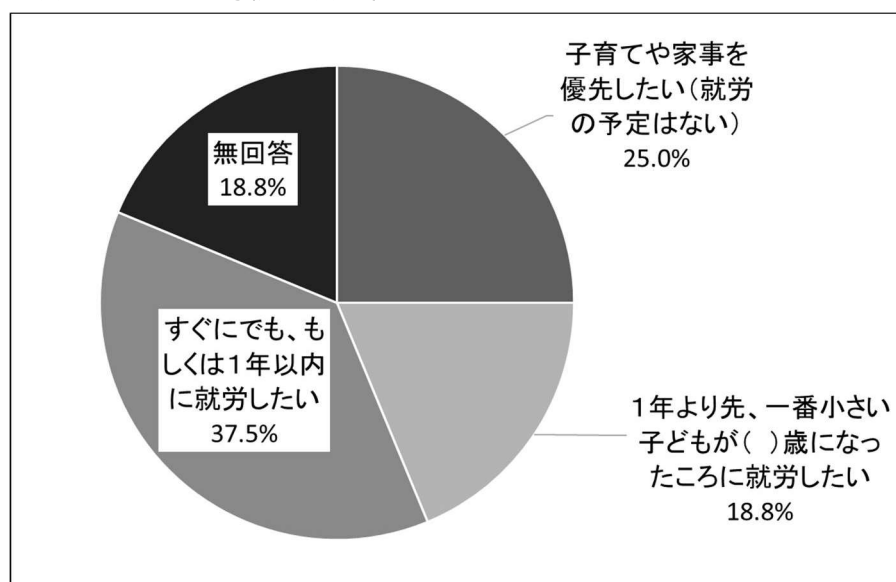
○母親就労状況は「就労している（フルタイム）」が 54.4%と最も多く、「就労している（パート・アルバイト等）」が 32.4%となっており、あわせると 86.8%となっています。「以前就労していたが、現在は就労していない」「これまでに就労したことがない」をあわせた、現在就労していない人は 6.6%となっています。

○現在就労していない母親の就労意向については「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が 37.5%と最も多く、次いで「子育てや家事を優先したい（就労の予定はない）」が 25.0%となっています。

■母親の就労状況



■現在、就労していない母親の就労希望

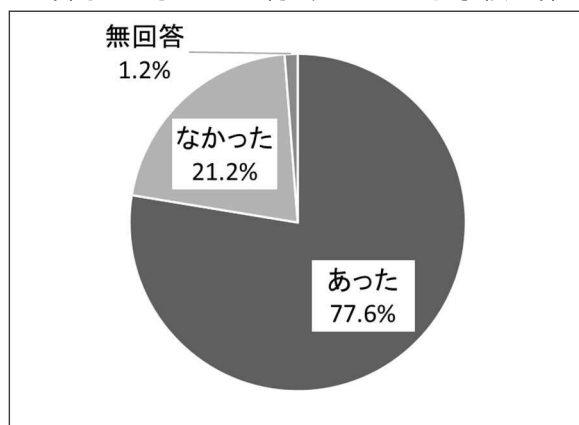


④子どもの病気の際の対応について

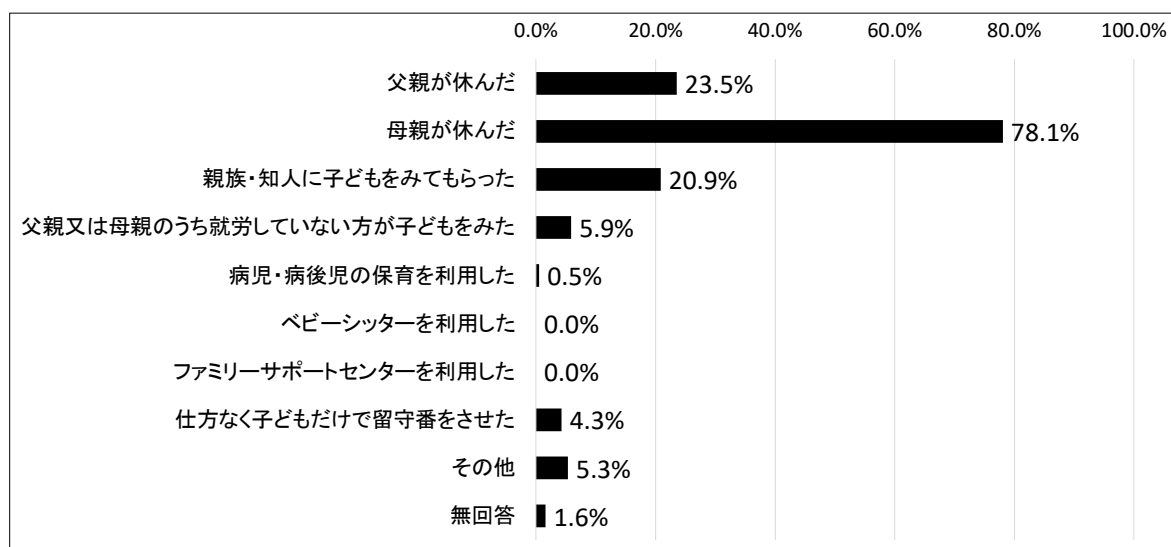
○この１年間に、お子さんが病気やケガで小学校を休まなければならなかったことが「あった」は 77.6%となっており、その際の対処方法は「母親が休んだ」が 78.1%と最も多く、次いで「父親が休んだ（23.5%）」となっています。

○お子さんが病気やケガで小学校を休まなければならなかった際「できれば、病児・病後児保育施設等を利用したい」は 18.8%と利用意向はあるが就学前児童を持つ世帯と比較して低い傾向となっています。

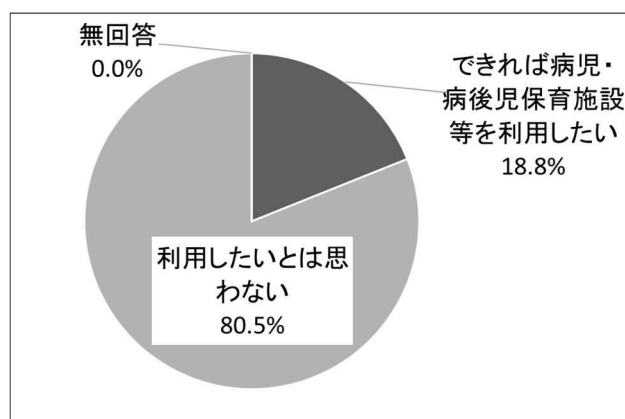
■この１年間にお子さんが病気やケガで小学校を休まなければならなかった経験



■小学校を休まなければならなかった場合の対処方法 ※複数回答



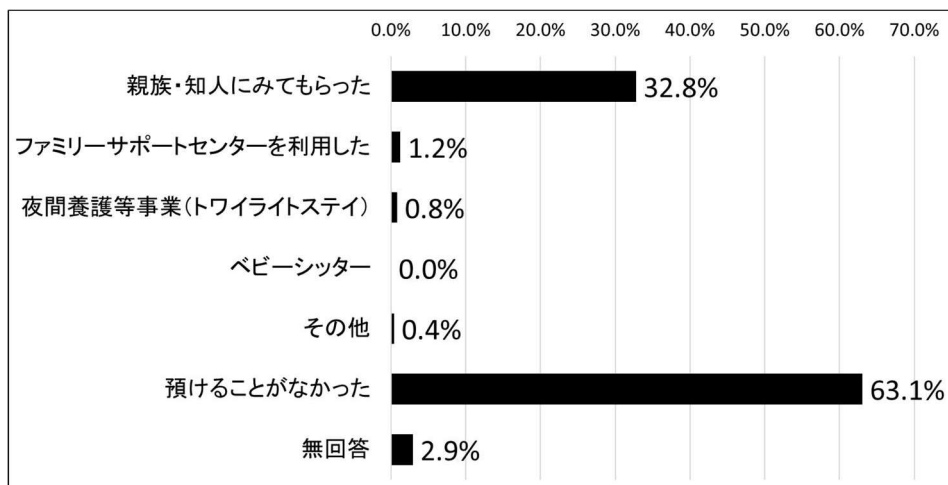
■病児・病後児のための保育施設等の利用意向



⑤不定期な一時預かり等の利用について

○私用、親の通院、不定期の就労等の理由として、こどもを家族以外の誰かに一時的に預けたことがあるのうち「親族・知人にみてもらった」が 32.8%となっています。「預けることがなかった」人は 63.1%となっています。

■不定期な家族以外の一時預かりの経験 ※複数回答

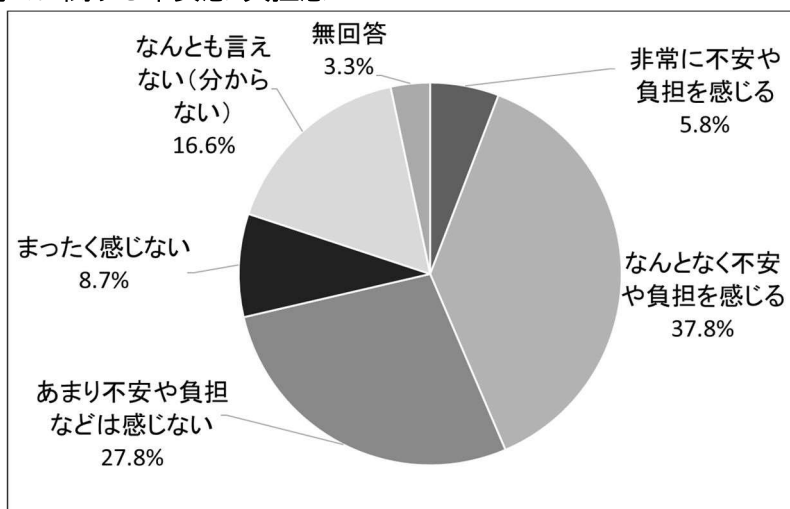


⑥こどもの健全な育成について

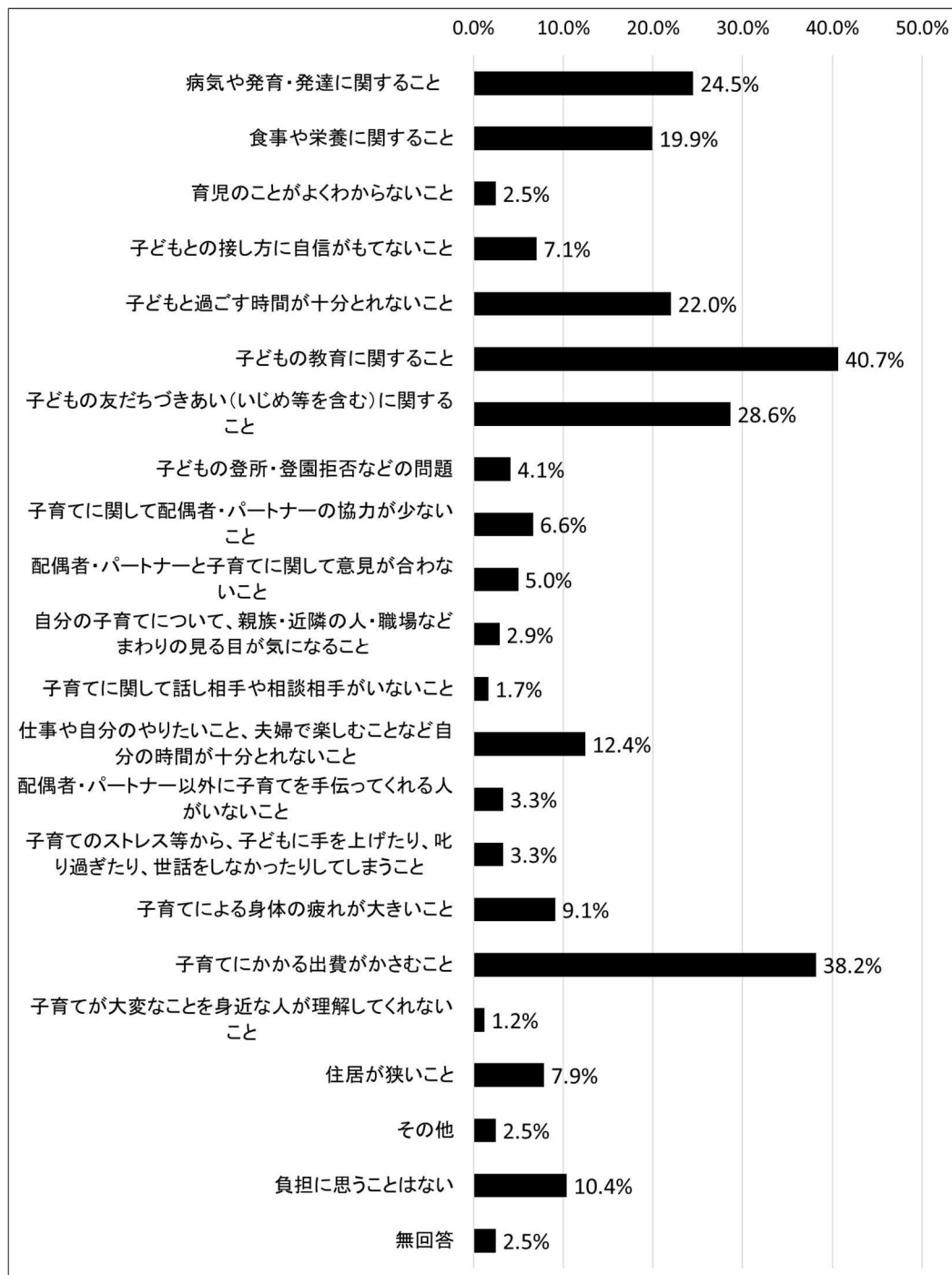
○子育てに関する不安感や負担感等について、「なんとなく不安や負担を感じる」が 37.8%と最も多く、次いで「あまり不安や負担などは感じない (27.8%)」となっています。不安や負担を感じる人と感じない人に傾向が分かれる結果となっています。

○子育てに関して、日頃悩んでいること、気になることは、「子どもの教育に関すること」が 40.7%と最も多く、次いで「子育てにかかる出費がかさむこと」が 38.2%、「子どもの友だちづきあい (いじめ等を含む) に関すること」が 28.6%となっています。

■子育てに関する不安感・負担感



■子育てに関して悩んでいること ※複数回答

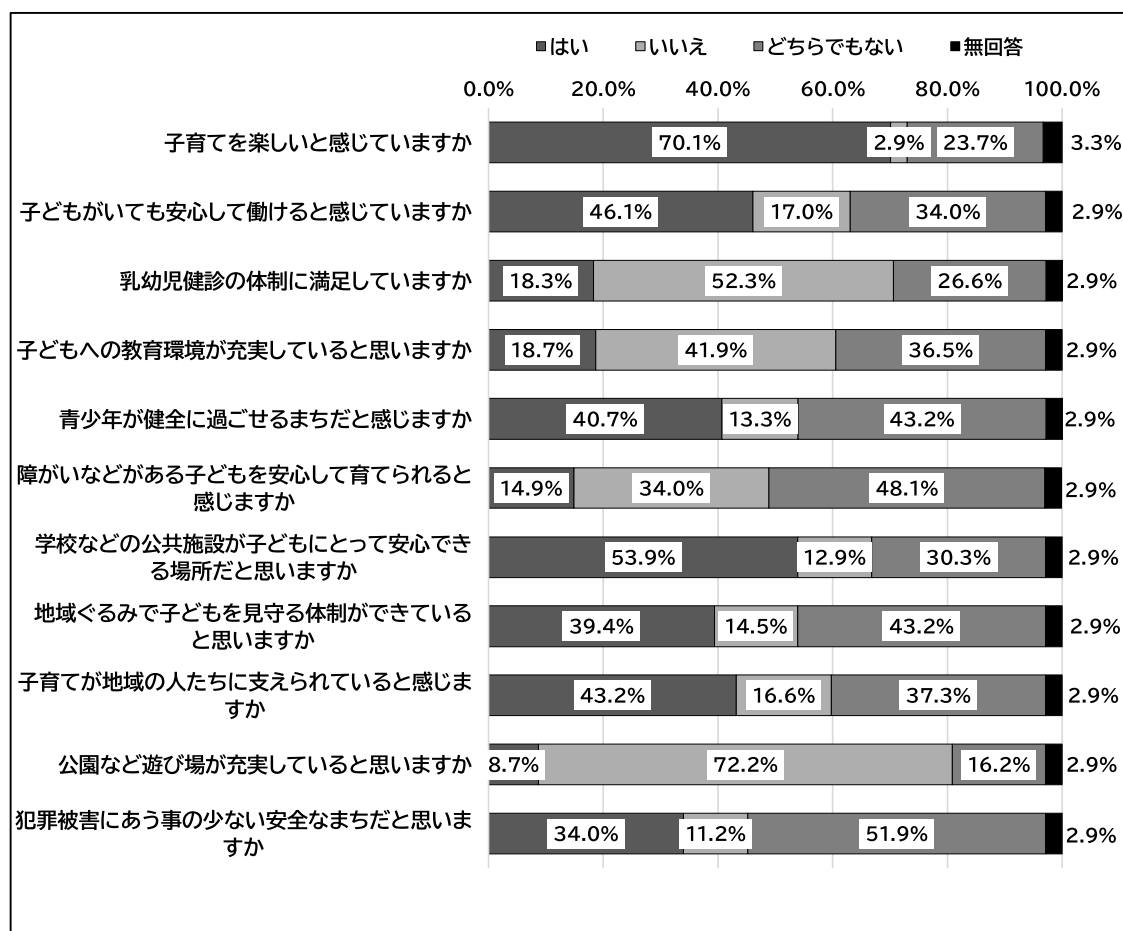


⑦上天草市の子育て環境及び施設について

○市の子育て環境として満足度の高い（「はい」の回答率が高い）項目は「子育てを楽しんでいる（70.1%）」「学校などの公共施設が子どもにとって安心できる場となっている（53.9%）」「子育てが地域の人に支えられていると感じている（43.2%）」となっています。

○一方、市の子育て環境として満足度の低い「いいえ」の回答率が高い項目は「公園などの遊び場の充実（72.2%）」「乳幼児健診の体制（52.3%）」「子どもへの教育環境の充実（41.9%）」となっています。

■上天草市の子育て環境及び施策に対する意向



3. 前計画(第2期上天草市子ども・子育て支援事業計画)の評価・検証

(1)上天草市子ども・子育て支援事業計画の事業の達成状況

上天草市子ども・子育て支援事業計画に対する令和 6 年度の進捗状況を全体でみると、達成状況が 100%となっている項目は 12.5%であり、75%以上は 65.0%となっており、あわせると 77.5%となります。

また、事業内容が具体的な数値でない項目や、達成率が出せない項目もあり、一概に評価できない項目もあります。

■事業の達成状況

目標名	A (100%)	B (75%~100%未満)	C (50%~75%未満)	D (25%~50%未満)	E (25%未満)
幼児期のこどもの成長を支える 環境づくり3項目 (基本目標Ⅰ)		100%			
すべての子育て家庭を支える環 境づくり 17 項目 (基本目標Ⅱ)	17.6%	47.1%	35.3%		
みんなが育つ環境づくり 6 項目 (基本目標Ⅲ)		83.3%	16.7%		
子育てと仕事の両立を応援する 環境づくり 1 項目 (基本目標Ⅳ)			100%		
安心して生活できる環境づくり 13 項目 (基本目標Ⅴ)	15.4%	76.9%	7.7%		
全体 40 項目	12.5%	65.0%	22.5%		

(2)施策別にみた基本目標の取組内容と課題

基本目標Ⅰ 幼児期のこどもの成長を支える環境づくり

①保育サービスの充実

【取組内容】

- 上天草市は、令和6年4月時点で公立保育所2園、私立保育園9園、私立幼保連携型認定こども園3園の保育施設があり、保育所等利用児童の減少については、毎年市内保育施設と協議により対応し、必要量以上の減少にならないよう対応しました。
- 令和2年4月から私立保育園の内2か所が幼保連携型認定こども園に移行したことにより、教育認定を望む保護者についても預かる体制をさらに確保しました。

【課題】

- 公立保育所・私立保育所等の入所児童数は減少傾向にあることから、今後の教育・保育に係る需要見込みと施設運営の存続について、検討が必要です。
- 私立保育園及び幼保連携型認定こども園のうち、大矢野あゆみこども園が令和4年度末から新園舎となりました。みつる保育園について令和7年度に改修を予定していますが、他の私立保育園も施設の老朽化を迎えていることから、施設改修について、検討が必要です。

②就学前の教育の充実

【取組内容】

- 保育所等における幼児教育・保育の専門性を高めるため、熊本県、熊本県保育協議会をはじめ、各団体からの研修等については、公立・私立保育所等に広く案内しました。

基本目標Ⅱ すべての子育て家庭を支える環境づくり

(1)地域で子育てを支える環境づくり

①地域における子育て支援サービスの充実

【取組内容】

- 子育て支援センターは、委託事業として大矢野町に3か所、松島町に1か所、龍ヶ岳・姫戸町に1か所設置し、施設ごとに親子で楽しめるイベント等を実施しました。
- 一時預かりについては、保育園の自主事業として行いました。
- 子育て短期支援事業は2施設に委託し実施しました。利用者数は、年々減少傾向であり、さらなる周知が必要です。
- 病児・病後児保育事業は、大矢野町の1か所の医療機関に事業を委託し、実施しました。
- 放課後児童クラブは、社会福祉法人等に事業を委託し11か所で実施し、うち4か所は小学校を利用しました。運営にあたり施設の指導員を招集し、意見交換会を実施しました。また、利用者向けの満足度調査を行いました。
- 新・放課後子ども総合プランに基づく、一体型の放課後児童クラブについては、設置できませんでしたが、令和6年度4月から市内2か所の放課後児童クラブの活動場所を小学校施設等に移して実施しました。

【課題】

- 子育て支援センターの施設同士での交流が少ない状況です。また、施設によって利用者数に差があります。
- 子育て短期支援事業は、利用者が減少する一方、他市町村からの受入れも行っているため、希望日の予約が取れない場合が発生しています。
- 放課後児童クラブの小学校等での利用について、関係機関との具体的な協議が必要です。

②子育て支援のネットワークづくり

【取組内容】

- 民生委員・児童委員と連携し、悩み相談等があれば、随時子育て世帯の情報共有を行いました。
- ファミリー・サポート・センター会員向けに子育て等に関する講習会を実施しました。

【課題】

- ファミリー・サポート・センターの利用者数は増加傾向にありますが、当該事業があまり認知されていない状況です。そのため社会福祉協議会と連携し、周知活動を継続していくことで、利用者のさらなる増加を図る必要があります。

(2)健やかに育つ環境づくり

①安心して出産できる体制整備

【取組内容】

- 妊婦健康診査受診票（14回分）及び妊婦歯科健康診査受診券を公費負担で交付し、妊娠週数に応じて各健康診査を受診することで、早産や低体重児出生が減少しました。
- 母子手帳交付時に全妊婦に保健指導を実施し、妊婦健康診査の受診勧奨を行うとともに、妊娠中の飲酒や喫煙リスク等の知識の普及を図ることで、健康な妊娠期間の継続につなげました。

■母子手帳交付数及び低体重児数

	H30	R1	R2	R3	R4
母子手帳交付数	136	148	159	111	116
低体重児数	11	13	11	13	4

■妊婦の飲酒率及び喫煙率

	H22	R3	R4
飲酒率	4.8%	3.0%	—
喫煙率	8.7%	—	2.2%

【課題】

- 様々な理由（若年及び高齢妊婦や養育状況等）から、妊娠の届出が遅れた場合に、妊婦健康診査を14回受けられず個別の支援が必要なケースがあり、産後も継続しフォローが必要なケースが見受けられます。
- 妊娠中の飲酒率及び喫煙率が0%ではないため、引き続き、母子健康手帳の保健指導内容の見直しに加え、妊娠前からの飲酒及び喫煙のリスクに対する正しい知識の普及が必要となっています。

②こどもや母親の健康の確保

【取組内容】

- 妊娠届があったすべての妊婦に個別の保健指導を行いました。
- 乳幼児健診の他、毎月各町において育児相談日を設け（1～2回）、保健師、栄養士が対応できる体制を整えています。
- 就学までの最後の健診となる3歳児健診においては、受診率は9割を維持しています。正規の健診日には未受診となった方も、後日受診できており、令和5年度は対象者全員が3歳児健診を受診することができました。
- むし歯保有率は1歳6か月児及び3歳児健診ともに国、県の数値を上回っているものの、年々減少傾向にあります。

■健診受診率・むし歯保有率

(%)

	R2	R3	R4	R5	R6 (8月時点)
3～4か月児健診受診率	97.2	96.9	95.4	96.3	71.8
6～7か月児健診受診率	91.8	94.4	93.9	95.3	97.1
1歳6か月児健診受診率	81.6	84.2	88.0	93.0	95.1
3歳児健診受診率	98.6	97.9	97.9	97.3	97.2
1歳6か月児むし歯保有率	1.59	1.96	0.8	0.93	—
3歳児むし歯保有率	23.08	21.68	12.68	11.3	—

※地域保健報告より

【課題】

- 乳幼児健診未受診者に対しては、個別に受診勧奨を行っていますが、受診率 100%を達成できていないため今後も推奨を強化していく必要があります。
- 3歳児のむし歯がない子の割合は国、県の目標に達していないため、改善していく必要があります。

③食育の促進

【取組内容】

- 令和 3 年度から食を通して生活リズムや生涯を通した望ましい生活習慣の形成及び生活習慣病予防を身につけ、適正な時期（生後 5 か月）に円滑に離乳食が開始されることで、乳幼児の健康的な成長・発達につなげるために離乳食教室を実施しました。
- 3歳児健診において、個別に食事等の取り方、栄養状態を把握し、個人に応じた栄養指導を実施しています。また、育児相談にて個別に栄養に関する相談に応じています。
- 学童期では学校給食での地産地消をとり入れた食育を実施しました。

【課題】

- 令和 5 年度の離乳食教室において参加者 57 人のうち、やせぎみ 2 人、太りぎみ 19 人で、太りぎみのうちカウプ指数 20.0 以上が 4 人いました。（定期的に計測しフォローしています。）
- 1 歳 6 か月児健診での肥満度については、離乳食教室不参加者では肥満度+15%以上の割合が高いため、今後は希望者だけでなく全員に受けてもらうようにしていく必要があります。そのためには、栄養士等のマンパワーの確保が必要です。
- 令和5年度の3歳児健診問診票の結果より食事について、心配なことがある人の割合が30.1%であり、3歳児健診や相談等で不安等を軽減させ、望ましい食習慣が確立できるよう支援が必要です。

④思春期保健対策の充実

【取組内容】

- これまで家庭科で行っていた保育園実習がコロナ禍ということで実施できず、その後も再開できていません。
- 中学2年生の職場体験学習において、乳幼児と直接触れ合うことで生命の大切さ、家庭の大切さを学ぶ機会となっています。
- 思春期にある生徒たちが、自分はかけがえのない存在であること、妊娠及び出産のすばらしい面、大変な面等を捉え、思春期の心と身体づくりにつなげることを目的に、市内の中学校を対象に、令和元年度から思春期講話を実施しています。

■思春期講話の実施(上天草高校対象)

	R2	R3	R4	R5	R6 (8月時点)
回数	2	2	2	2	2(予定)

【課題】

- 保育実習については連携を取りながら、再開の時期を模索していく必要があります。
- 20歳未満の妊娠届は、令和2年度以降、5件以下で推移していますが、今後も若年妊娠や養育に支援が必要な特定妊婦等へは関係機関と連携したフォロー体制が必要です。
- 薬物乱用・飲酒喫煙防止教育については、保健所や学校との連携した取組が必要です。

⑤小児医療の充実

【取組内容】

- 令和6年8月診療分から子ども医療費助成の医療機関等における現物給付の対象地域を上天草市内から熊本県内へ拡充を行いました。

【課題】

- こどもや保護者が安心して気軽に医療機関等を受診できる反面、安易な受診の増加や市が医療費の一部負担金を負担しているという意識の低下が懸念されます。

(3)ひとり親家庭への支援

【取組内容】

- 母子父子自立支援員を配置し、母子父子福祉資金等、情報提供を行うとともに、ひとり親家庭からの様々な相談に随時対応しています。
- 「上天草市母子家庭高等職業訓練促進給付金」制度の利用者は減っており、令和 5 年度は 0 件となっており、制度利用に関する相談そのものがほぼない状況です。
- 随時相談を受け付け、必要に応じて福祉資金貸付や他の関係機関と連携を図り、ひとり親家庭の自立支援を行いました。

【課題】

- 相談件数は少しずつ増えていますが、相談として挙がりにくいケースもあるとみられ実態は把握しづらい状況です。
- 「上天草市母子家庭高等職業訓練促進給付金」制度については、利用者件数が少ないため、周知方法について検討する必要があります。

基本目標Ⅲ みんなが育つ環境づくり

(1)こどもの生きる力を育む教育環境づくり

【取組内容】

- 小中学校の教育環境の充実を図るため、教科授業におけるチームティーチングや個別指導を行う学習支援員、特別支援教室や通常学級で学習活動に支援が必要な児童生徒に対し補助業務を行う特別支援教育補助員を設置し、きめ細やかな支援を行いました。
- 令和4年度から令和6年度には、市内4小学校の屋内運動場の大規模改修工事を実施し、学校施設の環境改善に努めました。
- 学習塾の講師、元教員等、幅広い地域住民の協力を得て、学習習慣の確立や基礎学力の定着、学習意欲の向上等を支援するため「地域未来塾」を実施し、もって小中学生の学力及び地域の教育力の向上を図っています。

【課題】

- 学習支援員等を含めた人員確保及び人材育成が課題です。
- 専門相談員の継続的な確保及び人材育成については課題です。
- 地域未来塾及び地域学校協働活動に対する学校側の理解が必要です。
- 放課後児童クラブ活動場所を小学校施設等で活動するに伴い、安全管理等の面で課題が生じています。

(2)子どもと家庭が地域で学び・育つ環境づくり

【取組内容】

- 国や県、関係機関等のチラシ等を広報誌で周知しました。
- 上天草市男女共同参画週間の期間中に上天草市男女共同参画フォーラムを企画し、男女共同参画を考える機会を設けました。
- 園児や児童・生徒の保護者等に対して、くまもと「親の学び」プログラムを実施し、家庭教育の機会の充実を図りました。

基本目標Ⅳ 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり

①多様な働き方の実現

【取組内容】

- 国や県、関係機関と連携して、企業に対して育児休業制度の周知を図るとともに、育児休業の取得促進、両立支援に関する制度等の PR と活用促進を図りチラシ等を広報誌で周知しました。

基本目標Ⅴ 安心して生活できる環境づくり

(1)要保護児童に対応できる環境づくり

①児童虐待防止対策の充実

【取組内容】

- 個別ケース検討会議を開催し、児童虐待（疑い）の情報共有と支援内容の検討を行いました。また、代表者会議を開催し、関係機関との連携強化を図るとともに、年 1 回の実務者研修を開催し、関係者のスキル向上に取り組みました。
- 令和 2 年度に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施するために、健康づくり推進課内に子育て世代包括支援センターを設置し、令和 3 年度から妊娠届出時や健診等で支援等が必要な妊産婦や乳幼児を把握した場合、子育て支援課につなぎ両課で連携・協働し虐待予防を図りました。
- 妊娠届出時に全妊婦にアンケートを行い、特定妊婦等に対しては妊娠中から子育て期にわたり継続したフォローを行い、虐待リスクの低減に努めました。
- 令和 3 年度から健康づくり推進課と子育て支援課でケースに対して情報共有会議を月 1 回開催し連携を図りました。
- 令和 6 年 4 月にこども家庭センターを設置し、母子保健機能と児童福祉機能が一体的に相談支援を実施する体制を整えました。
こども家庭センター「すくすく♡上天草」（母子保健機能）では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施しました。

【課題】

- 年々、相談件数が増加しており、知識・経験のある職員の確保や増員が必要です。
- 出生数は減少していますが、ケースが複雑・多様化しており、きめ細やかな支援が必要です。
- 特定妊婦等への支援には、医療、保健、福祉、教育等、他分野にわたる連携を行い、支援する必要があります。

②障がい児施策の充実**【取組内容】**

- 乳幼児健診等において、疾病や障がいの早期発見及び早期療育への対応を図りながら、スムーズな就学へとつなげるために、教育・保健・福祉の関係機関が連携し特別支援教育就学移行支援ネットワーク会議（年4回）を実施しています。
- 3歳児健診以降も、就学までの切れ目のない支援を目指し、心理士による子育て相談や市内全保育園への巡回訪問を行い、こどもとその保護者を支援できる体制を整えています。

■子育て相談件数**(回)**

	R2	R3	R4	R5	R6 (8月末時点)
子育て相談件数(延数)	45	33	18	17	12

- 特別支援教育連携協議会を2回、実務担当者会を2回開催し、特別に教育的ニーズを必要とする児童生徒への支援・指導体制の整備を行いました。
- 巡回相談事業を活用し、特別支援学校から地区コーディネート会議に7回、個別相談に保育園1回・小学校17回、中学校8回来園来校いただき、助言や指導をいただきました。
- 地域療育通園事業（キラキラ仲間）にて、こどもに対する療育支援を行うとともに、親子活動を通してこどもへのかかわり方や接し方を学んでもらう等、保護者への支援を実施しました。
- 就学前の障がい児については、児童発達支援にて日常生活や集団生活の訓練等のサービスを提供しました。
- 就学後の障がい児に対して放課後等デイサービスにより生活訓練や社会交流等のサービスを提供しました。

■障害児通所支援等の利用者数**(人)**

	R3年度	R4年度	R5年度
キラキラ仲間	19	26	20
児童発達支援	10	10	11
放課後等デイサービス	45	37	37

- 専門的知識を持った指導員の育成について、団体からの研修等については、各放課後児童クラブに広く案内しました。

【課題】

- 専門医療機関の受診までに、2～3か月を要することから、早期対応に繋がりにくい状況があります。このような問題を解決するために、発見から受診を待たず、早期に療育を開始できるよう地域のフォロー体制（受け皿）の整備が必要です。
- 特別支援教育補助員や看護師等、必要な人材の継続的な確保が重要です。
- 児童生徒の多種多様なニーズに対応するための支援者のスキルの向上を図る必要があります。
- 上天草市内に児童発達支援の事業所がなく近隣自治体の事業所へ通所しなければならないため、保護者の送迎負担等がある状況です。また、放課後等デイサービスの事業所も市内に1か所しかなく、姫戸町、龍ヶ岳町の利用者は移動に時間がかかりサービスの利用時間が短時間になっています。
- 本市の資源が少ないことが課題であるため、事業所を呼び込む・拠点を作る等、今後取り組んでいかなければならない課題が多くあります。

③こどもの貧困対策の推進**【取組内容】**

- 収入が少なく一定基準を下回る世帯に対して、就学援助として学用品費や給食費、修学旅行費等、就学に必要な費用を援助することで、円滑な就学に結びつけることができました。
また、市HPや広報等で周知を行い、学校と連携しながら申請漏れがないように努めました。
- 新1年生になる児童生徒がいる世帯についても、入学前から就学援助について周知を行い、ランドセルや制服等、入学に必要な費用を入学する前に援助しました。令和5年度援助人数は、小学校：103人、中学校：59人の計162人となっています。
- 能力があるにも関わらず、経済的理由によって修学困難な者に対し、奨学金を無利子で貸与することで、社会に貢献する人材の育成を図ることを目的に事業を実施しました。
(貸与区分) 大学区分：月額3万円×12月、高校区分：月額2万円×12月

■学費貸与実施者数

(人)

	R2	R3	R4	R5	R6
大学区分	9	8	3	5	5
高校区分	28	27	32	28	24

※ (貸与区分) 大学区分：月額3万円×12月、高校区分：月額2万円×12月

【課題】

- 一定基準を定めているため、前年度の世帯収入が基準を超えた場合は認定ができないことです。
- 日本学生支援機構奨学金や熊本県育英資金と比べて、貸与額が低く固定の為、有利子の奨学金を選択する奨学生もいます。

(2)子どもが安心して生活できる環境づくり

①交通安全、防犯対策の推進

【取組内容】

- 学校においては地域の交通指導員を招聘し、交通安全教室を実施し、交通ルールの順守や自転車の乗り方についての指導、自転車の点検等を行っていただき、児童生徒の交通安全に努めました。
- 自転車保険について、毎年 PTA 総会や文書等で周知を行い、交通安全についての意識を高めました。
- 上天草市通学路等交通安全推進会議を設置し、保育所や小中学校の通学路及び散歩道を点検し、交通安全及び犯罪防止の観点から危険があると認められる箇所を抽出し、対策を行いました。

②子育てを支援する生活環境の整備

【取組内容】

- 教良木保育園及び龍ヶ岳保育園を新築し、妊婦・子ども・育児者が安心安全な環境整備を行いました。また、私立の施設においても、建物の老朽化により改築する予定の園に対し施設整備交付金を交付し、妊婦・子ども・育児者が安心安全に過ごせる環境の整備を行いました。
- 都市整備課において、カントリーパーク花海好の維持管理業務及び施設改修を実施しました。

■環境整備取組内容

取組内容	実施頻度・時期
遊歩道等の除草作業	月 8 回程度
公衆トイレの清掃	週 2 回程度
遊具の安全点検	年 1 回
軽微な修繕	随時
遊歩道転落防止柵改修工事	令和 2 年・3 年・5 年
法面改修工事	令和 5 年
展望台改修工事	令和 5 年

【課題】

- 既存の施設において、バリアフリー化を推進する必要があります。

4. こども・若者の意識から見た課題

(1) 調査の概要

① 調査の目的

この調査は、計画の策定にあたり、こどもや若者の現状や子育て支援に対する実態・要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に実施しました。

② 調査の対象、回収数

調査対象者	配布数 (A)	回収数 (B)	有効回収数 (C)	有効回収率 (C/A)
市内小学校 市内中学校 児童・生徒	1017	785	785	77.1
上天草高校の生徒	145	110	110	75.8
上天草市役所職員 (上天草市に関係する若者)	137	95	95	69.3

③ 調査の方法

Web アンケートによる無記名方式

④ 調査期間

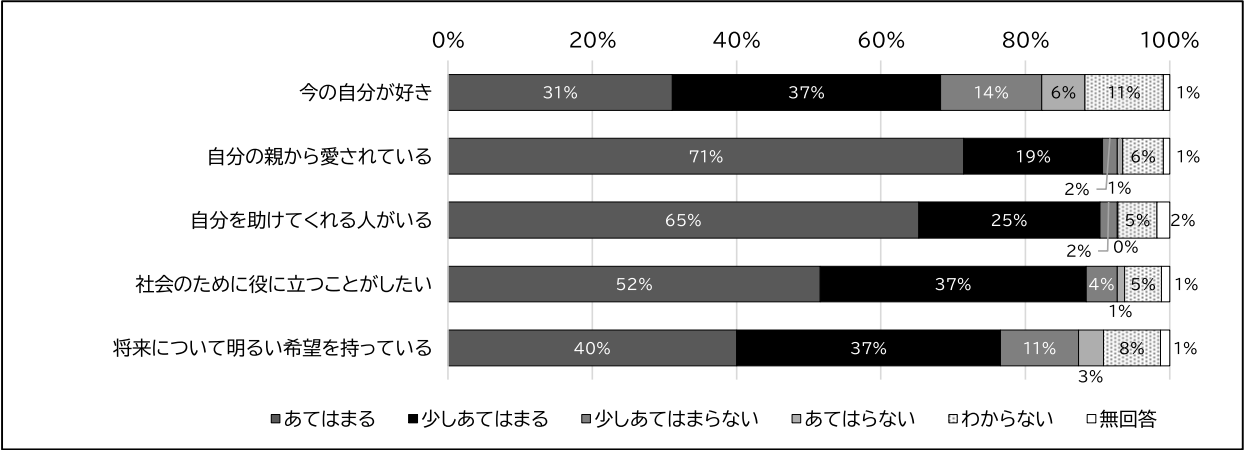
令和6年12月23日（月）～令和7年1月17日（金）

(2)調査結果 小中学生の調査結果

①自分のことについて

○自分に関することについて、「将来へ明るい希望を持っている」「社会のために役立つことがしたい」「自分を助けてくれる人がある」「自分の親から愛されている」「今の自分が好き」という問いに対し、約7割が「あてはまる」「少しあてはまる」と回答がありました。

■自分に関すること

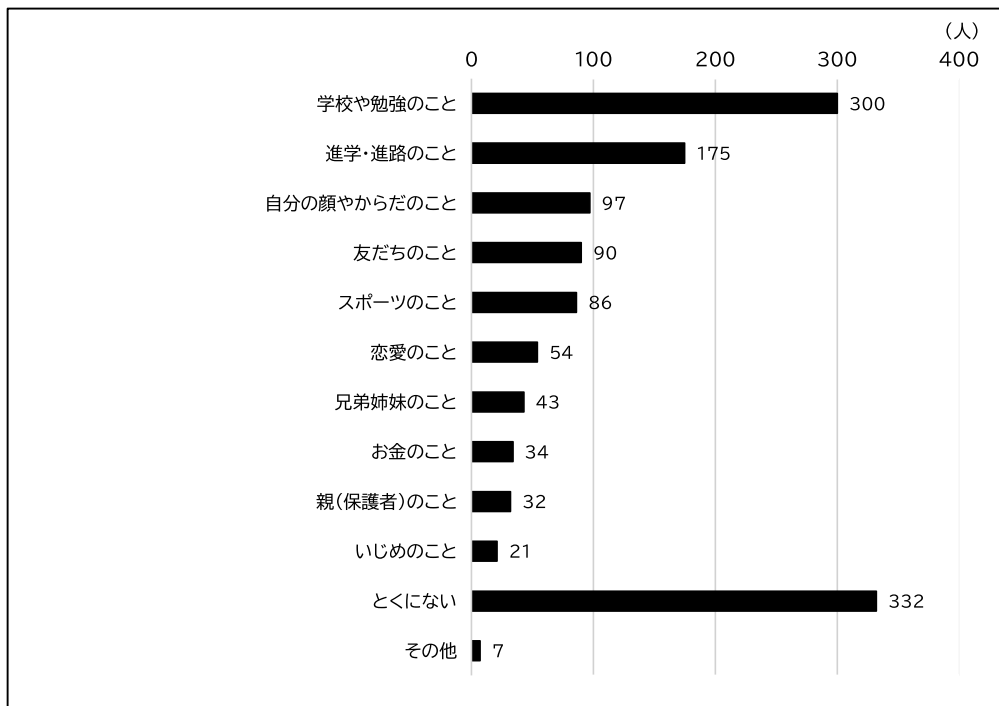


②今悩んでいることについて

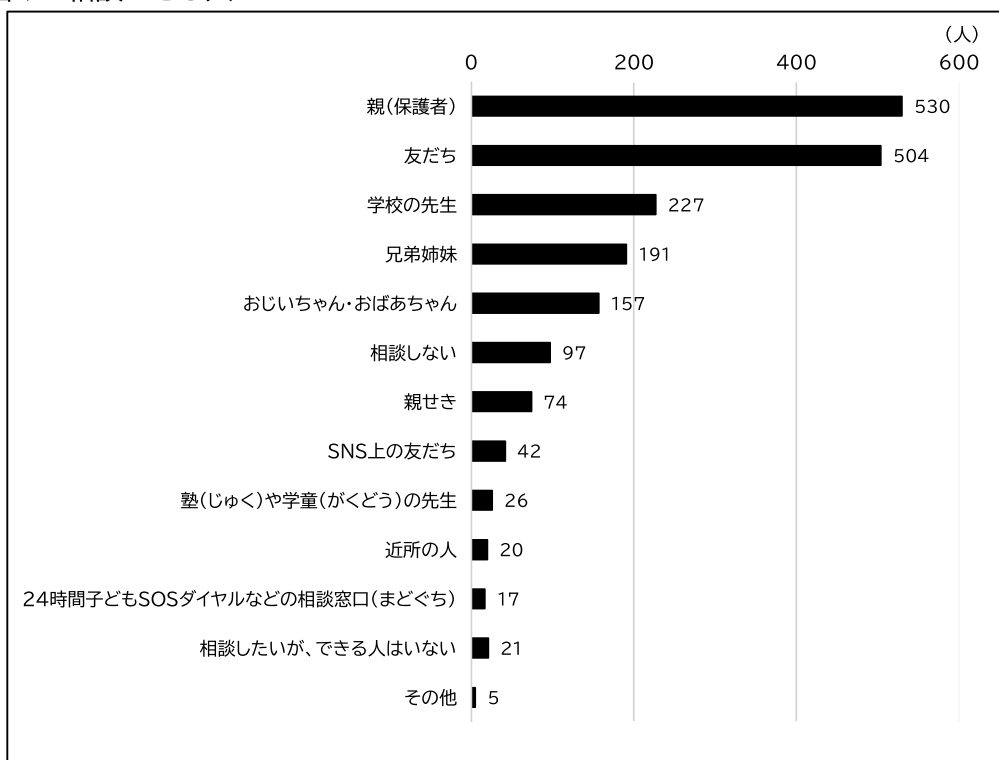
○今悩んでいることについて、「とくにない」が42%と最も多く、次に「学校や勉強のこと」が37%、「進学・進路のこと」が22%、「自分の顔やからだのこと」が12%となっています。

○悩みを相談できる人について、「親（保護者）」が66%で最も多く、次いで「友だち」が63%、「学校の先生」が28%となりました。

■今悩んでいること



■悩みを相談できる人



③学校生活について

○学校生活について、「楽しいと思っている」が 59%、「少し楽しいと思っている」が 34%、計 93%という結果になりました。

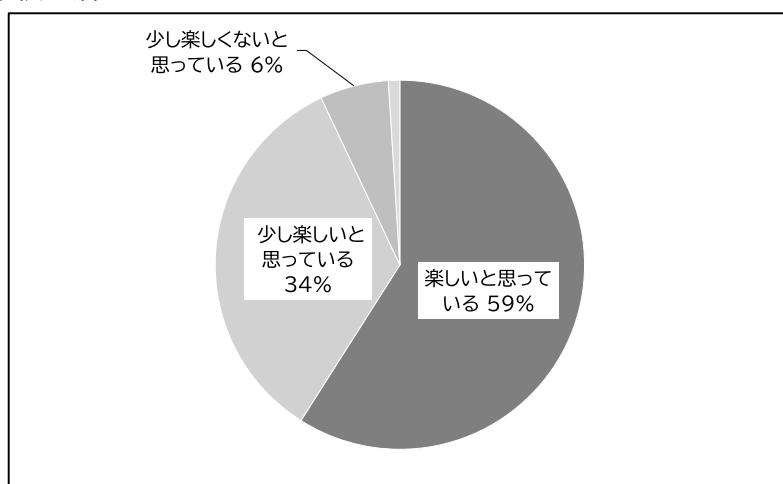
○学校が楽しくない理由について、「学校の勉強がきらいだから」が 51%と最も多く、次いで「授業がおもしろくないと感じるから」が 39%、「友だちとの関係がうまくいっていないから」が 34%となっています。

○学校の授業について、「いつもわかる」「だいたいわかる」が 55%となり、「教科によってわからないことがある」が 39%、「わからないことが多い」「ほとんどわからない」が6%となりました。

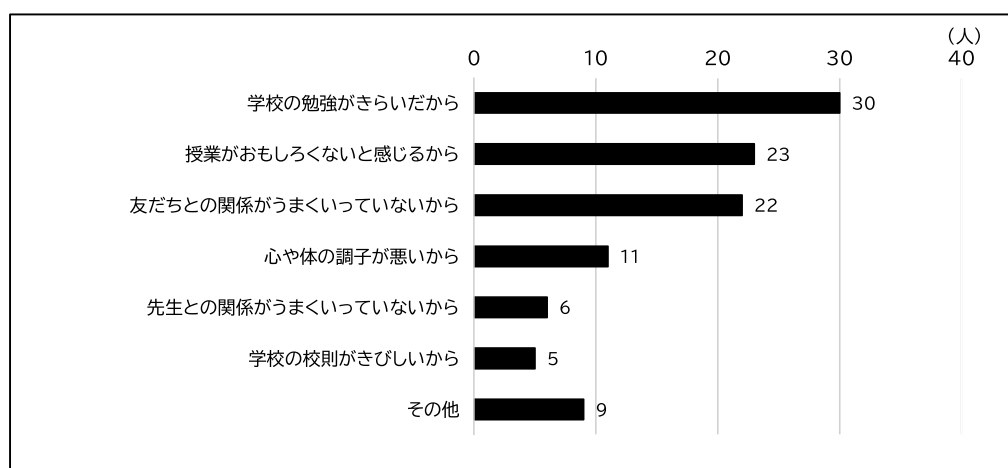
○勉強を教えてもらう人について、「友だち」が74%と最も多く、次に「学校の先生」が54%、「親（保護者）」が50%となりました。

なお、「教えてもらえる人はいない」も 2%の回答がありました。

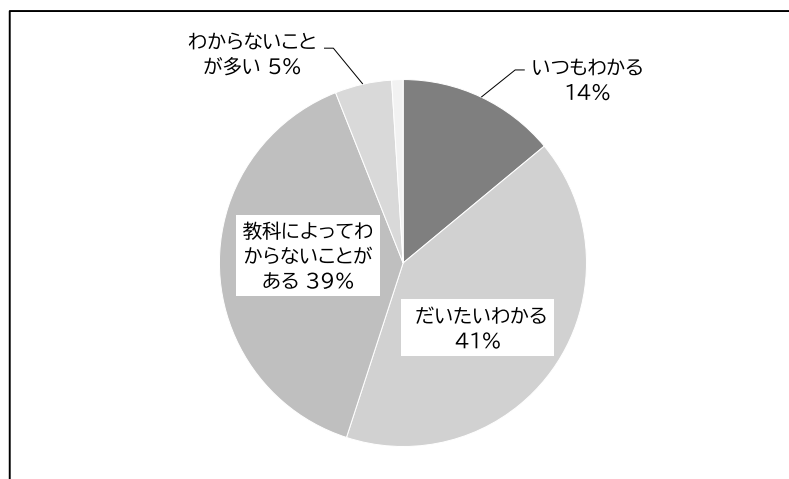
■学校生活について



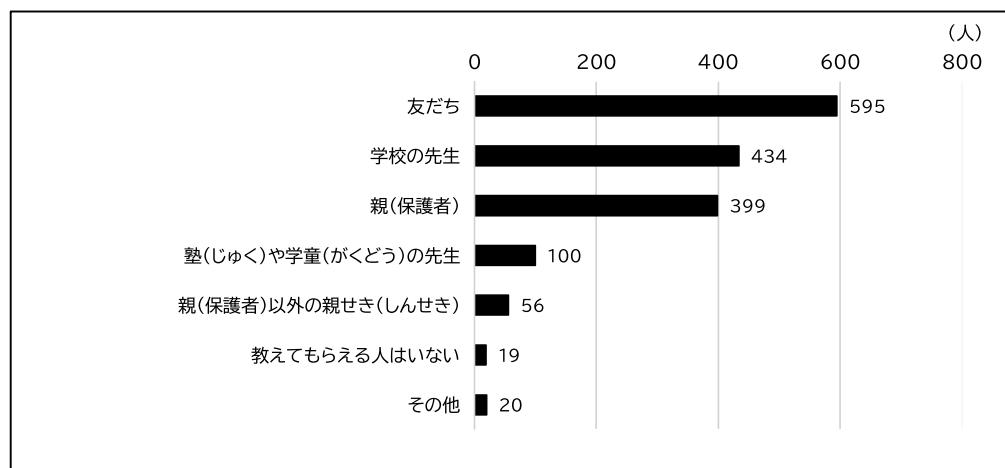
■学校が楽しくない理由 ※複数回答



■学校の授業について

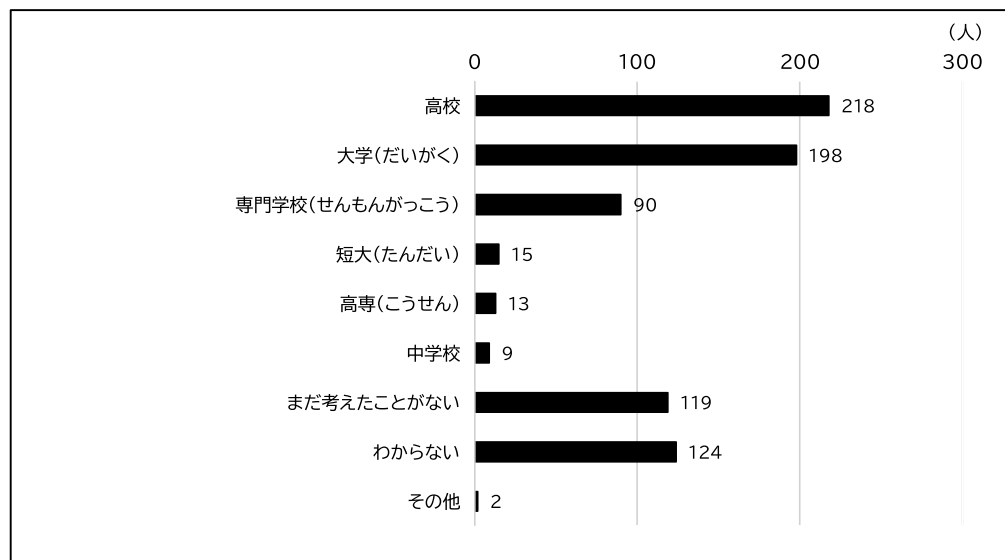


■勉強を教えてもらう人 ※複数回答



○進学希望について、「高校」が26%と最も多く、「大学」が24%、「わからない」が15%となっています。

■進学希望について



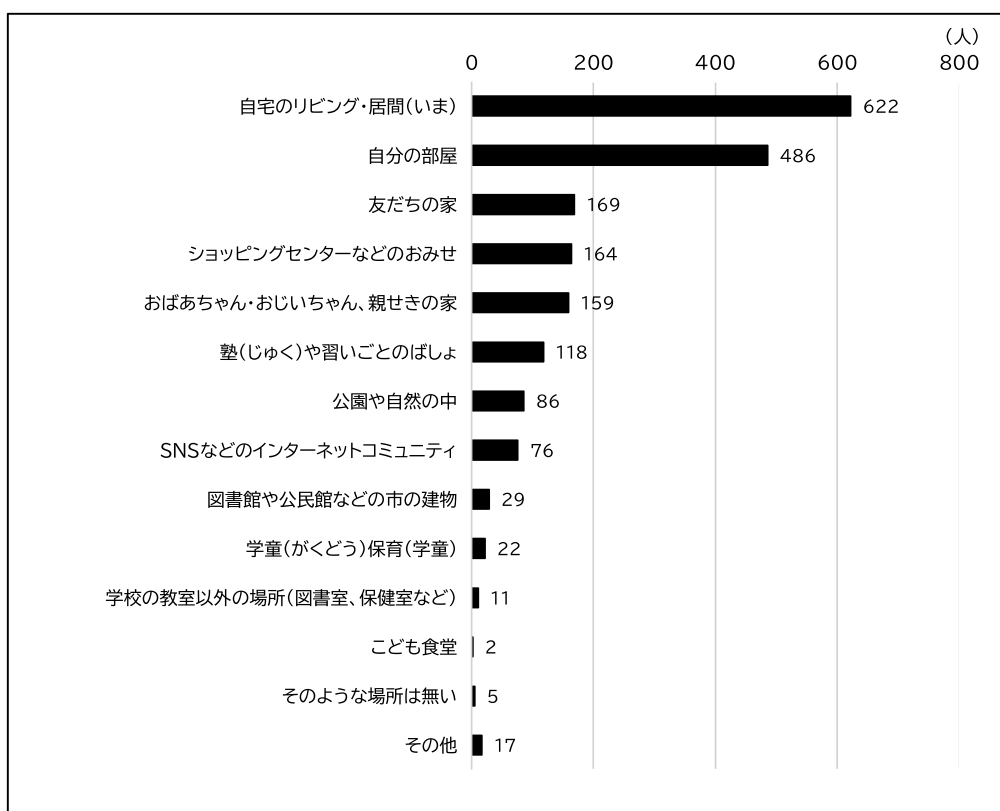
○放課後・休日に過ごす場所について、「自宅のリビング・居間（いま）」が78%と最も多く、次に「自分の部屋」が60%、その他「友だちの家」が21%、「ショッピングセンターなどのおみせ」が20%となっています。

○安心できる場所について、「自宅のリビング・居間（いま）」が最も多く69%、次に「自分の部屋」が65%、「おじいちゃん・おばあちゃん、親せきの家」が28%となっています。

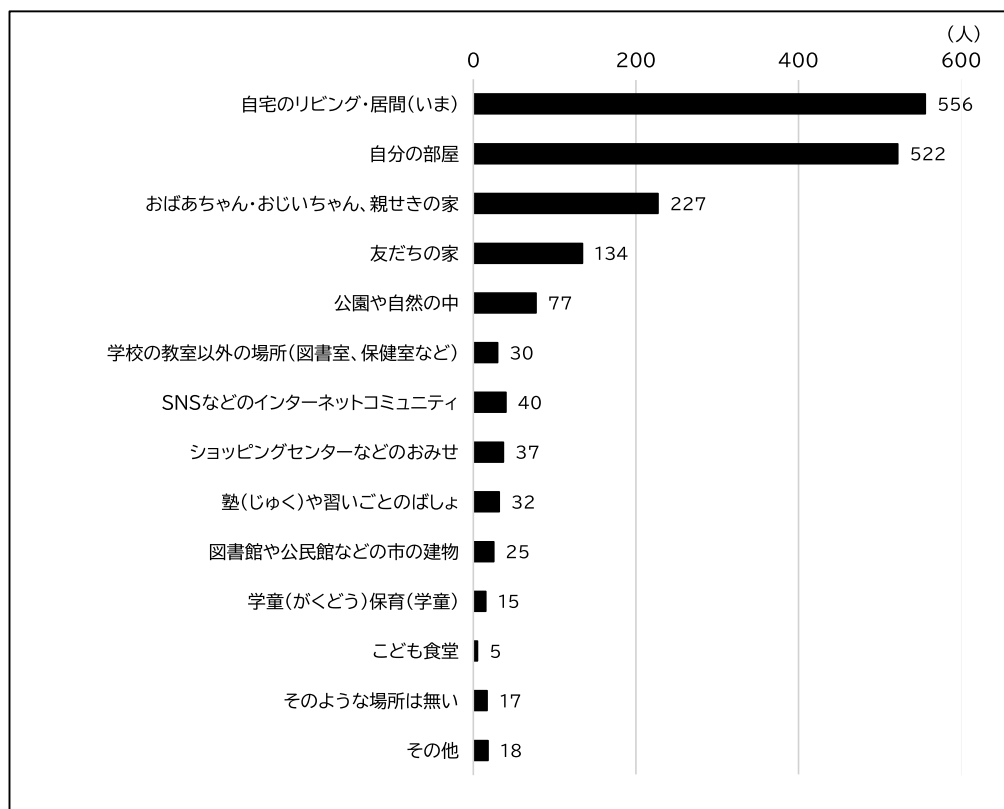
また、「そのような場所はない」と回答した人は2%となっています。

○放課後・休日に行ってみたいところについて、「好きなことをして自由にすごせるところ」が最も多く67%で、次に「いつでも行きたいときに行けるところ」が52%、「1人ですごせたり、なににもせずのんびりできるところ」が39%となっています。「その他」では「猫が多い場所」というところがあげられました。

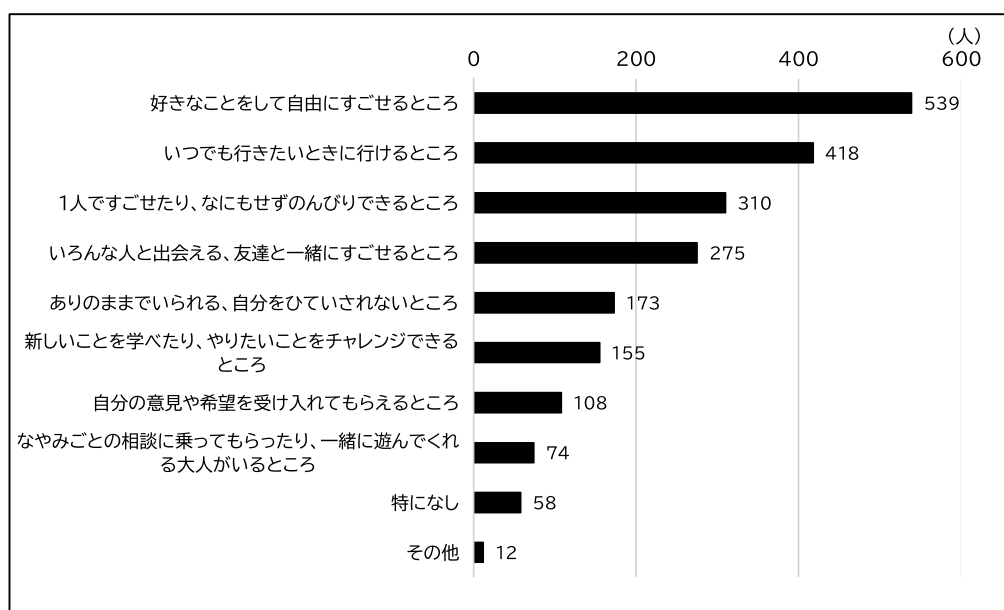
■放課後・休日に過ごす場所 ※複数回答



■安心出来る場所 ※複数回答



■放課後・休日に行ってみたいところ ※複数回答



④家族のお世話について

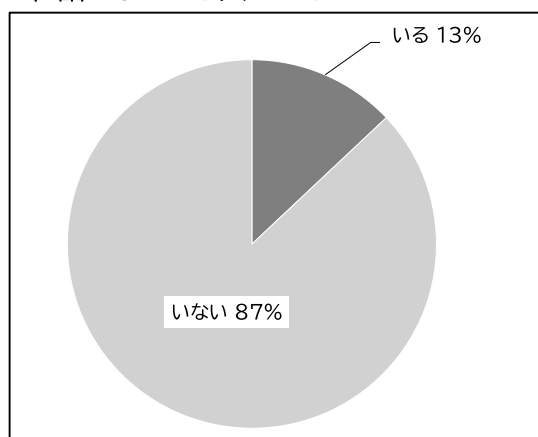
○家族の中でお世話をしている人の有無について、「お世話している人がある」と回答した人は、13%でした。

○お世話することにより困ったことがあるかについて、「特にない」が67%と最も多いものの、「眠る時間が足りない」「友達と遊ぶことができない」「自分の時間が取れない」が7%となっています。

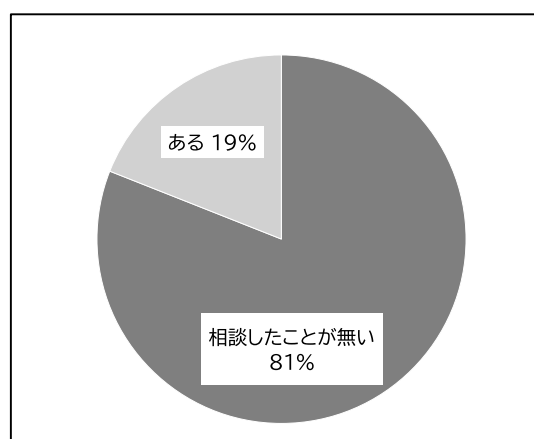
○お世話していることを相談した経験について、「相談したことがない」と回答した人が81%となっています。

○ヤングケアラーという言葉の認知について、「知らない」人は73%、「聞いたことがあるが、よく知らない」と回答した人は19%となっています。

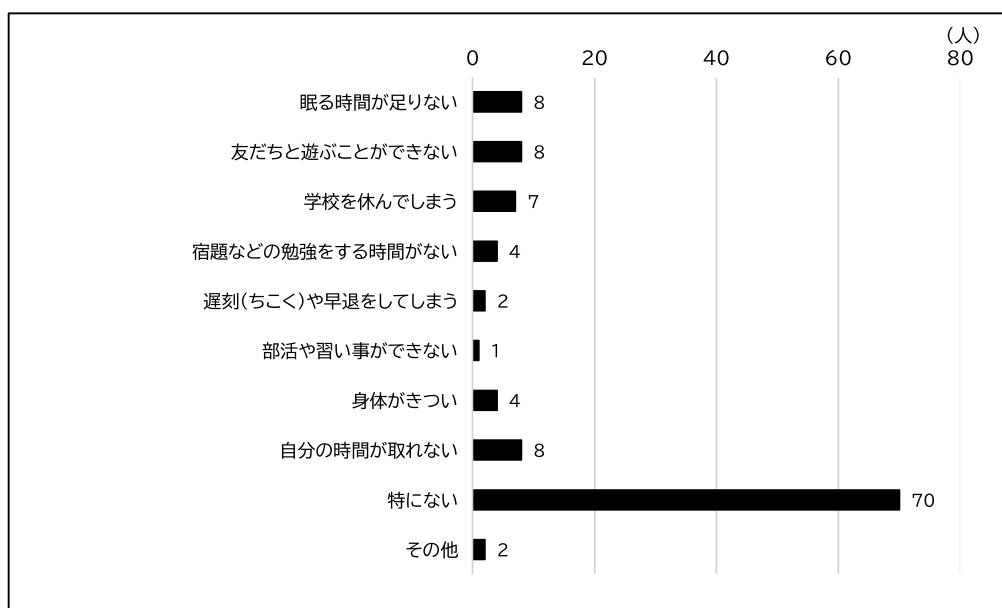
■お世話をしている人がある



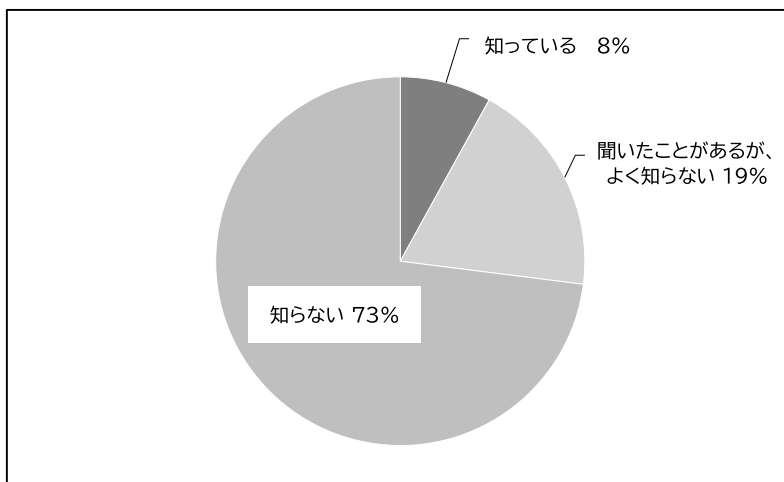
■お世話していることについて相談



■お世話することで困ったこと ※複数回答



■ヤングケアラーという言葉について

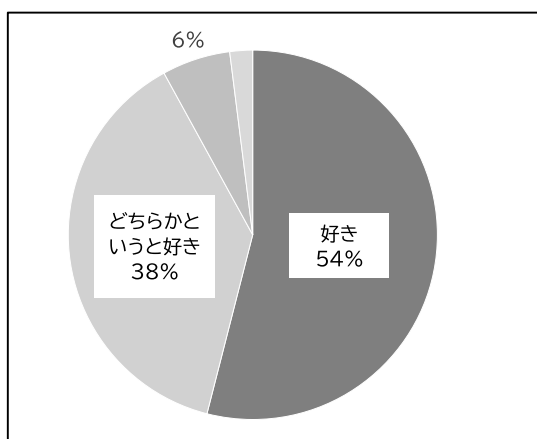


⑤上天草市について

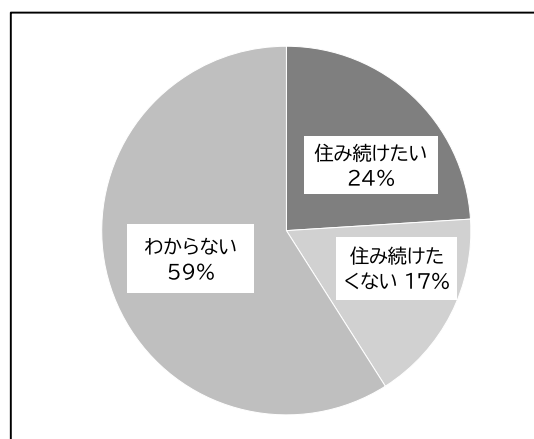
○上天草市が好きかについて、「好き」が54%、「どちらかという好き」が38%と、合わせて92%の人が好きと回答しています。

○大人になってからも上天草市に居住したいかについて、「住みたい」が24%、「住みたくない」が17%、「わからない」が59%となっています。

■上天草市が好き



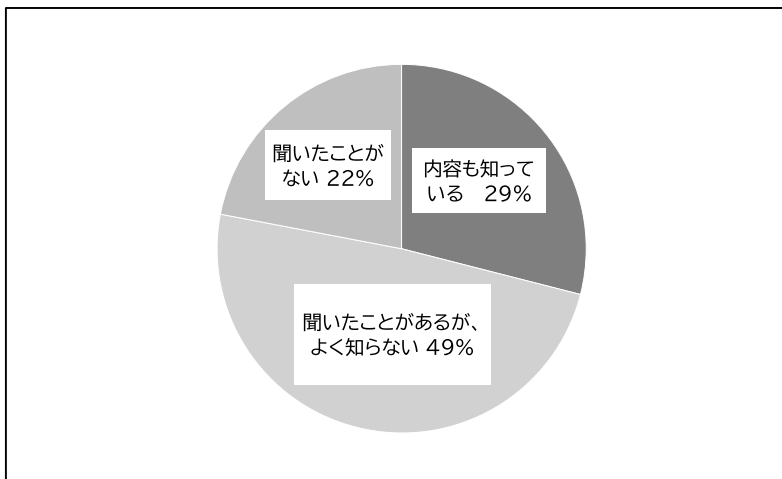
■大人になってからも住みたい



⑥こどもの権利について

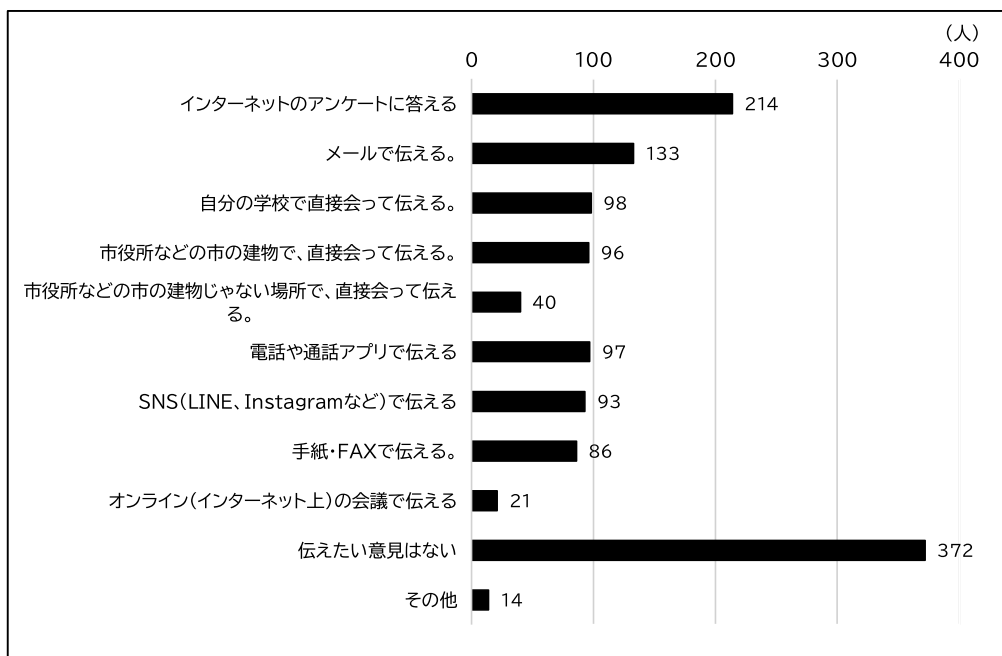
○「こどもの権利」を知っているかについて、「聞いたことがあるが、よく知らない」が49%と最も多く、次に「内容も知っている」が29%、「聞いたことがない」22%となっています。

■こどもの権利について



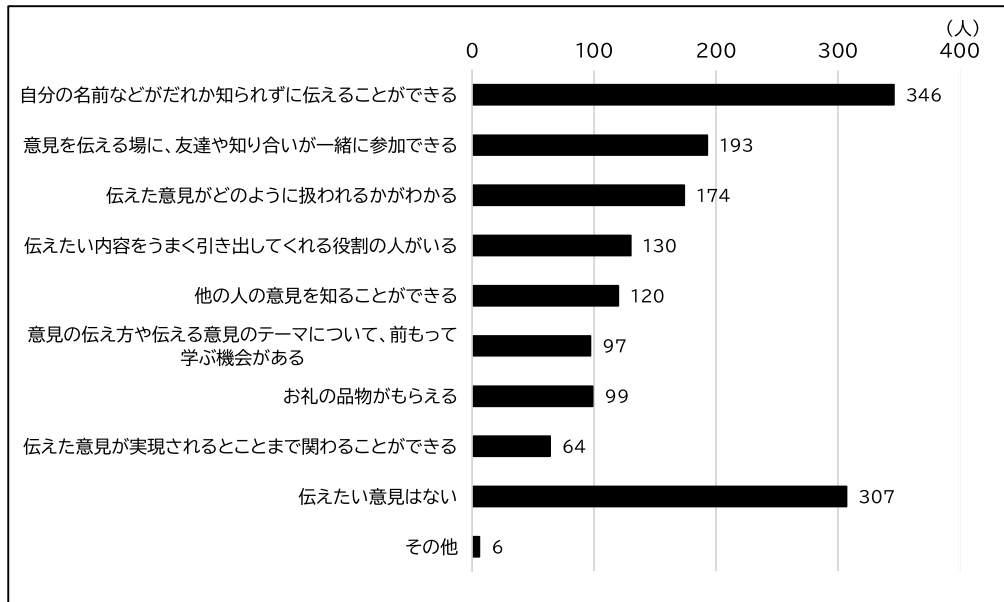
○意見を伝える手段について、「インターネットのアンケートに答える」が27%と最も多く、次に「メールで伝える。」が16%、「自分の学校で直接会って伝える。」「電話や通話アプリで伝える」「市役所などの市の建物で、直接会って伝える。」の順となっています。

■意見を伝える手段 ※複数回答



○意見を伝えるためあれば良いと思うルールについて、「自分の名前などがだれか知られずに伝えることができる」が 43%で最も多く、「意見を伝える場に、友達や知り合いと一緒に参加できる」が 24%、「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」が 22%となっています。

■意見を伝えるためのルール ※複数回答

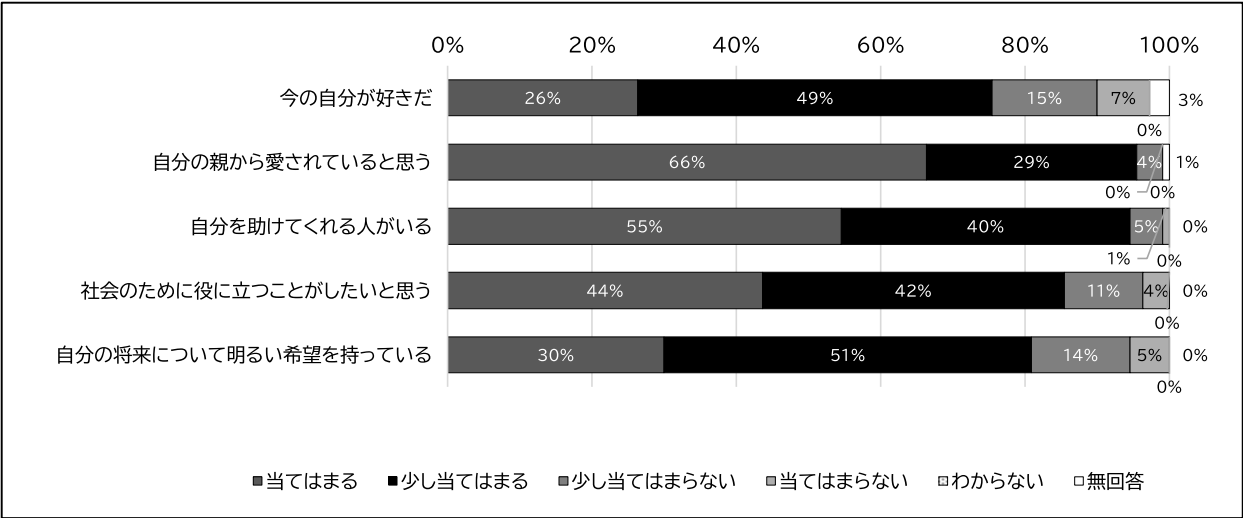


(3)調査結果 高校生への調査結果

①自分のことについて

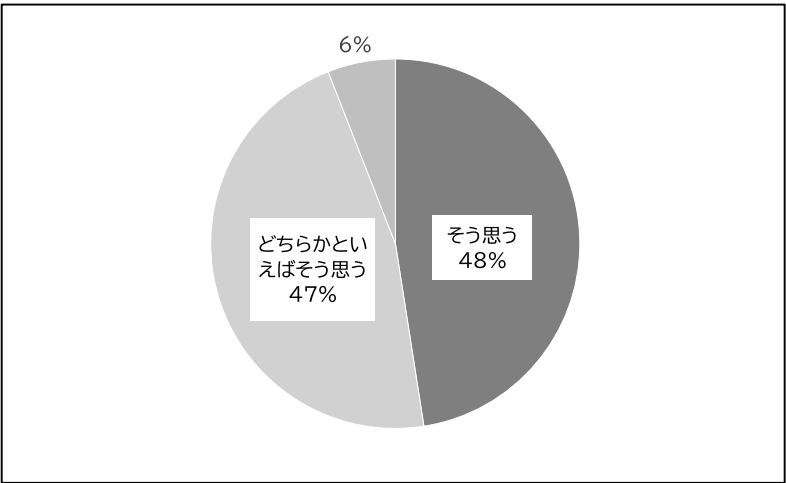
- 「今の自分が好きだ」と回答した人は、「当てはまる」「少し当てはまる」を合わせて 75%でした。
- 「自分の親から愛されていると思う」と思う人は、95%でした。
- 「自分を助けてくれる人がいる」と思う人は 95%でした
- 「社会のために役立つことをしたいと思う」と思う人は 86%でした。
- 「自分の将来について明るい希望を持っている」と思う人は 81%でした。

■自分のことについて思うこと



○あなたは今幸せだと思うかについて、「そう思う」と回答した人は 48%と最も多く、「どちらかといえばそう思う」と回答した人は 47%となっています。

■あなたは今幸せか

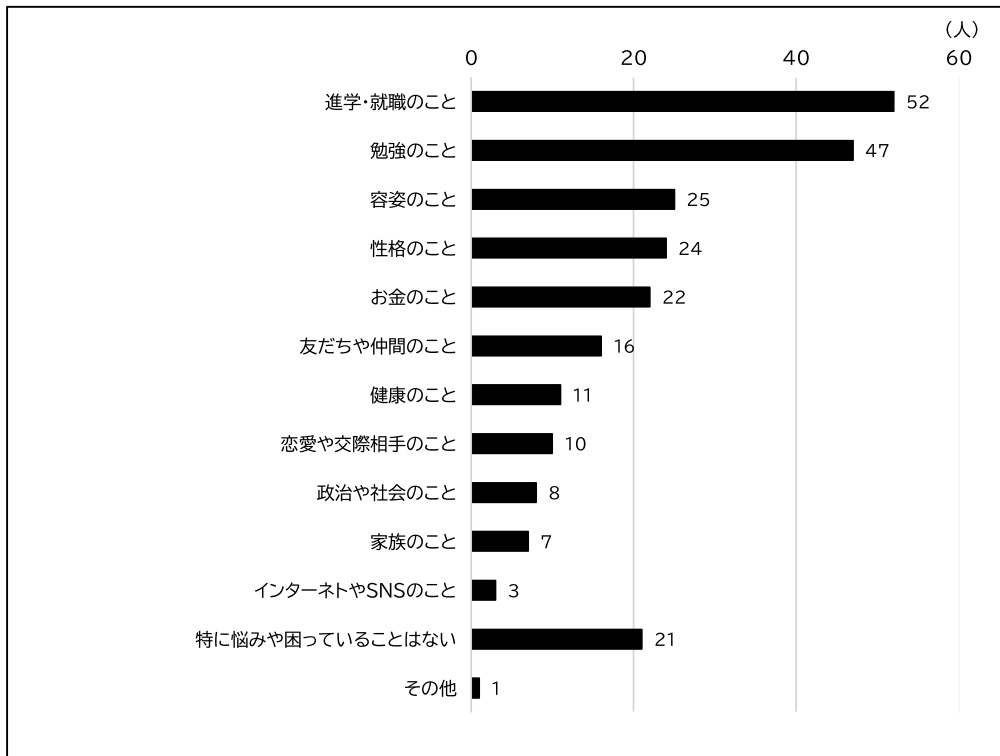


○今悩んでいることについて、「進学・就職のこと」が47%と最も多く、その次に「勉強のこと」が42%、「容姿のこと」が22%となっています。

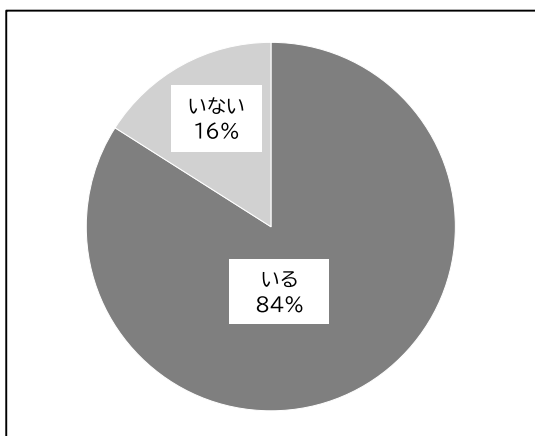
○悩みを聞いてくれる人の有無について、「いる」と回答した人は84%となっています。

○悩みを聞いてくれる人について、「友達」が71%と最も多く、次に「親」が57%、「学校の先生」が25%となっています。

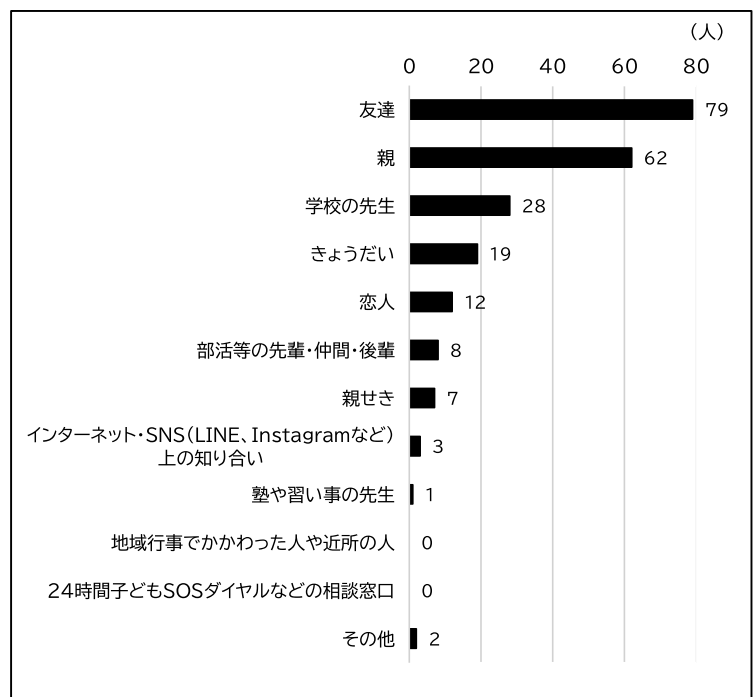
■今悩んでいること ※複数回答



■悩みを聞いてくれる人の有無



■悩みを聞いてくれる人について ※複数回答

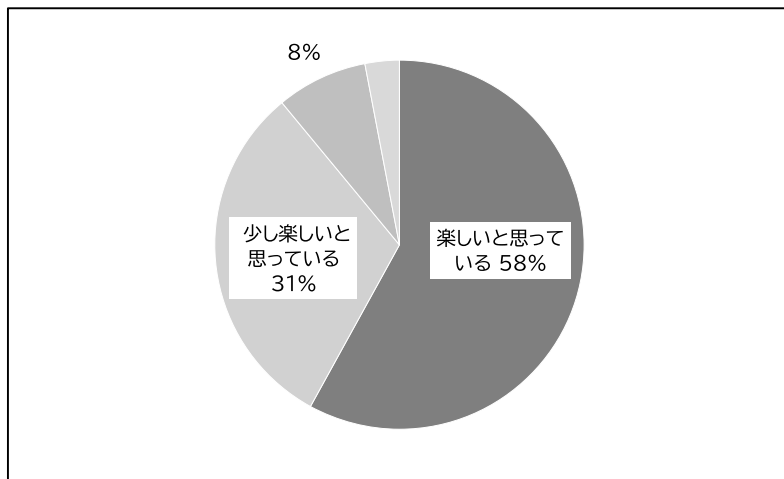


②学校生活について

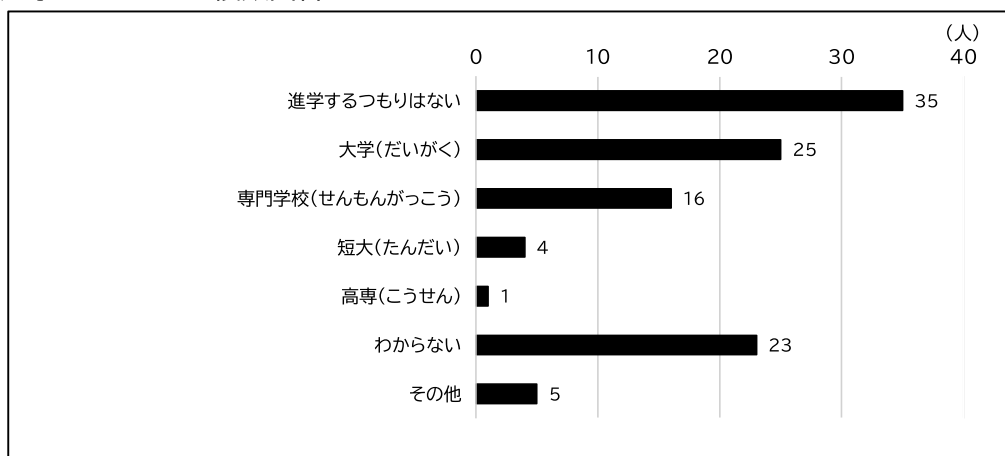
○学校生活は楽しいかについて、「楽しいと思っている」が 58%、「少し楽しいと思っている」が 31%と、9 割近くが楽しいと感じていると回答がありました。

○今後の進学について、「進学するつもりはない」が 31%と最も多く、次に「大学」が 22%、「わからない」が 20%となっています。

■学校生活は楽しいか



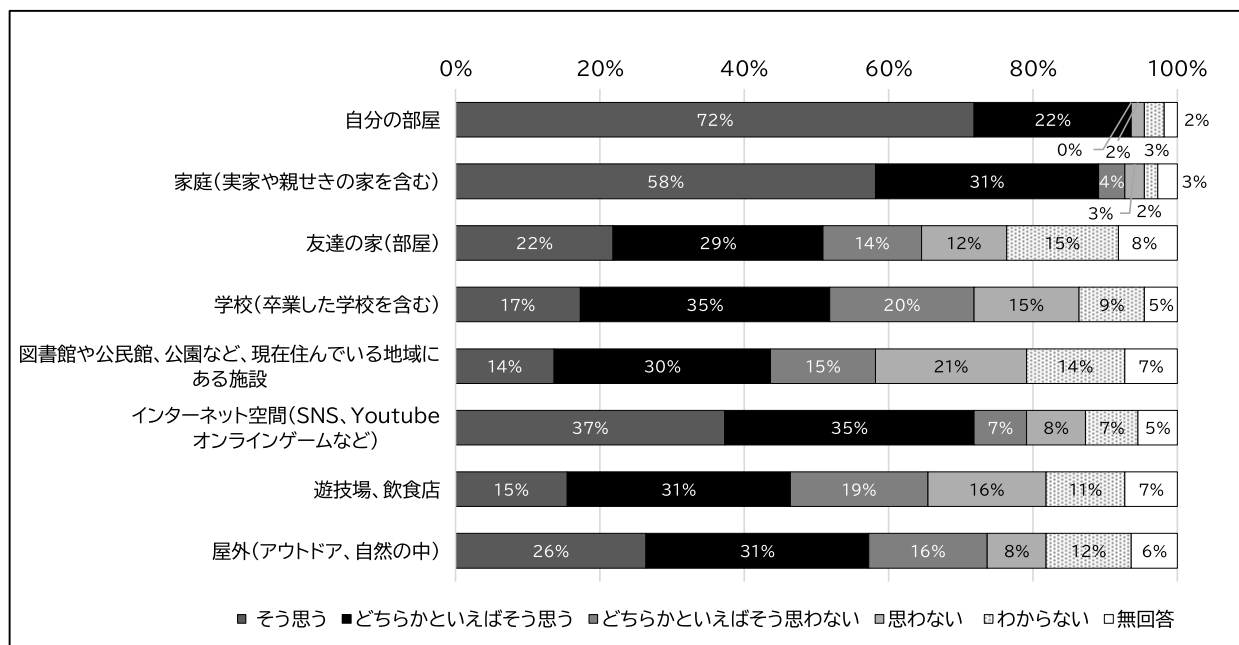
■進学について ※複数回答



③自分の居場所について

○自分がほっとできる場所、居心地の良い場所について、「自分の部屋」が94%と最も多く、次に「家庭（実家や親せきの家を含む）」が89%となっています。

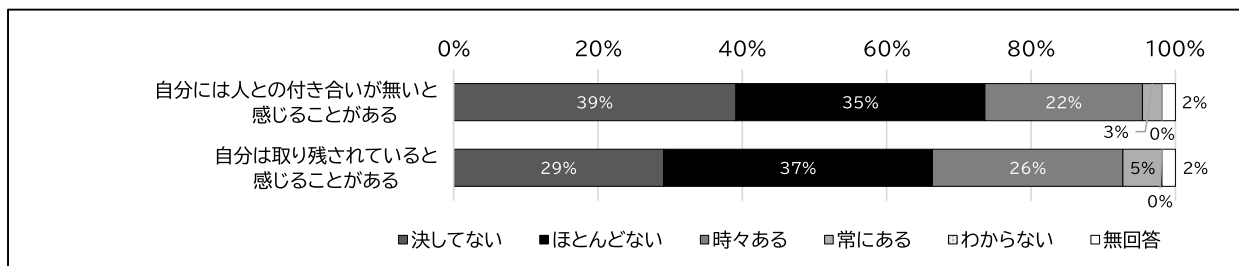
■自分がほっとできる場所、居心地の良い場所について



○孤独感について、「自分には人との付き合いが無いとを感じることもある」について、「決してない」「ほとんどない」という回答は74%となっています。一方、「時々ある」「常にある」という回答は25%となっています。

○「自分は取り残されているとを感じることもある」について、「決してない」「ほとんどない」という回答は66%となっています。一方、「時々ある」「常にある」という回答は31%となっています。

■孤独感について



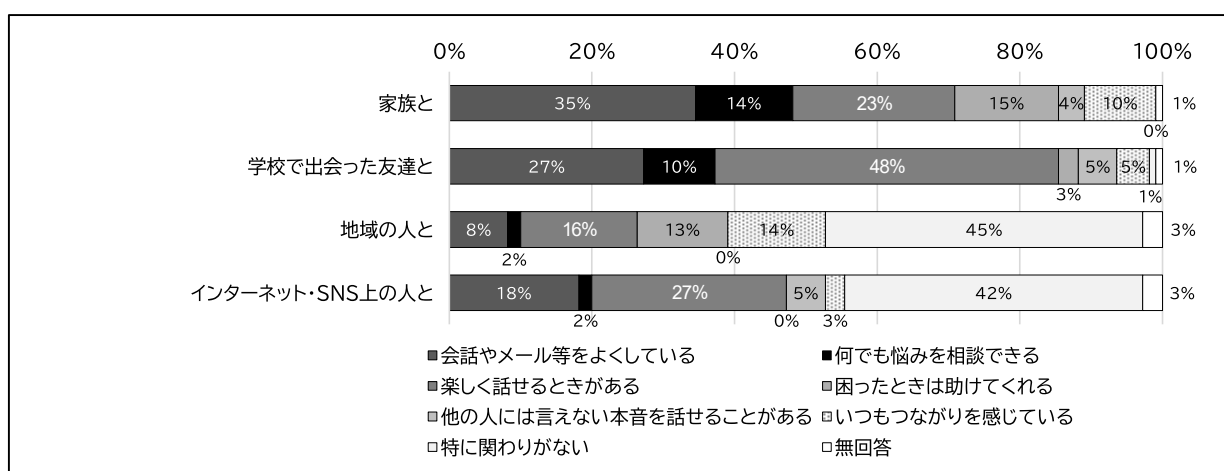
○家族や友達、地域の人、インターネット上の人とのかかわりについて、家族とは「会話やメール等をよくしている」が35%、「楽しく話せるときがある」が23%、「困ったときは助けてくれる」が15%となっています。

○友達とのかかわりについて、「会話やメール等をよくしている」が27%、「楽しく話せるときがある」が48%、「なんでも悩みを相談できる」が10%となっています。

○地域の人とのかかわりについて、「楽しく話せるときがある」が16%である一方、「特に関わりが無い」が45%となっています。

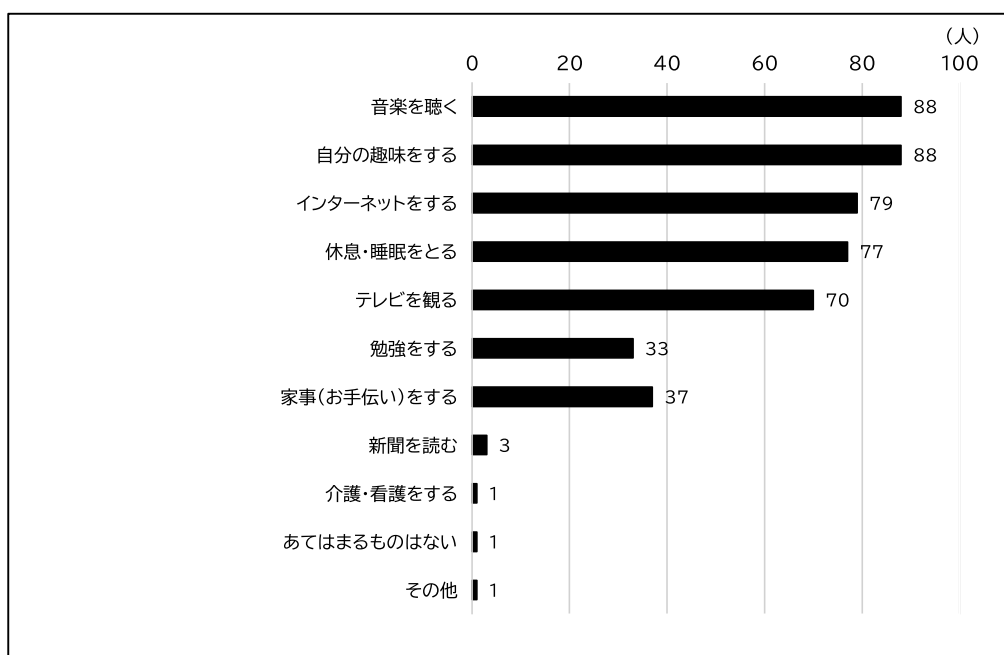
○インターネット上の人とのかかわりについて、「楽しく話せるときがある」が27%である一方、「特に関わりが無い」が42%となっています。

■他の人とのかかわりについて



○普段自宅で行っていることについて、「音楽を聴く」「自分の趣味をするが」が80%と最も多く、「インターネットをする」が71%、「休息をとる」が70%となっています。

■普段自宅で行っていること ※複数回答

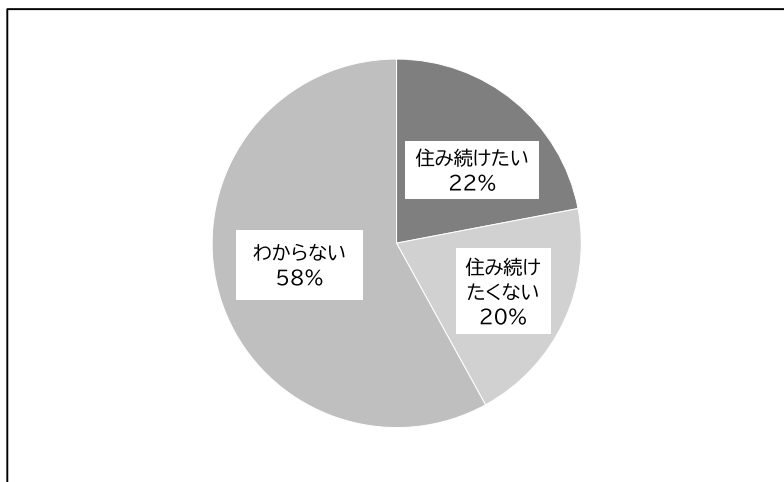


④上天草市について

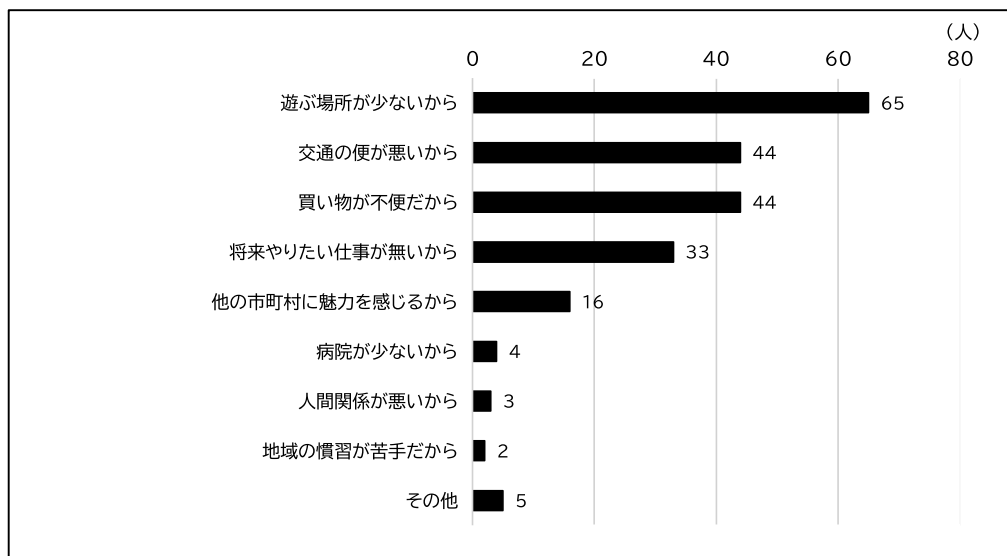
○上天草市に大人になっても住み続けたいかという問いに対し、「住み続けたい」が 22%、「住み続けたくない」が 20%、「わからない」が 58%となっています。

○住み続けたくない、どちらともいえない理由として、「遊ぶ場所が少ないから」が 59%と最も多く、次に「交通の便が悪いから」「買い物不便だから」が 40%、「将来やりたい仕事が無いから」が 33%となっています。

■大人になっても住み続けたい

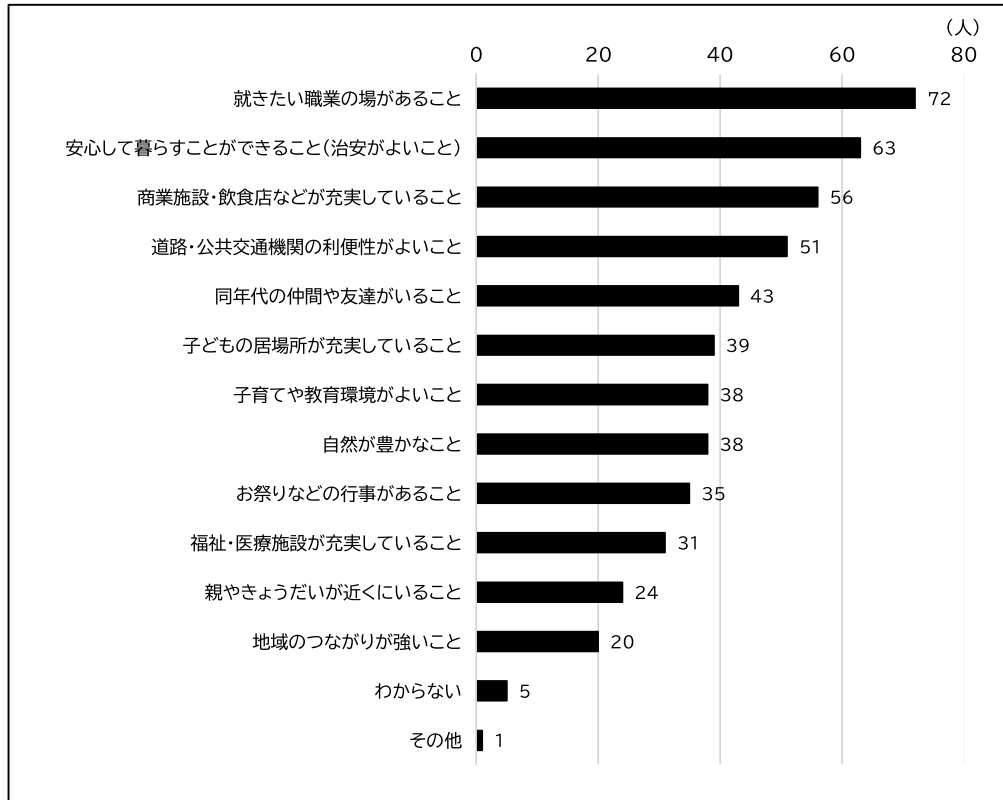


■住み続けたくない、どちらともいえない理由 ※複数回答



○上天草市で暮らしていくため重要だと思うことについて、「就きたい職業の場があること」が 65%と最も多く、次に「安心して暮らすことができること（治安がよいこと）」が 57%、「商業施設・飲食店などが充実していること」が 50%、「道路・公共交通機関の利便性がよいこと」が 46%となっています。

■上天草市で暮らしていくために重要だと思うこと ※複数回答

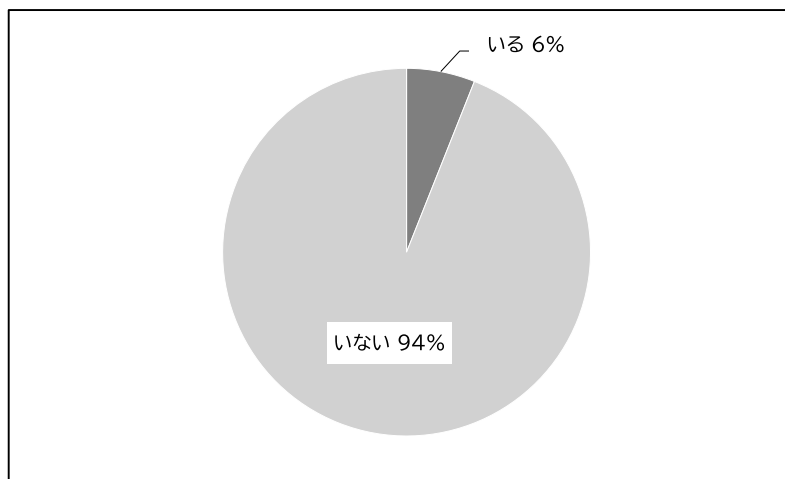


⑤お世話をしている人について

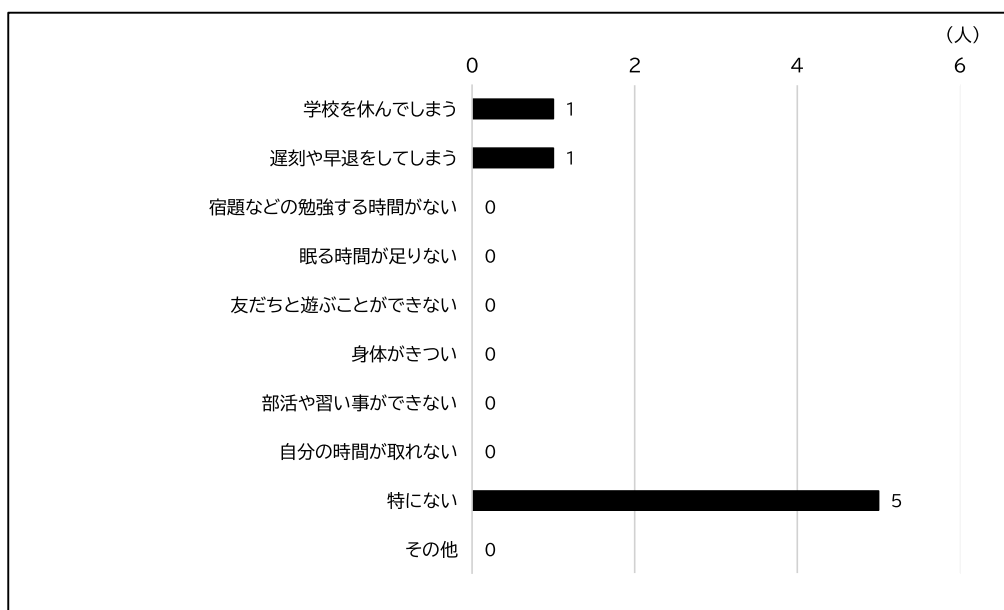
○お世話している人の有無について、「お世話している人がある」と回答した人は6%でした。

○お世話することによって「学校を休んでしまう」「遅刻や早退をしてしまう」と回答した人は16%でした。

■お世話している人があるか



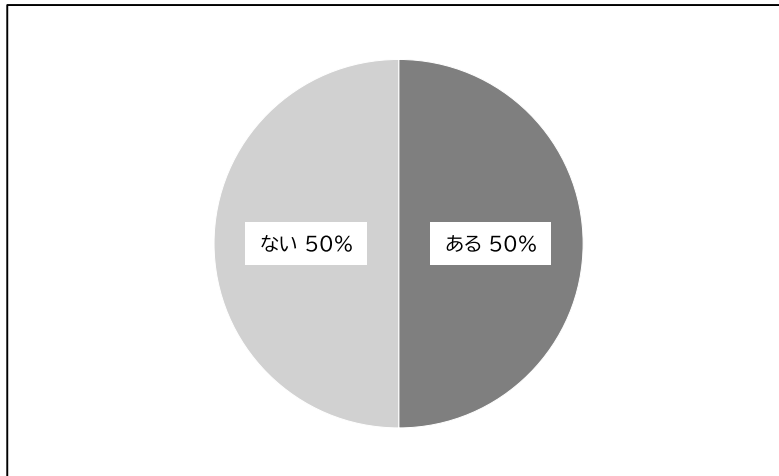
■お世話することで困ったこと



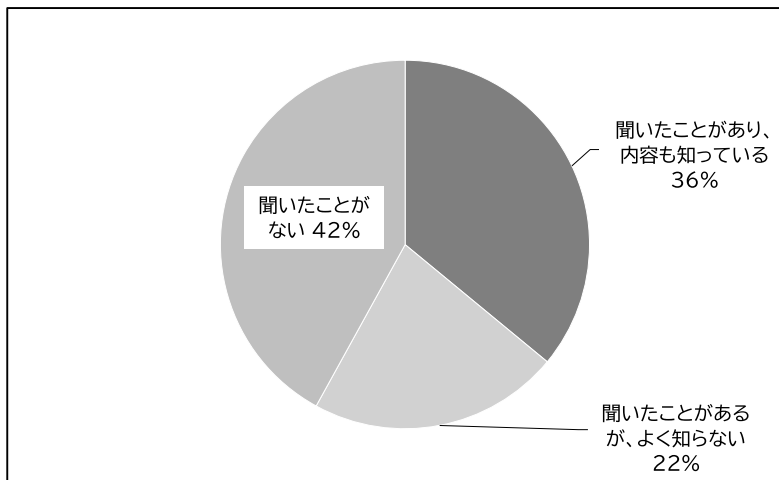
○お世話していることを相談したことについて、「相談したことがある」人と「相談したことがない」人は半数ずつでした。

○ヤングケアラーについて、「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答した人は 36%でした。一方「聞いたことがあるが、よく知らない」が 22%、「聞いたことがない」と回答した人は 42%でした。

■お世話することを相談したことがあるか



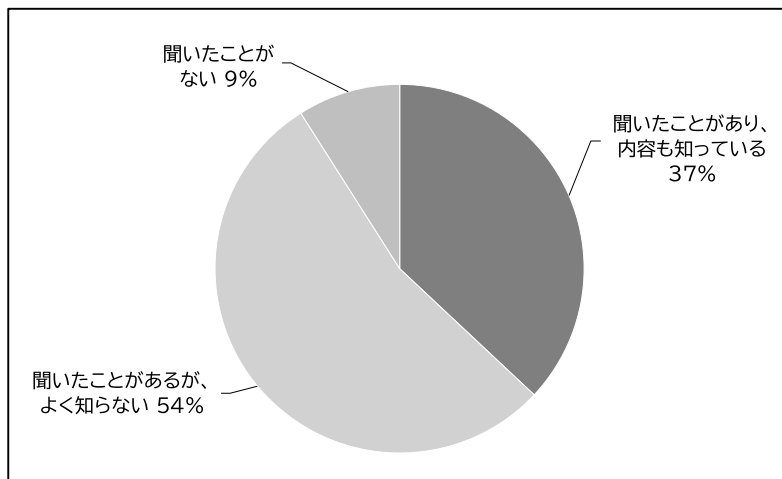
■ヤングケアラーについて



⑥こどもの権利について

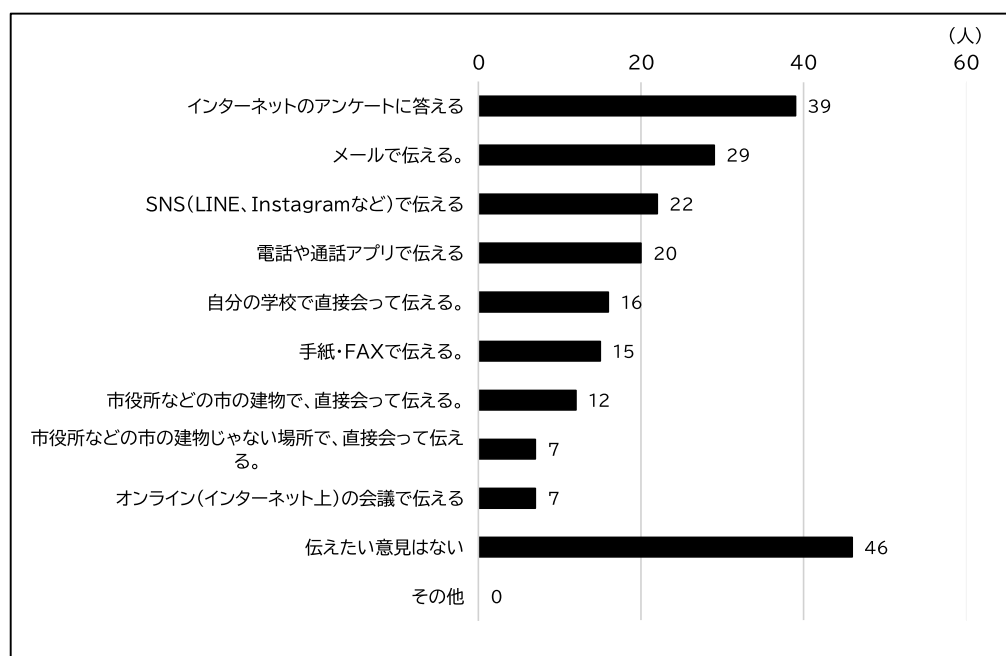
○こどもの権利の認知について、「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答した人は 37% でした。また「聞いたことがあるが、よく知らない」と回答した人は 54% でした。

■こどもの権利について



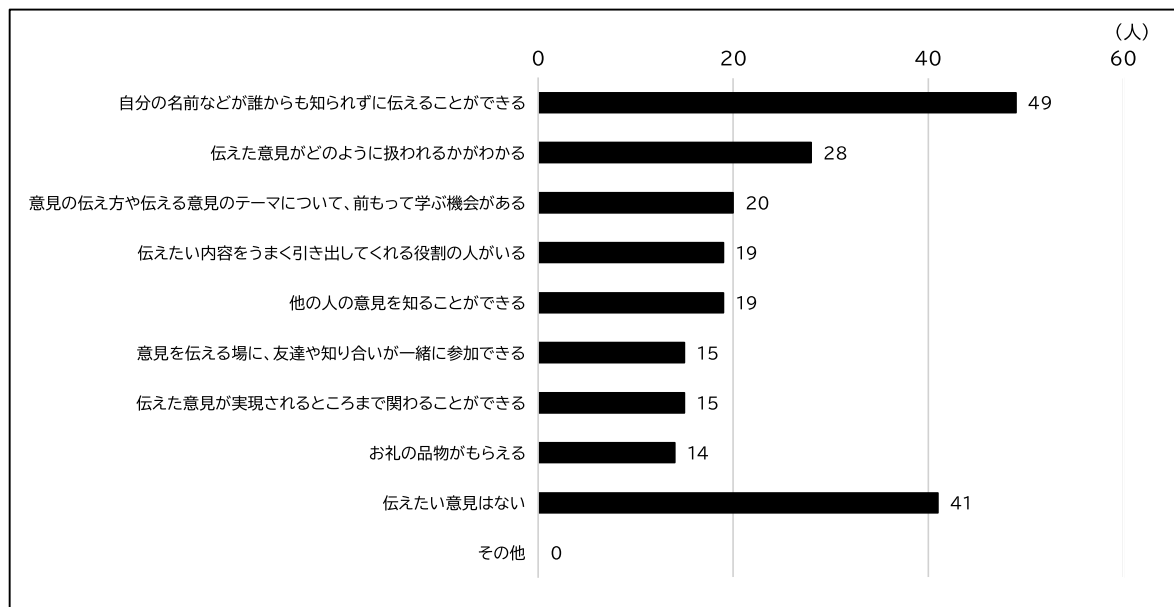
○意見を表明する方法について、「インターネットのアンケートに答える」が 35%と最も多く、次に「メールで伝える」が 26%、「SNS（LINE、Instagram など）で伝える」が 20%となっています。

■意見を表明する方法 ※複数回答



○意見を表明する工夫について、「自分の名前などが誰からも知られずに伝えることができる」が44%と最も多く、次に「意見の伝え方や伝える意見のテーマについて、前もって学ぶ機会がある」が25%、「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」が25%となっています。

■意見を表明する工夫 ※複数回答



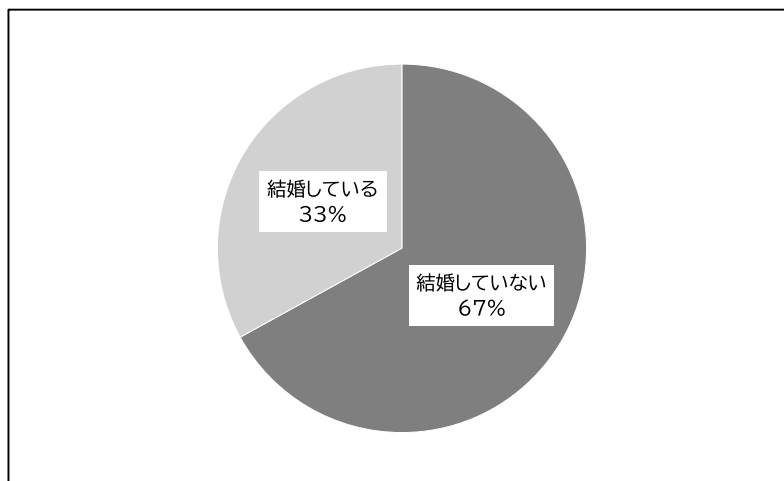
(4)調査結果 若者の調査結果

①あなたの生活について

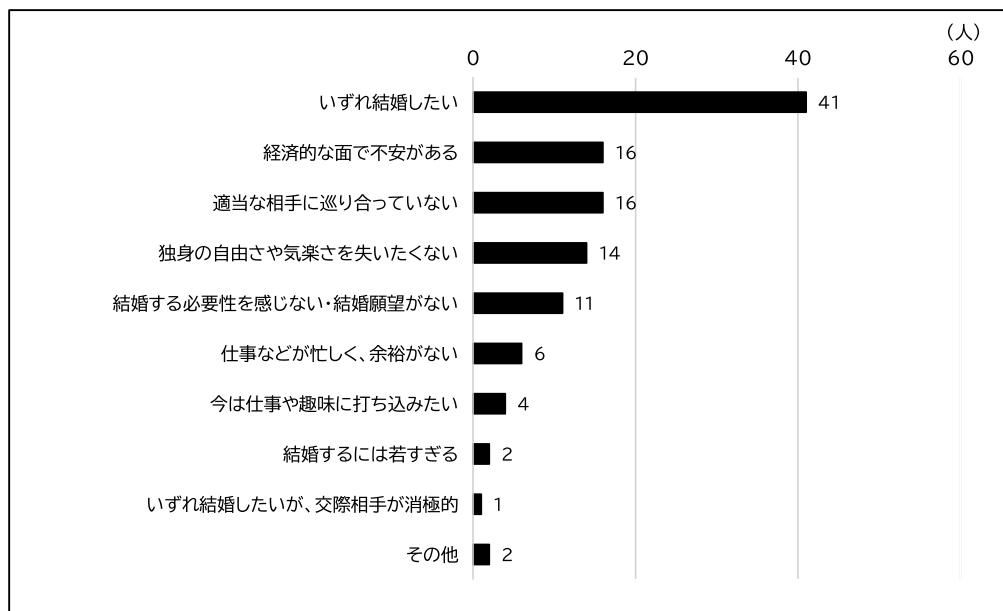
○婚姻状況について「結婚していない」人が67%、「結婚している」が33%となっています。

○結婚に対する気持ちについて、「いずれ結婚したい」が最も多く、次に「経済的な面で不安がある」「適当な相手に巡り合っていない」「独身の自由さや気楽さを失いたくない」となっています。

■婚姻状況



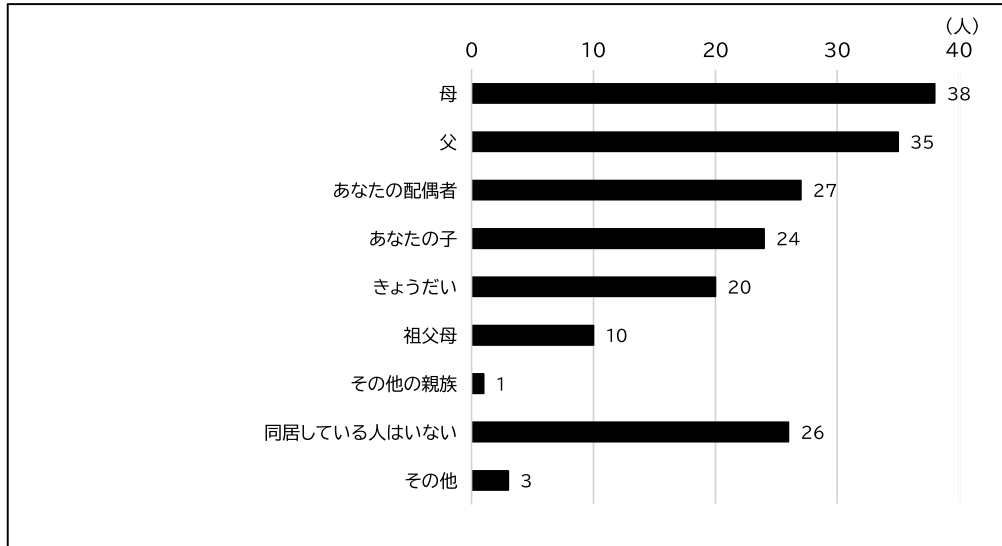
■結婚に対する気持ちについて ※複数回答



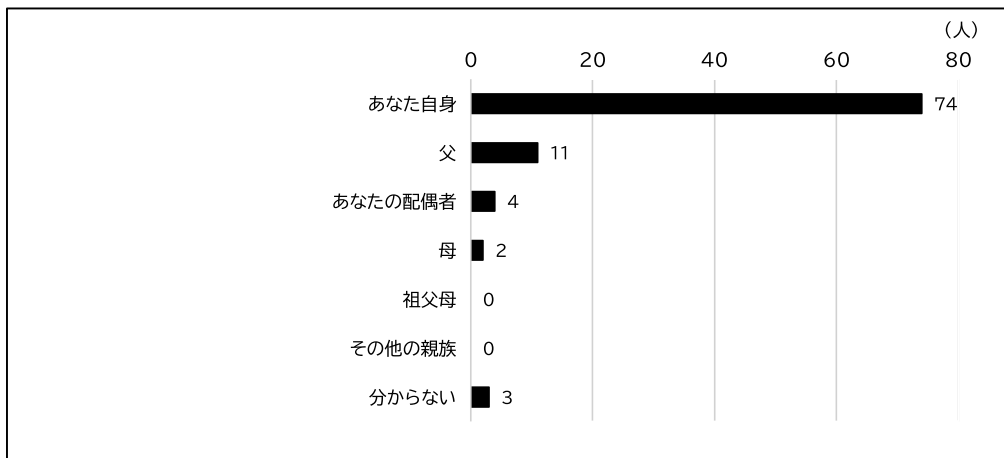
○同居者について、「母」が最も多く、次に「父」、「あなたの配偶者」となっていますが、「同居している人はいない」も27%となっています。

○生計を維持する人について、「あなた自身」が77%と最も多くなっています。

■同居者 ※複数回答



■生計を維持する人 ※複数回答

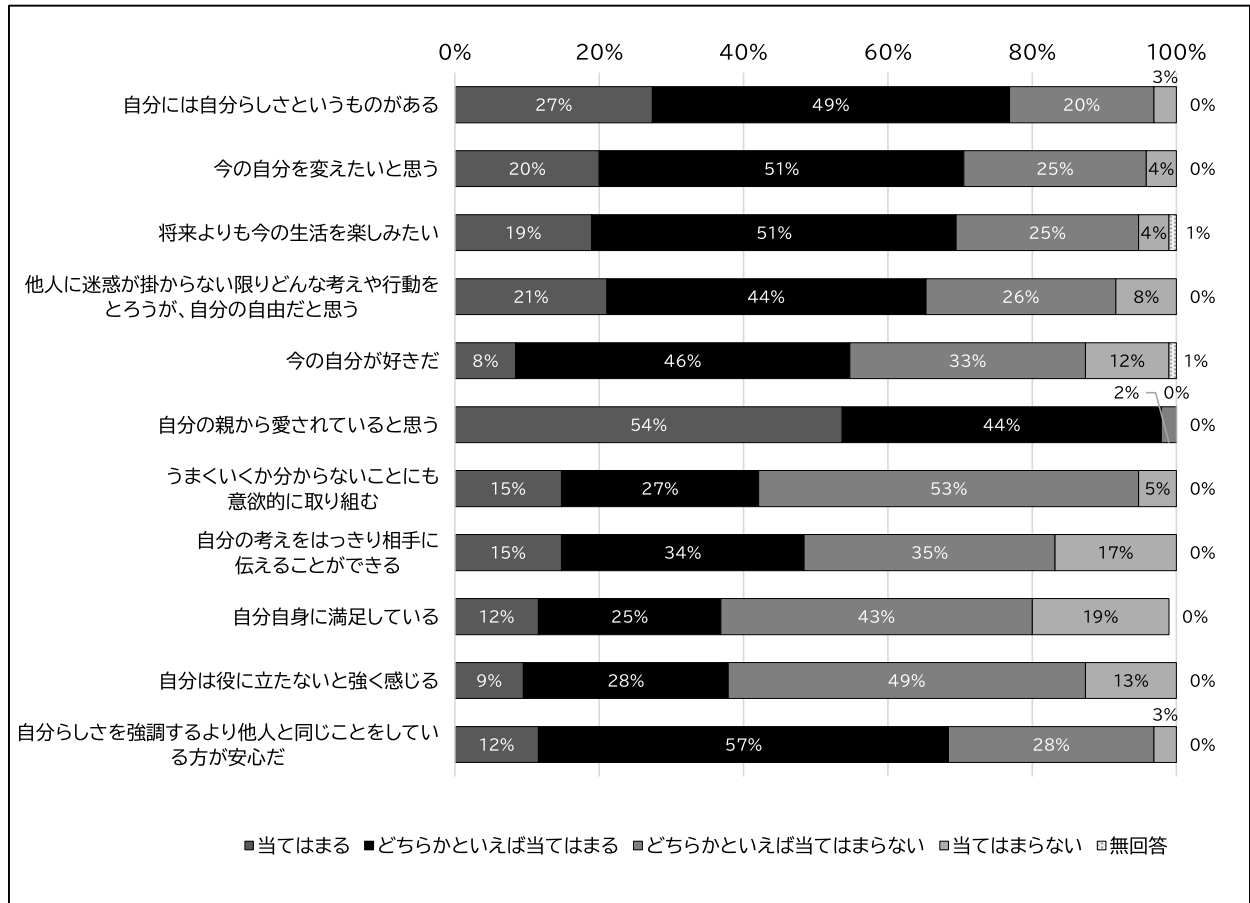


②自分のことについて

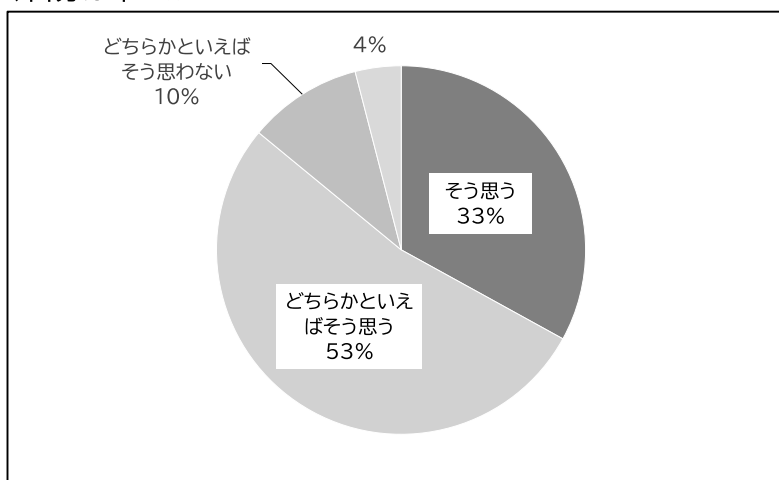
○自分自身のことについて、「自分の親から愛されていると思う」と回答した人が最も多く、一方で「自分は役に立たないと強く感じる」と回答した人は37%となっています。

○今、幸せかという質問に対し、「どちらかといえばそう思う」が53%と最も多く、「そう思う」が33%、「どちらかといえば、そう思わない」が10%となっています。

■自分自身のことについて

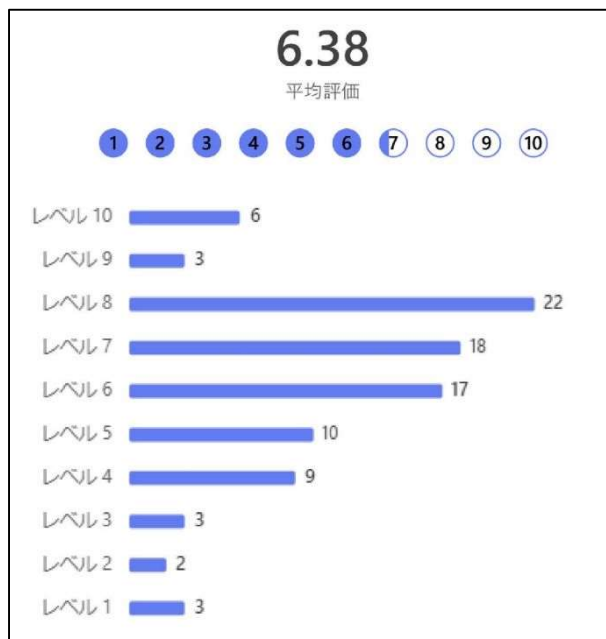


■今、自分は幸せか



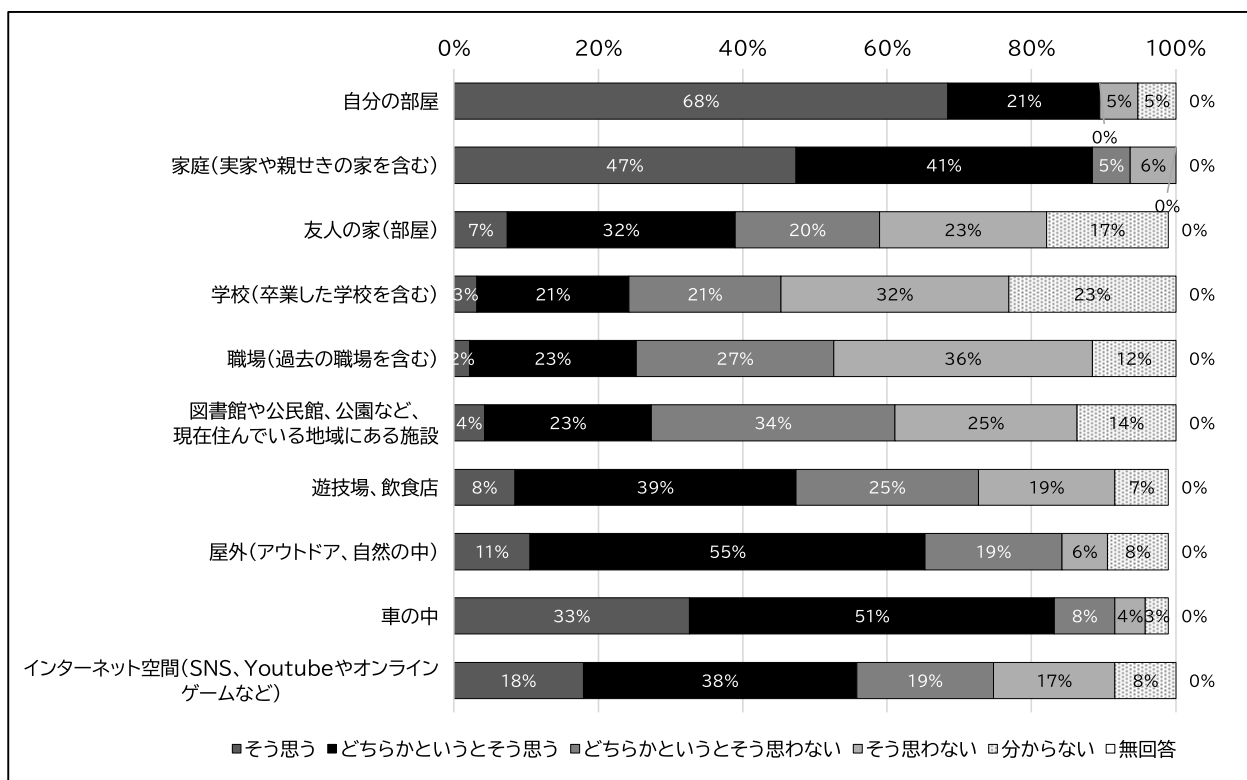
○生活への満足度の平均は、10段階中「6.38」となっています。

■生活への満足度



○ほっとできる場所、居心地の良い場所について、「自分の部屋」と回答した人が89%と最も多く、次に「家庭（実家や親せきの家を含む）」が88%、「車の中」が84%となっています。

■ほっとできる場所、居心地の良い場所



○自分には人との付き合いが無いと感じることがあると回答した人は 47%となっています。

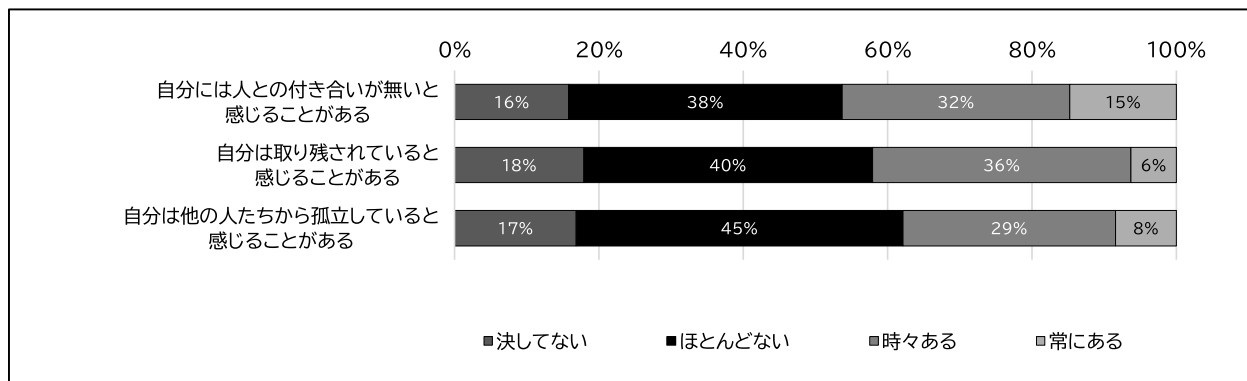
○自分は取り残されていると感じることがある、と回答した人は 42%となっています。

○自分は他の人たちから孤立していると感じることがある、と回答した人は 37%となっています。

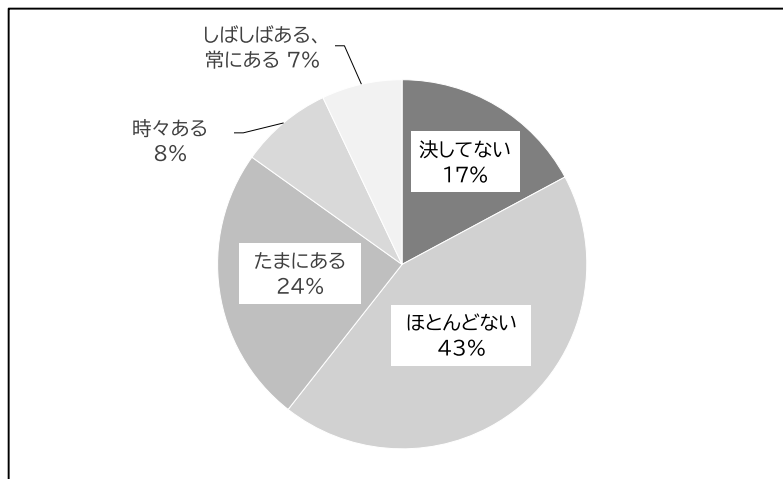
○孤独感について、「ほとんどない」が 43%、次に「決してない」が 17%となっていますが、「たまにある」「時々ある」「しばしばある、常にある」と回答した人も 39%になっています。

総じて約3割～4割が、孤独感を感じていると回答がありました。

■次のことについて当てはまるか



■孤独感を感じるか



③他の人とのかわりについて

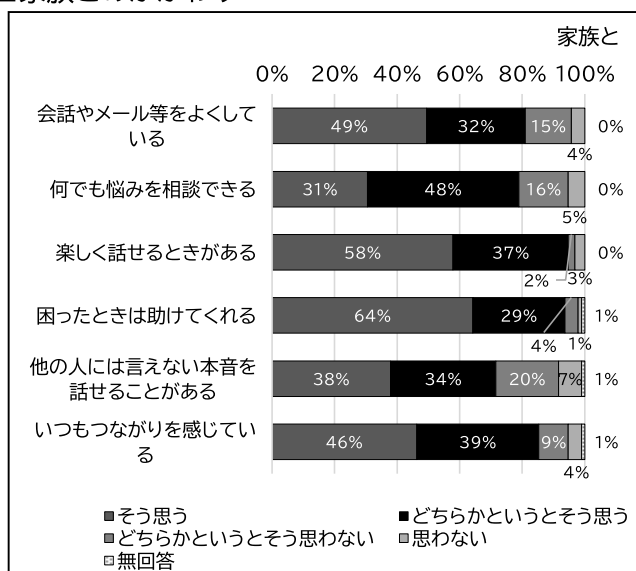
○家族とのかわりについて、「楽しく話せるときがある」と回答した人が 95%、「困ったときは助けてくれる」と回答した人が 92%となっています。

そのほかの項目でも、約8割の人がかわりを持っている結果となっています。

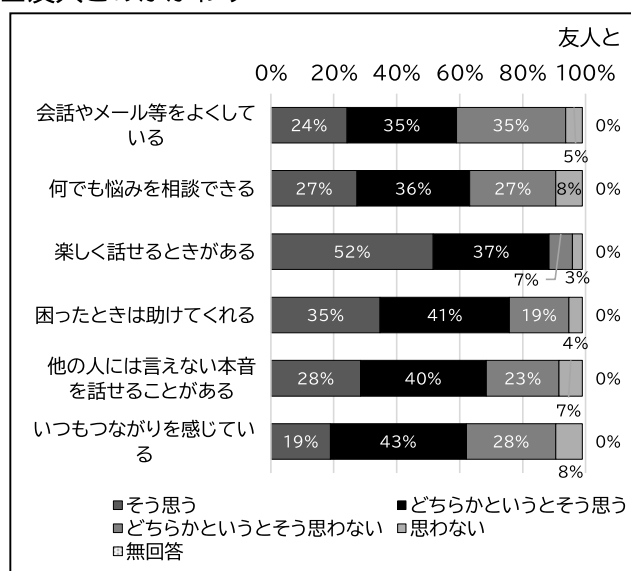
○友人とのかわりについて、「楽しく話せるときがある」と回答した人が 90%、「困ったときは助けてくれる」と回答した人が 76%と、多い結果となっています。

○職場の人とのかわりについて、「楽しく話せるときがある」と回答した人が 87%、「困ったときは助けてくれる」と回答した人が 84%と多い結果となっています。

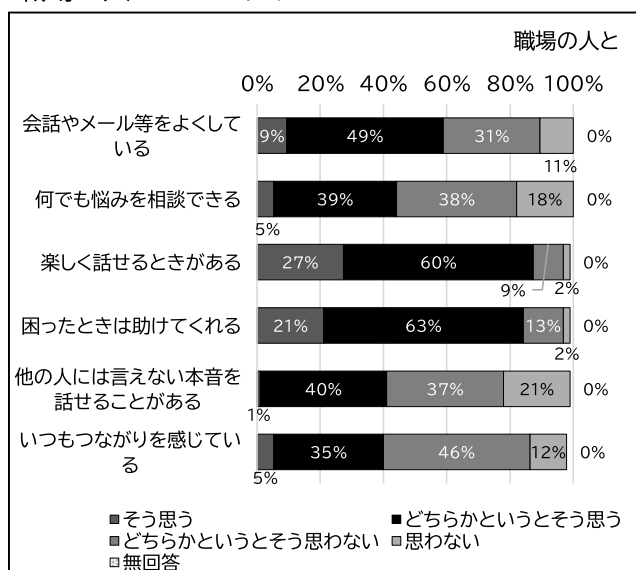
■家族とのかわり



■友人とのかわり



■職場の人とのかわり

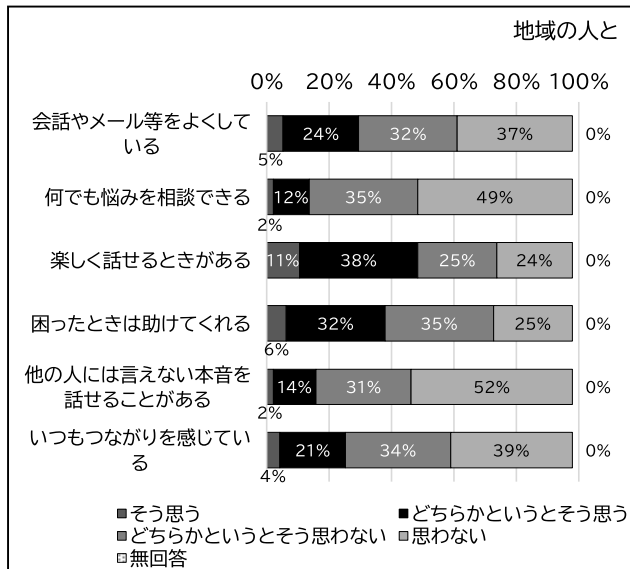


○地域の人とのかかわりについて、「どちらかというと思わない」「そう思わない」と回答した人が多い結果となっています。

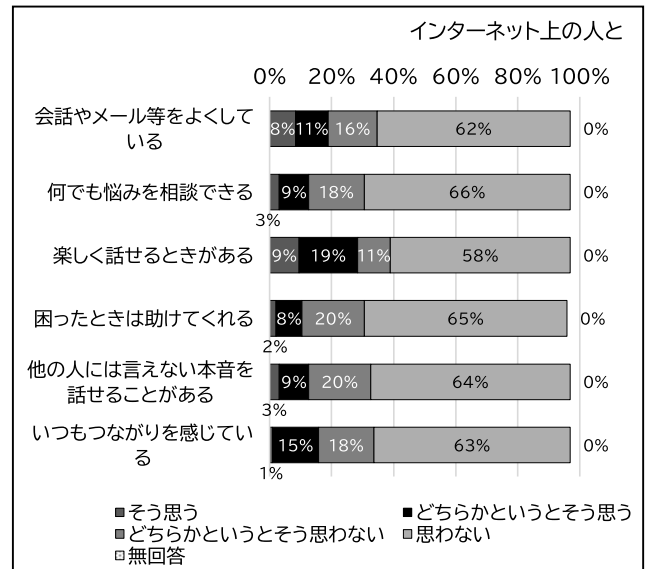
○インターネット上の人とのかかわりについて、「どちらかというと思わない」「そう思わない」と回答した人が多い結果となっています。

○他の人とのかわり方について、「その場にあった行動をとれる」と回答した人が77%、「表情やしぐさで相手の思っていることがわかる」と回答した人が75%と多くなっています。

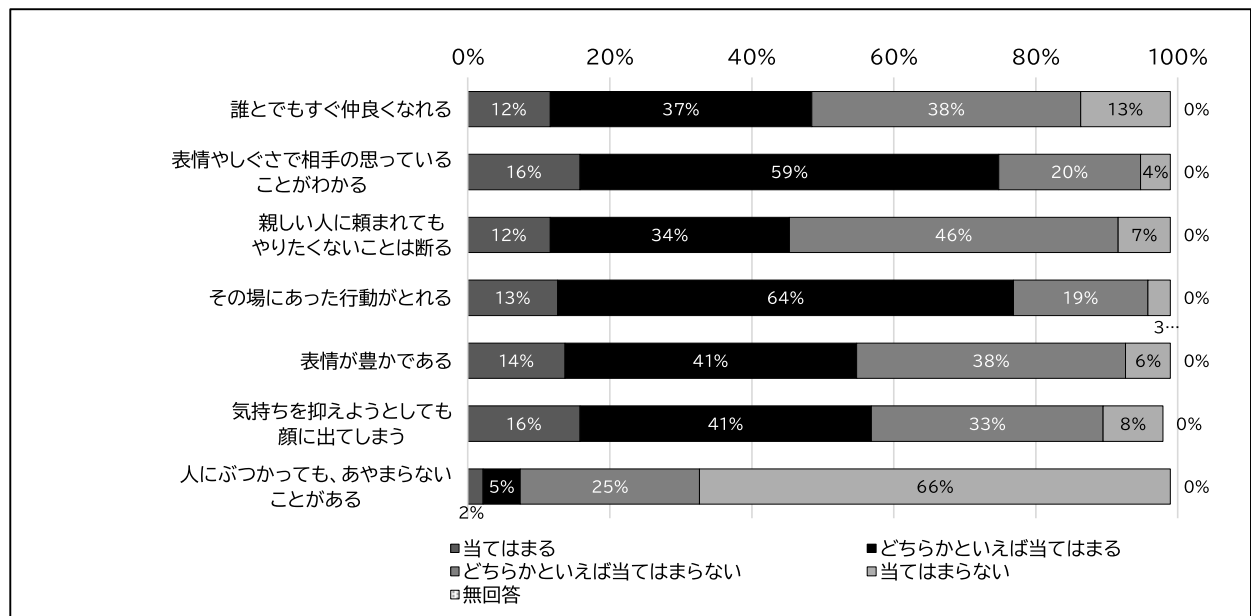
■地域の人とのかかわり



■インターネット上の人とのかかわり



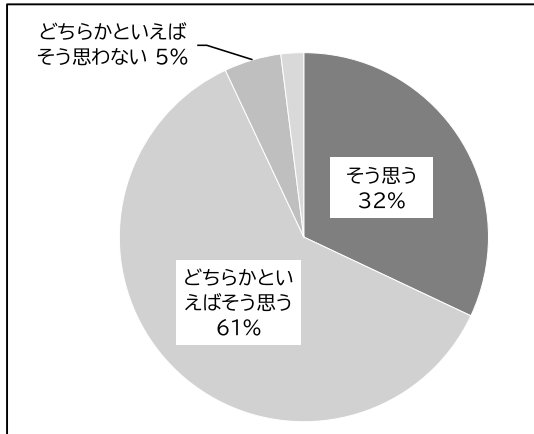
■他の人とのかわり方について



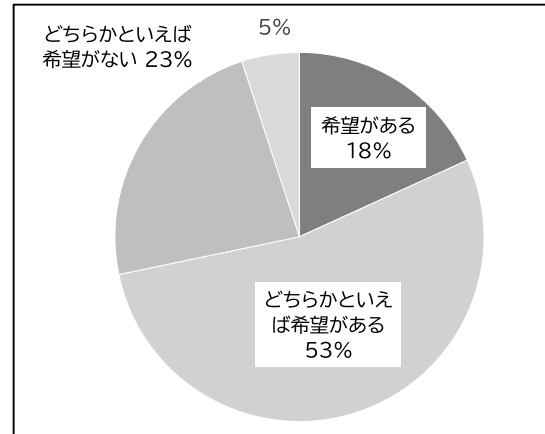
○社会のために役立つことをしたいかについて、「そう思う」が 32%、「どちらかといえばそう思う」が61%となっています。

○将来への明るい希望について、「どちらかといえば希望がある」が53%と最も多く、「希望がある」が 18%となっています。

■社会のために役立つことがしたい

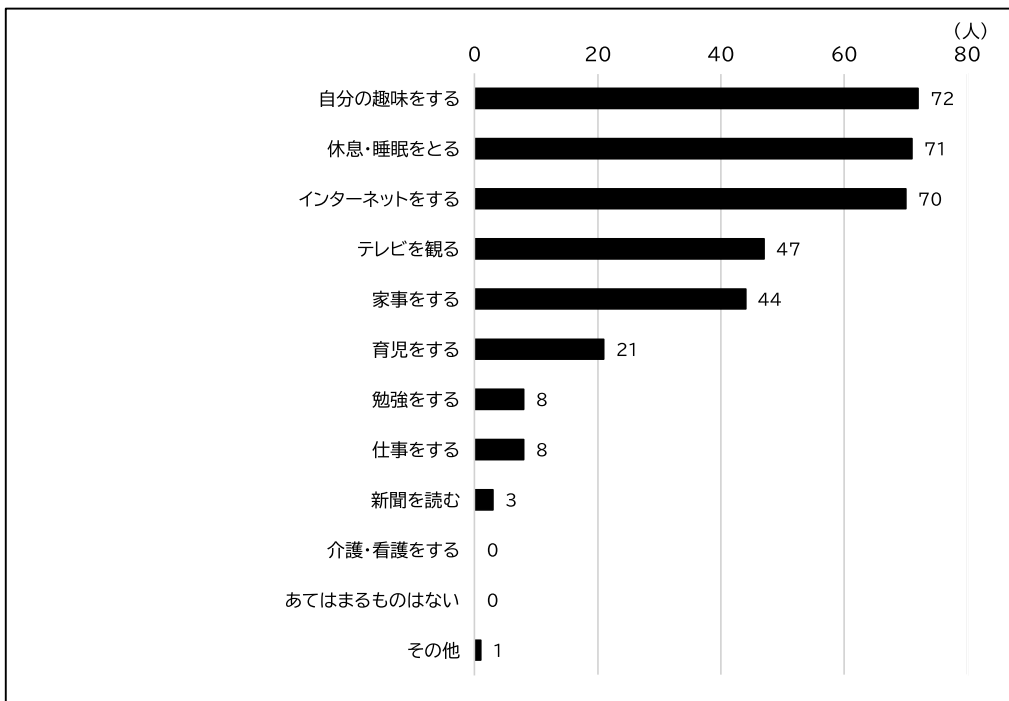


■将来への明るい希望について



○普段自宅で行っていることについて、「自分の趣味をする」が 75%と最も多く、次に「休息・睡眠をとる」74%、「インターネットをする」が73%と多くなっています。

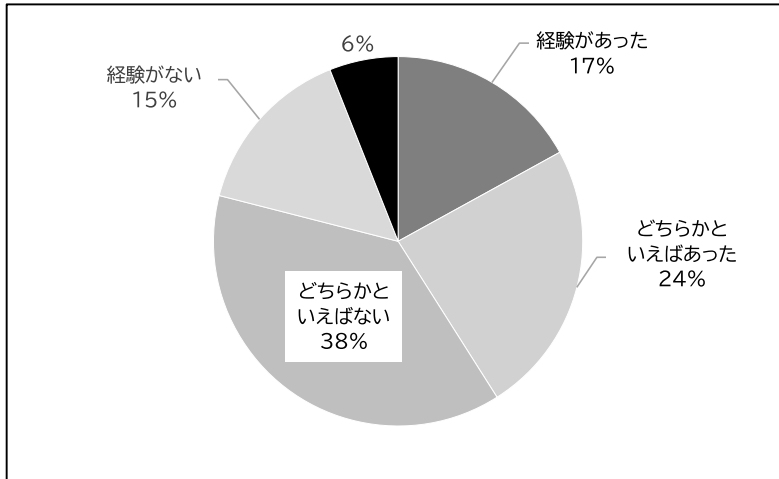
■普段自宅で行っていること ※複数回答



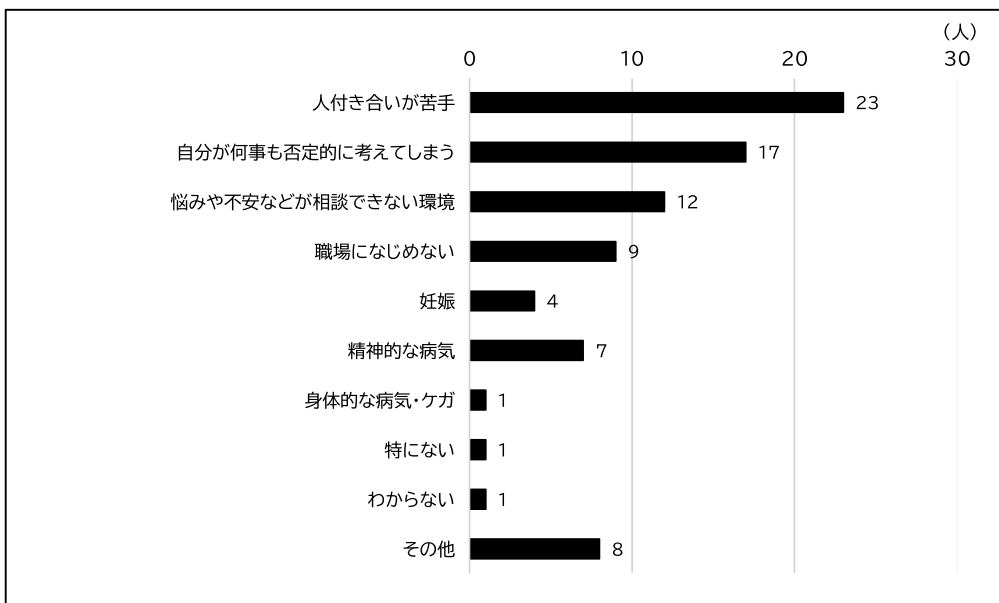
○これまでに円滑な社会生活等を送れない経験について、「経験があった」と回答した人は 17%、「どちらかといえばあった」人は 24%となっています。

○社会生活等を円滑に送ることができなかった原因について、「人付き合いが苦手」と回答する人が 58%と最も多く、次に「自分が何事も否定的に考えてしまう」が 43%、「悩みや不安などが相談できない環境」が 30%となっています。

■円滑な社会生活等を送れない経験について



■社会生活を円滑に送ることができなかった原因について ※複数回答



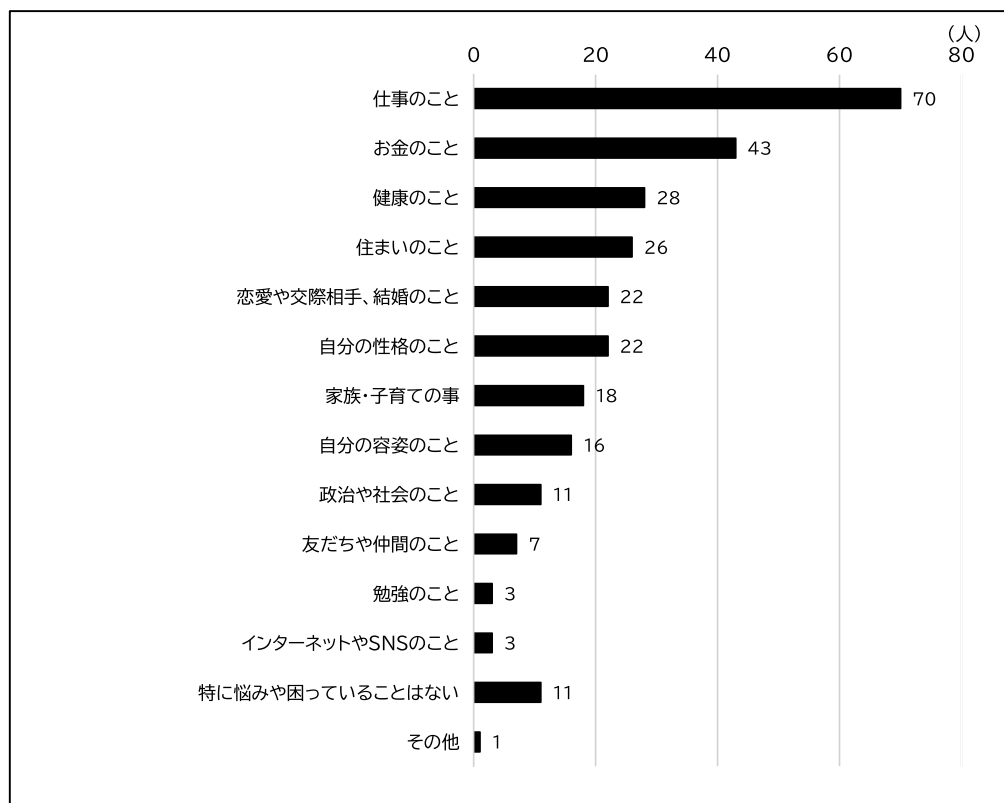
④今、悩んでいることについて

○今、悩んでいることについて、「仕事のこと」が73%と最も多く、次に「お金のこと」、「健康のこと」となっています。

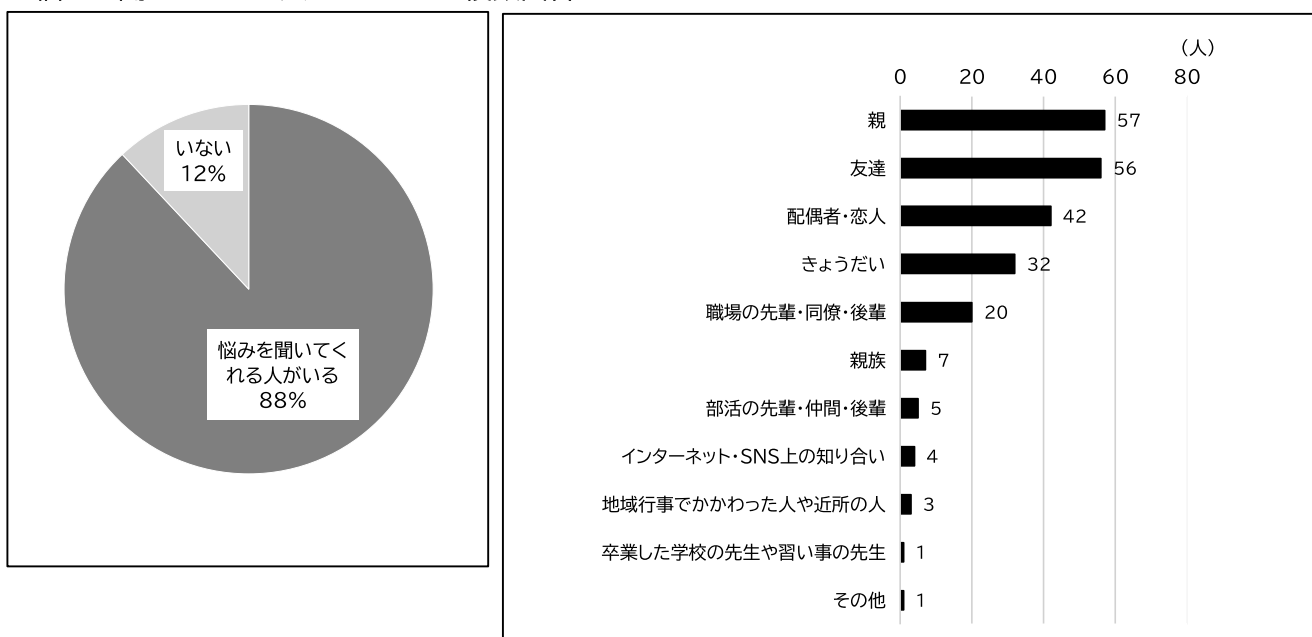
○悩みを聞いてくれる人の有無について、88%が「いる」と回答しています。

○悩みを聞いてくれる人について、「親」が67%と一番多く、次に「友達」、「配偶者・恋人」となっています。

■今、悩んでいること ※複数回答



■悩みを聞いてくれる人について ※複数回答

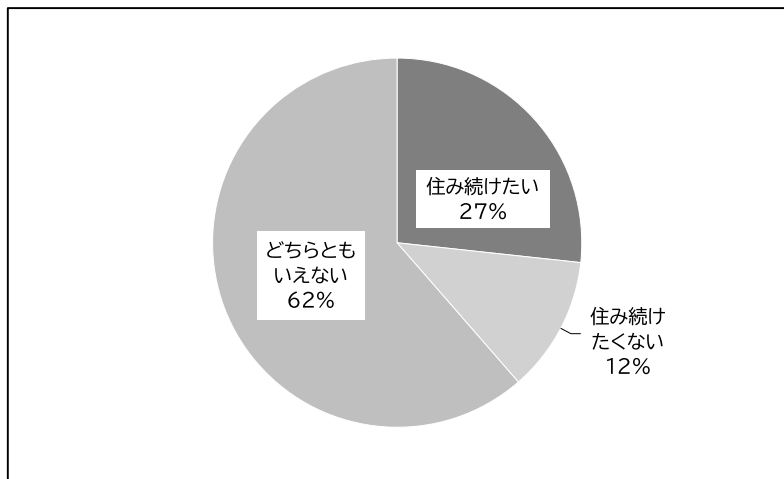


⑤上天草市について

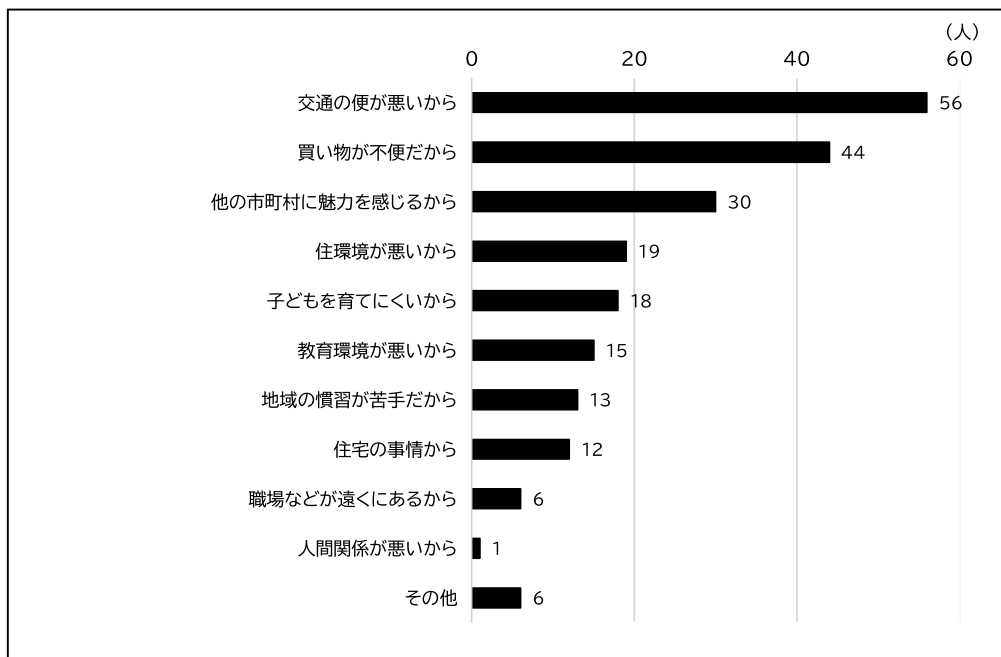
○上天草市の定住意向について、「住み続けたい」と回答した人は 27%、「住み続けたくない」と回答した人は 12%、「どちらともいえない」と回答した人は 62%となっています。

○住み続けたくない・どちらともいえない理由について、「交通の便が悪いから」が 81%と最も多く、次に「買い物が不便だから」、「他の市町村に魅力を感じるから」となっています。

■上天草市に住み続けたいか

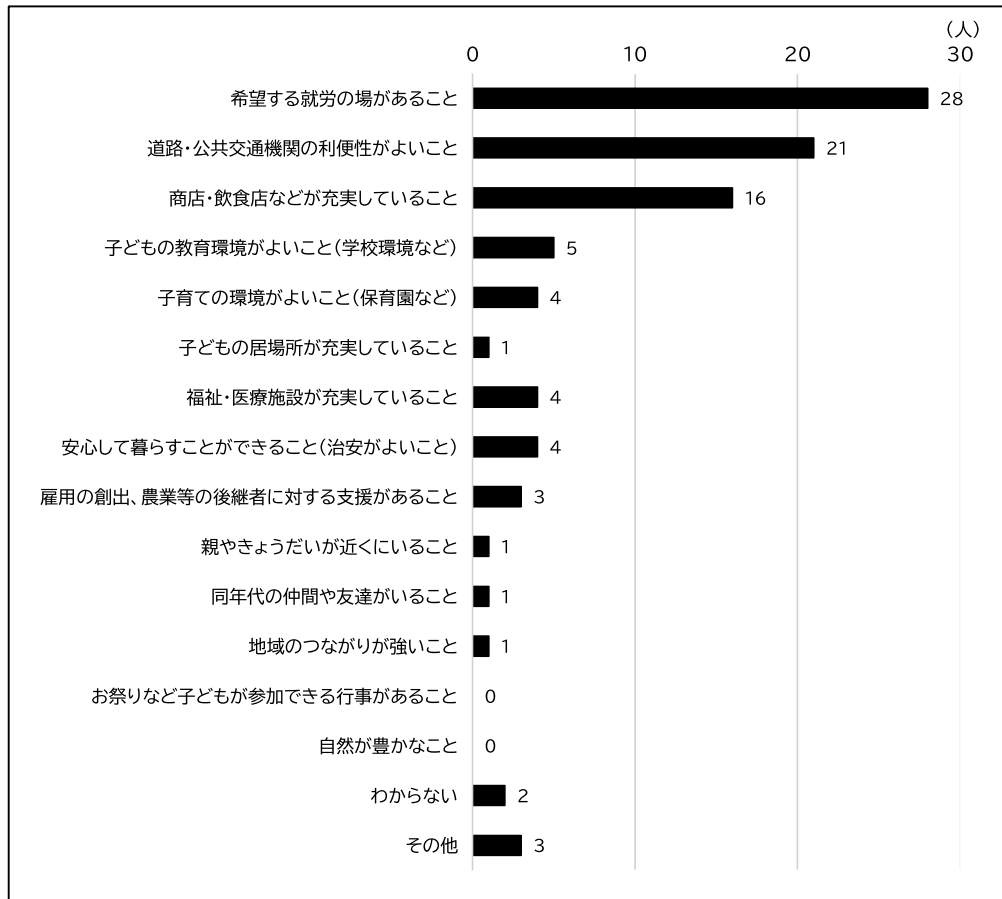


■住み続けたくない・どちらともいえない理由 ※複数回答



○上天草市で暮らしていくために特に重要だと思うことについて、「希望する就労の場があること」が最も多く、次に「道路や公共交通機関の利便性がよいこと」、「商店・飲食店などが充実していること」となっています。

■上天草市で暮らしていくために特に重要なこと



第3章 計画の基本方針

1. 計画の基本理念・基本目標

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

令和6年3月に策定された「上天草市第3次総合計画」の基本構想では、まちづくりの基本目標に「人と海のふれあうまち～イノベーションによる“幸せを実感する”持続可能なまちづくり～」を掲げており、基本目標を実現するため、「切れ目のない子育て支援により、若い世代が楽しく子育てしたいまちをつくる」を掲げています。

こどもは、本来、一人一人が輝く個性と限りない可能性を持っており、こどもたちが自分の可能性を信じ、夢を抱くことを大切にし、日々楽しく自分らしくのびのびと成長できる環境を築いていくことが、私たち市民の重要な役割であることを、こどもたちや市民に伝えています。これらを踏まえ、こどもたちの成長や多様な価値観を地域全体で支援し、こどもたち一人一人が健やかに成長することで、保護者や家族、地域に笑顔があふれるまちの実現を目指し、次のとおり本計画の基本理念を掲げます。

(2) 基本理念

安心してこどもを産み育て、こども・若者が健やかに成長できるまち

(3) 基本目標

基本理念を実現するために必要な環境づくりを目指すこども・子育て支援の5つの基本目標を次のとおり掲げます。

基本目標Ⅰ

こどものライフステージに応じた支援

基本目標Ⅱ

若者の夢が実現できる環境整備

基本目標Ⅲ

希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援

基本目標Ⅳ

あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援

基本目標Ⅴ

特に支援が必要なこどもへの支援

(4)重点施策

上天草市では、基本目標に掲げた5つの目標のうち、次のとおり重点施策を推進します。

① 子育て世帯への経済的な支援

18歳までを対象とした子ども医療費の助成等、子育て世帯への経済的支援を充実します。

【関連事業】

●子ども医療費助成事業

こどもの医療費の一部負担金に対して助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減する。

●子育て世帯就学・進学応援給付金事業

こどもの成長に伴う経済的負担が増加する小中学校入学時の支援として、子育て世帯へ給付金を支給する。

② 総合的な少子化対策の推進

子育て中でも柔軟に働ける環境づくりやこどもの貧困化対策、ひとり親家庭への支援等、子育てを取り巻く生活環境への総合的な支援策を推進します。

【関連事業】

●妊婦のための支援給付金事業

妊娠届出時から妊婦及び0歳から2歳までの低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談及び継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ包括相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出及び出生届出を行った妊婦等に対し、経済的支援(計10万円)を一体的に実施する。

●こども家庭センター事業

一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施する「こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、こどもやその家庭の課題・ニーズに応えるため必要な支援を着実に提供できる体制を整える。

(5)計画の体系

基本理念

安心してこどもを産み育て、こども・若者が健やかに成長できるまち

基本目標	基本施策	施策
基本目標 1 こどものライフステージに応じた支援	(1)ライフステージを通じた支援	① こども・若者の権利の擁護 ② 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ③ こどもたちが笑顔で育つ地域づくり
	(2)こどもの誕生前から幼児期までの支援	① 地域の身近な場を通じた支援の充実 ② 幼児教育・保育の質の向上と幼保等・小・中の円滑な接続
	(3)学童期・思春期の支援	① 質の高い教育の推進 ② こどもたちの学びを支える環境づくり ③ こどもの居場所づくり ④ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実等
基本目標 2 若者の夢が実現できる環境整備	(4)就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	① 若者の市内就労、就業促進
	(5)悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	① 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
基本目標 3 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援	(6)出産支援と産後等の支援	① 出産支援と産後等の支援
基本目標 4 あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援	(7)子育てや教育の経済的負担への対応	① 子育てや教育の経済的負担への対応
	(8)地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築	① 地域で子育てする環境の構築 ② 安心して子育てできる環境の構築 ③ 親の学びと家庭教育支援
	(9)安心して働ける職場環境づくり等	① 安心して働ける職場環境づくり
	(10)ひとり親家庭への支援	① ひとり親家庭への支援
基本目標 5 特に支援が必要なこどもへの支援	(11)こどもの貧困対策	① それぞれの夢に挑戦できる環境の整備 ② 保護者の就労支援 ③ 社会の理解促進
	(12)障がい児支援・医療的ケア児等の支援	① 障がい児支援・医療的ケア児等の支援
	(13)児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援	① 児童虐待対策へのさらなる強化 ② ヤングケアラーへの支援
	(14)こども・若者の自殺対策、犯罪等からこども・若者を守る仕組み	① こども・若者自殺対策
		② こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備 ③ 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 ④ 非行防止と自立支援

第4章 施策の展開

基本目標 1 こどものライフステージに応じた支援

(1) ライフステージを通じた支援



【住民の声や国・県の動向】

- こども・若者のアンケートから、「こどもの権利」を「知らない」と回答した人が多く、こどもの権利に関する認知度の向上が必要です。
- 就学前の保護者アンケートでは「食事・栄養に関すること」に悩んでいる人が多くいました。
- 食事について心配なことがある人が3人に1人となっており、望ましい食習慣が確立できるよう支援が必要です。
- 各アンケートから、公園等のこどもの遊び場を整備していく必要があります。
- 若者のアンケートから、交通の便をもっと良くしてほしいという意見が多く寄せられています。

① こども・若者の権利の擁護

今後の取組

- こども・若者に限らず全ての年代に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに自らが権利の主体であることを広く周知します。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
こどもの権利に関する普及啓発	広報誌・ホームページを活用し、様々な手法であらゆる世代に向けたこどもの権利に関する普及啓発を行う。

② 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

今後の取組

- 自然体験等、多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、地域資源を生かした遊びや体験の機会の場を創出します。
- 中学・高校生を対象にした育児体験学習を通じて、生命の大切さ、家庭の大切さを学ぶ機会をつくります。
- 読書習慣の定着、上天草の文学・歴史を学ぶ機会や市内全てのこどもが本に親しむ機会を確保するため、図書館の体制や蔵書を充実させるとともに、電子図書館サービスを充実します。
- 幼少期からの基本的な生活習慣づくりについて、保護者への幅広い働きかけを積極的に行うとともに、就学前施設、学校、家庭及び地域が連携して取組の充実を図ります。
- 乳幼児期のむし歯予防を推進するため、市役所や保育施設における歯磨き・適切な食生活習慣についての歯科保健指導に取り組みます。
- こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓いていけるよう、異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、留学生の派遣・受入れ、国内外の青少年の招聘(へい)・派遣等を通じた国際交流、グローバル人材育成を推進します。
- 上天草の豊かな環境を持続可能な形で将来の世代に引き継いでいくため、個人、事業者、団体、行政等、あらゆる主体がそれぞれの役割を担い、お互いに信頼関係を持ちながら、連携・協力して環境問題に取り組みます。
- 全ての市民が、お互いの人権を尊重し、心豊かに生活できる社会の実現を図るため、参加者の様々な人権問題に対する認識を深めるとともに、人権問題を自らの問題として捉え、日頃の言動に反映させることができるような人権意識の高揚を図ります。
- 上天草市男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画に対する市民の意識を高めるとともに、女性活躍推進法に基づく女性の活躍の場づくりや多様な働き方の支援を進めます。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
アウトドア推進事業	アウトドアアクティビティと健康を組み合わせた体験プログラムを充実させる。
育児体験学習(保育園実習)等	中学・高校生を対象に保育園にて育児体験学習や職場体験を実施する。

主な事業	事業概要
図書館運営事務事業	本と歴史の交流館イコットの基本理念である、誰でも気軽に「楽しく活動」でき、「地域拠点・交流の場」となり、「情報が集まり発信できる場」を推進し、市民の学習機会・交流機会を広げる。 上天草市子ども読書活動推進計画に基づく、こどもの積極的な読書活動を推進する。
保健指導(乳幼児健診)	医師、保健師、栄養士等の専門職が、こどもの発育及び発達の状態を確認し、健康管理及び保健指導を行う。 また、育児をするうえで様々な不安又は悩みを抱く親に対して、状況に応じた支援を紹介しサポートを行う。
自治体間交流事業	市外及び国外との交流を推進し、市民の社会性や国際感覚の醸成を図る。
地域づくり振興事業	青少年のホームステイへの参加等により、語学研修及び異文化等の交流を広げ、こどもの豊かな国際感覚の育成を図る。
循環型社会の推進	「エコステーション」の利活用等、資源リサイクルに向けた啓発・支援を進め、ごみの減量化を図る。
人権教育事業	社会情勢や環境、人々の価値観の変化等により発生する新しい人権問題への対応した人権講話等の効果的な人権啓発活動を実施する。
人権男女共同参画推進事業	「つなぎあい 男女につくろう こころかようまち」を基本理念に、上天草市の男女共同参画社会の実現を目指すために推進している事業であり、男女平等の意識づくりや安心して暮らせる環境づくり、また、あらゆる分野での女性活躍の推進を図る。

③ こどもたちが笑顔で育つ地域づくり

今後の取組

- 道路や公園等の公共空間を整備する際に、地域の実情に応じた必要な機能を確保するとともに、誰もが利用しやすいかという観点に加え、通学路等の交通安全対策を推進し、道路利用者の安心・安全な通行空間を確保します。
- こども・若者の快適な移動手段を確保するため、渋滞の解消や地域公共交通の維持・改善に取り組み、公共交通と自動車交通を効率的に組み合わせた交通体系の最適化を進めます。
- 子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、市営住宅や空き家バンクの活用を幅広く発信し子育てしやすい住まいづくりの推進等、住宅支援を強化します。
- スポーツを通じた年代を超えた市民交流を推進します。
- こどもの遊び場の整備とそのアクセスの確保等に取り組みます。
- 大矢野総合スポーツ公園及び松島総合運動公園をはじめとする社会体育施設の長寿命化計画に沿った改修・整備を進めます。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
交通安全施設整備事業	老朽化した安全施設等の改修や通学路の道路表示の改良を行い、道路利用者の安全性の確保を行う。
通学路の安全対策の推進	「上天草市通学路等交通安全プログラム」を推進し、通学路上の危険個所の把握及び改善に取り組む。
公共交通等対策事業	バス等のダイヤ改正等による運行効率化や、住民、利用者及び運行事業者との意見交換、乗り方教室の開催等によりバス等の利用促進を図る。
移住定住促進事業	移住相談コーディネーターによる移住検討者へのきめ細やかな相談対応や移住情報サイトによる情報提供、空き家バンクの運営、都市部で開催される移住相談会への参加及び国の交付金等を活用した事業等の様々な取組を行う。
スポーツ活動事業	幅広い年代の市民参加と交流を拡大するスポーツ・レクリエーションイベントを開催する。
安全・安心に過ごせる公園等の整備	安全で身近に利用できる公園等の維持に努める。 カントリーパーク花海好の維持管理業務及び施設改修を実施する。
体育施設管理事務事業 総合スポーツ公園事業 総合センターアロマ事業	長寿命化計画に沿った社会体育施設の改修・整備を行う。

(2) こどもの誕生前から幼児期までの支援



【住民の声や国・県の動向】

- 共働き、共育で世帯が増加しています。子育て家庭の仕事等と子育ての両立を支援するため、保育園の受け入れ体制を整えることが重要です。
- 病児・病後児施設等を実際に利用している人よりも利用のニーズは多いため、第2期に引き続き保護者への制度の周知が必要です。

① 地域の身近な場を通じた支援の充実

今後の取組

- 就学前教育・保育に係る今後の需要見込み量と保育等の提供者の意向を踏まえながら、必要な保育等資源の適正配置と量の確保を計画的に進めます。
また、一時預かりや子育て短期支援事業等を継続するとともに事業の周知を図り、必要とされる保護者等の利用を促進します。
- 妊婦・こども・育児者の立場からの整備や改善の視点を重視して、幼稚園、保育所、認定こども園等について衛生、安全面にも配慮した誰もが使いやすい施設の整備を進めます。
- 医療機関との連携により、病児・病後児保育の受け入れ体制を整備します。また、現在保育士の確保が課題であるため、県等と連携して、保育士確保に努めます。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
認可保育園等事業	保護者の就労等により家庭で保育ができない児童を保育園及び認定こども園で預かることにより、子育て家庭の仕事等と子育ての両立を支援する。
延長保育事業	就労形態の多様化に伴い、保育認定を受けた児童が、通常の利用日や通常の時間帯以外の時間において、保育所等で引き続き保育を実施する。
一時預かり事業	一時的に保育が必要な保護者へ全保育所にて保育サービスを実施する。
施設整備及び環境改善	子育て支援施設の機能強化に係る施設整備及び空調、遊具、防犯設備の設置等に係る環境改善を行う。

主な事業	事業概要
病児保育事業	病気中のこどもの育児の施設等における一時預かり、こどもの体調管理を支援する病児保育を実施する。
保育補助者雇上強化事業 保育体制強化事業	保育士の補助を行う者(保育補助者)や保育支援者を配置することにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行う。

② 幼児教育・保育の質の向上と幼保等・小・中の円滑な接続

今後の取組

- 保育所等における幼児教育・保育の専門性等を高め、こどもへの幼児教育・保育の充実を図ります。
- 熊本県、熊本県保育協議会をはじめ、各種団体からの研修等については、公立・私立保育所等に広く案内を出し、情報提供を行います。
- 地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保等・小・中の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育、中学校教育の円滑な接続の改善を図ります。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
認可保育園等事業【再掲】	保護者の就労等により家庭で保育ができない児童を保育園及び認定こども園で預かることにより、子育て家庭の仕事等と子育ての両立を支援する。
保小中高の連携の推進	研修会や会議等を通して、連携の意義や重要性を啓発する。

(3) 学童期・思春期の支援



【住民の声や国・県の動向】

- こどもたちが個性と創造性を備えた自立した人間として成長できるよう、学力向上に向けた学校教育の充実と家庭教育への支援が必要です。
- いじめや不登校の児童生徒に対する自立支援に向けた取組やこどもの貧困問題に対応した就学が困難なこどもに対する経済的支援や就学支援が必要となっています。

① 質の高い教育の推進

今後の取組

- 家庭を基盤とし、社会全体でこどもの学びや成長を支えるため、家庭学習の充実による児童生徒の学習の定着を図るためのAI型学習ソフトを活用した学習を支援します。また、地域の教育力向上に取り組むとともに、就学前教育の充実と小学校以降の教育との円滑な接続に取り組めます。
- いじめ問題や不登校の解消に向けて、いじめ問題アドバイザー、自立支援相談員によるアドバイス等の支援、スクールサポーターや学習支援員の配置による児童生徒の指導支援を進めます。
- 児童生徒の学力の向上に向けて、教職員の指導力向上、教育審議員や指導主事、学校教育指導員によるサポート体制を維持・充実します。また、学習支援員を配置し、授業における個別指導等による学習支援を行い、習熟内容の定着・学習意欲の向上を図ります。
- 地域や家庭環境に左右されず、質の高い学習環境を享受できるよう、ICTの活用や遠隔授業の推進等に取り組めます。
- 豊かなこころの育成のため、道徳教育を推進するとともに、社会貢献・参画意識の向上、文化・芸術との触れ合いによる豊かな感性の育成等に取り組めます。
- 健やかな体の育成のため、運動やスポーツに触れる機会を増やすとともに、県産食材を活用した学校給食の推進等、食育の充実に取り組めます。
- 地元の食材を使用した郷土豊かな給食を提供する地産地消を推進し、栄養バランスの取れた安心・安全な学校給食を提供します。
- 小中高校各段階に応じて、発達障がいを含め、全ての障がいのある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。
- 地域の伝統や文化等に関する学習等を通し、ふるさとを愛するこころの醸成を行い、郷土に対する理解や愛着を深めます。

- 地域活動や地元産業との連携・交流機会の充実、オープンキャンパス等の体験機会の創出により、上天草高校の魅力化を進めます。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
親の学びプログラム	家庭教育を支援するため、学校等で開催される親の学び講座ハトレーナーを派遣する。
地域学校協働活動事業	地域住民等による郷土学習等の授業支援、学校の環境整備や児童生徒の登下校の見守り等、地域と学校との連携・協働による活動を推進する。
自立支援事業	児童生徒の悩みや相談に応じるため、自立支援相談員及びいじめ問題アドバイザーによる相談業務を行い、不登校の早期発見、早期対応、そして、解消に努める。また、学校には来れるが、教室には入れない児童生徒や問題行動等が多い学校にスクールサポーターや学習支援員を配置し、児童生徒の生活支援を行い、不登校解消につなげる。
学力向上対策事業	児童生徒の学力の向上を目的に、教育審議員、指導主事、学校教育指導員を学校に派遣し、教員の指導力向上に取り組む。 また、教科授業において、児童生徒の習熟度に応じた個別指導や T・T(ティーム・ティーチング)による学習指導や支援を行うことで、習熟内容の定着や学習意欲の向上を図る。
IT 教育推進事業	情報化社会に対応したこどもたちの育成を図るため、学校教育の環境整備を図るとともに、教職員のスキル向上を進める。
スポーツ活動事業 スポーツ推進委員事業	上天草市スポーツ協会やスポーツ推進委員協議会との連携によりスポーツ指導者を育成・確保し、市民のスポーツ活動の普及体制を確保する。 中学部活動の地域展開を円滑に進め、スポーツ及び文化分野の地域団体におけるこどものスポーツ・文化活動の活性化を推進する。
文化財保護事業 文化振興事業	資料展示や講座等を通じた、市民への歴史や文化財に関する理解・周知機会を拡大する。
学校給食での地産地消を取り入れた食育	安全で栄養バランスのとれた給食を提供するとともに、地元食材を活用し地産地消を促進する。
特別支援教育の推進	特別支援連携協議会を設置し、保・小・中・高校の関係機関が連携し、支援体制を構築することで、こどもの教育的ニーズを継続的に達成する。 教育支援委員会による就学支援及びその後の一貫した支援を推進する。

主な事業	事業概要
総合的な学習の時間やキャリア教育と関連させた取組の推進	地域の歴史や伝統文化、産業、特産物等について調べ、ふるさとの良さや課題を知り、生の声を聴いたり、体験活動を行ったりする機会を増やせるよう地域の人材や事業所等の活用を推進する。

② こどもたちの学びを支える環境づくり

今後の取組

- 厳しい環境に置かれている児童生徒への支援を強化し、奨学金の活用等、意欲に応じて誰もが教育を受けることができる環境を構築します。
- 教職員が対応すべき課題の複雑化や多様化に対し、様々な面から、教職員の時間的・精神的負担を抑えます。
- 老朽化する学校施設に対する改築や大規模な改修、施設の長寿命化を進め、教育環境の充実を図ります。
- 小中学生の部活動等のスポーツ・文化活動を地域活動へ円滑に移行するための体制づくりを進めます。
- こどもの基礎体力向上に向けて、軽度な身体活動やニュースポーツのできる機会をつくりまします。
- 図書館機能の充実を図り、熊本の文学・歴史を学ぶ機会や本に親しむ機会を確保し、学習する機会の提供に取り組みます。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
子育て世帯就学・進学応援給付金事業	こどもの成長に伴い経済的負担が増加する小中学校入学時の支援として、子育て世帯へ給付金を支給する。
こどもの就学支援対策の実施	経済的困難を抱える児童生徒の保護者に対して、学用品や学校給食等の費用の一部を援助する。
奨学金の活用	能力があるにもかかわらず、経済的理由によって高校や大学等への進学が困難な生徒等を対象に、奨学金の無利子貸付を実施する。
教職員多忙化解消の取組	教職員の多忙化の解消に向けて、校務支援システムの導入を進めるとともに、学習支援員、特別支援教育補助員の配置等の人的なサポートを継続し、こどもたちと向き合う時間の確保という本来の目的を達成する働き方改革を推進する。 ICTを活用した教育を充実するため、職員に対するICT機器の活用に係る研修の開催やICT支援員の配置等を進める。

主な事業	事業概要
小学校校舎営繕事業 中学校校舎営繕事業	校舎や屋内運動場の経年劣化による雨漏り等の解消、和式トイレの洋式化や多目的トイレを設置し施設のユニバーサルデザイン化を推進する。
スポーツ活動事業【再掲】 スポーツ推進委員事業【再掲】	上天草市スポーツ協会やスポーツ推進委員協議会との連携によりスポーツ指導者を育成・確保し、市民のスポーツ活動の普及体制を確保する。 中学部活動の地域展開を円滑に進め、スポーツ及び文化分野の地域団体におけるこどものスポーツ・文化活動の活性化を推進する。
図書館運営事務事業【再掲】	本と歴史の交流館イコットの基本理念である、誰でも気軽に「楽しく活動」でき、「地域拠点・交流の場」となり、「情報が集まり発信できる場」を推進し、市民の学習機会・交流機会を広げる。 上天草市子ども読書活動推進計画に基づく、こどもの積極的な読書活動を推進する。

③ こどもの居場所づくり

今後の取組

- その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、こども・若者、子育て当事者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。
- 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、様々な交流、体験等の機会を提供する放課後子供教室の設置促進や放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保します。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
こども・若者の意見徴収	こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進していくため、関係機関・団体と連携し、こども・若者の意見徴収の方法を検討する。
こども家庭センター事業	家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、児童・保護者に関する様々な問題に対する専門的な相談・援助(養育相談、身体や知的な面での発達相談、虐待やしつけ相談、家出や非行、不登校等)を行う。

主な事業	事業概要
こども食堂の運営支援	こどもの貧困対策推進のための、こども食堂実施団体に対する食材料費の補助又は補助金の支給を行う。
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、保育所等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る。

④ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実等

今後の取組

- 小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。
- 子ども医療費助成制度の継続実施により子育て世帯の経済的負担の軽減を図るほか、休日夜間における子ども医療電話相談の周知や診療案内についての情報提供を行う等支援を行います。
- 性の低年齢化に即応し、こどもに、性への正しい理解と知識習得を導く性に関する教育を充実させます。また、薬物乱用・飲酒喫煙防止教育等も含めた健康教育を実践します。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
子ども医療費助成事業	こどもの医療費の一部負担金に対して助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減する。 医療機関等における現物給付の対象地域を上天草市内から熊本県内へ拡充(令和6年8月診療分から適用)。
思春期講話	思春期にある生徒たちが、自分かけがえのない存在であること、妊娠及び出産のすばらしい面、大変な面等を捉え、思春期の心と身体づくりにつなげることを目的に、市内の中学校を対象に、思春期講話を実施する。

基本目標 2 若者の夢が実現できる環境整備

(4) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組



【住民の声や国・県の動向】

- こども・若者へのアンケートの中で、上天草市で暮らしていくために特に重要だと思うことについて、「就きたい職業の場があること」という意見が最も多くなっています。
- 今後も予測されている人口減少を抑制するため、幅広い視点からの効果的な定住促進策を推進する必要があります。

① 若者の市内就労、就業促進

今後の取組

- 仕事を探している若者一人一人に合わせた細かな支援を行うことで、若者の正社員としての就労につなげていきます。
- 高校生等への地元事業者のPRやマッチング機会等により、生徒が地元で働くことに希望を持てるように努めるとともに、社会生活への円滑な移行等の取組を進めます。
- 農林水産業を志す若者に対しては、新規就農者に対する技術指導等の相談窓口等のサポート体制を拡充するとともに、新規就農者が農業経営を継続できるよう伴走支援を充実します。
- 新規漁業者を確保するため、継続的な育成・定着に向けた支援を充実します。
- 若者の創業支援に関しては、「上天草市起業創業者支援ネットワーク」による官民が連携し一体となった創業支援により、新規企業者の増加を図ります。

また、移住・定住支援として、メディア等と連動した移住定住に向けたプロモーション戦略を実施します。併せて、市民への郷土愛の醸成を兼ねたプロモーションを進め、人口定着を図るとともに、こどものふるさと教育を充実し、ふるさとへの愛着を深めることで、将来的な定住の促進につなげていきます。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
商工振興対策事業	商工会をはじめとした商工関係団体、商工事業者が実施する経営の安定化、地域経済振興対策、基盤強化等の取組に対し補助金を交付や利子補給等の支援を行う。

主な事業	事業概要
新規就農者に係る支援	経営の不安定な就業初期段階のリスクを軽減するため、国等の助成事業を活用し、就業者の意欲喚起と就業後の定着を図り、新たな担い手の増大を図る。
新規漁業者の確保	新規漁業者を確保するため、継続的な育成・定着に向けた支援を充実する。
商工振興対策事業	上天草市商工会・天草信用金庫・上天草市が連携し、一体感を持った創業支援を行うために「上天草市起業創業者支援ネットワーク」を設置し、起業創業支援制度の提供や各種申請書・計画書作成のアドバイス、融資や経営についての専門知識の情報提供を行う。
移住定住促進事業【再掲】	移住相談コーディネーターによる移住検討者へのきめ細やかな相談対応や移住情報サイトによる情報提供、空き家バンクの運営、都市部で開催される移住相談会への参加及び国の交付金等を活用した事業等の様々な取組を行う。

(5) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実



【住民の声や国・県の動向】

- こども・若者へのアンケートの中で、高校生の悩んでいることについて、「進学や就職のこと」で悩んでいるという意見が多くありました。
- また、高校生では約3割が、若者では約3割～4割が孤独感を感じていると回答がありました。

① 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

今後の取組

- 進学や就職、人間関係について、悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりする等、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について学生を含む若者に周知します。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
こども家庭センター事業【再掲】	家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、児童・保護者に関する様々な問題に対する専門的な相談・援助(養育相談、身体や知的な面での発達相談、虐待やしつけ相談、家出や非行、不登校等)を行う。

基本目標 3 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援

(6) 出産支援と産後等の支援



【住民の声や国・県の動向】

- 保護者への調査では、妊娠中、出産後に母親が精神的に不安定になった経験の有無については「時々あった」の回答割合が40.6%と最も多くなっています。
- 様々な理由(若年及び高齢妊婦や養育状況等)から、妊娠の届出が遅れた場合に、妊婦健康診査を14回受けられず個別の支援が必要なケースがあり、産後も継続しフォローが必要なケースが見受けられます。
- 妊娠中の飲酒率及び喫煙率が0%ではないため、引き続き母子健康手帳の保健指導内容の見直しに加え、妊娠前からの飲酒及び喫煙のリスクに対する正しい知識の普及が必要となっています。

① 出産支援と産後等の支援

今後の取組

- 不妊治療に対する費用助成等、不妊症の治療に係る支援を充実させるとともに、仕事と不妊治療の両立等、妊娠や出産に伴う悩み、こどもを迎えたいと願った際に直面する悩みに対応する相談体制・情報提供を強化します。
- 産後ケア事業については、市町村域を超えた広域的体制の整備等、事業の充実を図るとともに、利用者の負担軽減等利用しやすい方法の検討を行います。
- 児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目ない継続的な支援を提供できる体制整備を支援し、児童相談体制を充実・強化します。
また、妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「妊婦等包括相談支援」と経済的支援を一体として実施する「妊婦のための支援給付」を継続します。
- こどもの健康を守るため妊婦一般健康診査の受診の推進と、個別の支援を要する妊産婦に対する保健指導の充実を図ります。また、妊娠期から乳幼児期にかけた健康診査や各種相談を通じて、こどもと母親の健康の保持増進を図ります。
- 気軽にアクセスできる多様な相談窓口の運用やこどもの養育に不安を抱える家庭への支援、妊娠届出時や健診時等での虐待リスクの早期発見・早期対応に努めます。
妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等により、疾病や障がいの早期発見、早期療育への迅速な対応を図ります。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
不妊治療費助成事業	不妊治療を実施する夫婦の経済的な負担を軽減するため、不妊治療に要する費用の一部を助成する。
産後ケア事業	産後のお母さんが安心して子育てをすることができるようにサポートが必要なお母さんを対象にケアを実施する。
こども家庭センター事業【再掲】	家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、児童・保護者に関する様々な問題に対する専門的な相談・援助(養育相談、身体や知的な面での発達相談、虐待やしつけ相談、家出や非行、不登校等)を行う。
妊婦のための支援給付事業	妊娠届出時から妊婦及び0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談及び継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ包括相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出及び出生届出を行った妊婦等に対し、経済的支援(計10万円)を一体的に実施する。
妊婦健康診査	妊婦健康診査受診票(14回分)及び妊婦歯科健康診査受診券を公費負担で交付し、妊娠週数に応じて各健康診査の受診を推進する。
乳児家庭全戸訪問事業	生後2か月までの乳児に対して母子保健推進員が個別訪問を行う。
保健指導(乳幼児健診)【再掲】	医師、保健師、栄養士等の専門職が、こどもの発育及び発達の状態を確認し、健康管理及び保健指導を行う。 また、育児をするうえで様々な不安又は悩みを抱く親に対して、状況に応じた支援を紹介しサポートを行う。

基本目標 4 あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援

(7) 子育てや教育の経済的負担への対応



【住民の声や国・県の動向】

○保護者への調査では、就学前・小学生ともに「子育てにかかる出費がかさむこと」に悩んでいる保護者が多い結果となりました。
また、子ども医療費の申請手続きに手間がかかるという意見がありました。

① 子育てや教育の経済的負担への対応

今後の取組

- 子ども医療費助成制度や幼児教育・保育の無償化等、子育てに係る基本的な経済的支援について、全国一律の制度化と支援基準の充実を図ることを国に求めるとともに、国の動向を踏まえつつ、今後も引き続き、子ども医療費の助成や多子世帯の子育て支援を行います。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
子ども医療費助成事業【再掲】	こどもの医療費の一部負担金に対して助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減する。 医療機関等における現物給付の対象地域を上天草市内から熊本県内へ拡充(令和6年8月診療分から適用)。
第2子保育料無償化	利用者負担額(保育料)について、さらなる子育て世帯の負担軽減のため、認可保育所及び認定こども園に通う第2子以降の園児について保育料を無償とする(令和5年4月分から適用)。

(8) 地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築



【住民の声や国・県の動向】

- 国が定めたこども大綱では、地域子育て支援や家庭教育支援が重要事項として示されています。
- 保護者への調査の中で、地域子育て支援拠点を「利用していないが、今後利用したい」人は21.2%となっており、今後の新たな利用ニーズが見込まれます。
- ファミリー・サポート・センターの利用者数は増加傾向にありますが、当該事業があまり認知されていない状況です。そのため社会福祉協議会と連携し、周知活動を継続していくことで、利用者のさらなる増加を図る必要があります。

① 地域で子育てする環境の構築

今後の取組

- 地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援として、地域子育て支援拠点や一時預かり、ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援のほか、子育て世帯の支援を推進します。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
ファミリー・サポート・センター事業	児童(乳幼児及び小学生)の一時的な保育や送迎等の援助を受けたい保護者の会員と地域市民による援助の提供をする会員の募集及び登録を行い、援助会員と提供会員を仲介し、地域における子育ての相互援助活動を支援する。
地域子育て支援拠点事業	保育所等を利用していない子育て家庭の保護者の悩みや相談に対し、子育て支援センター(委託5か所)において、助言及び指導、こどもの多世代との交流促進を図り子育てしやすい環境を整備する。
子育て短期支援事業	児童の養育が社会的理由(保護者の疾病・冠婚葬祭等)により、一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において短期的に児童を預かり養育を行う。
地域子育て相談機関	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設等の保険・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行う。

② 安心して子育てできる環境の構築

今後の取組

- 子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行います。こどもとの親としてのかかわりの工夫や体罰等がこどもに与える悪影響等を親に伝える等、体罰によらない子育てに関する啓発を進めます。
また、子育て世代同士の交流の場の創出を推進します。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
こども家庭センター事業【再掲】	家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、児童・保護者に関する様々な問題に対する専門的な相談・援助(養育相談、身体や知的な面での発達相談、虐待やしつけ相談、家出や非行、不登校等)を行う。
地域子育て支援拠点事業【再掲】	保育園等を利用していない子育て家庭の保護者の悩みや相談に対し、子育て支援センター(委託5か所)において、助言及び指導、こどもの多世代との交流促進を図り子育てしやすい環境を整備する。

③ 親の学びと家庭教育支援

今後の取組

- 保護者が家庭において、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がいない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、家庭における基礎的な生活習慣を学ぶ家庭教育講座を開催します。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
親の学びプログラム【再掲】	家庭教育を支援するため、学校等で開催される親の学び講座へトレーナーを派遣する。
地域学校協働活動事業【再掲】	地域住民等による郷土学習等の授業支援、学校の環境整備や児童生徒の登下校の見守り等、地域と学校との連携・協働による活動を推進する。

(9) 安心して働ける職場環境づくり等



【住民の声や国・県の動向】

- 女性活躍推進の視点に立ち、地域社会における女性の社会進出を支援する男女共同参画施策の推進が求められています。
- 保護者への調査では、育児休業を取得した男女の割合について、女性は約5割の人が育児休業を取得した(取得している)のに対し、育児休業を取得した男性は4%となっています。

① 安心して働ける職場環境づくり

今後の取組

- 家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てをし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、上天草市男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画に対する市民の意識を高めるとともに、女性活躍推進法に基づく女性の活躍の場づくりや多様な働き方への支援を進めます。
- 職場の文化・雰囲気を変え、男性、女性を問わず、従業員が希望どおり、気兼ねなく育児に関する休暇・休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを進めていきます。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
人権男女共同参画推進事業【再掲】	「つなぎあい 男女につくろう こころかようまち」を基本理念に、上天草市の男女共同参画社会の実現を目指すために推進している事業であり、男女平等の意識づくりや安心して暮らせる環境づくり、また、あらゆる分野での女性活躍の推進を図る。
育児休暇制度の普及啓発	ホームページや広報誌等を通して育児休暇制度の普及啓発を行う。

(10) ひとり親家庭への支援



【住民の声や国・県の動向】

- ひとり親家庭に関する相談件数は少しずつ増えていますが、相談として挙げにくいケースもあるとみられ実態は把握しづらい状況です。
- 「上天草市母子家庭高等職業訓練促進給付金」制度については、利用者件数が少ないため、周知方法について検討する必要があります。

① ひとり親家庭への支援

今後の取組

- ひとり親家庭に対して、ニーズに即応した情報提供を行うとともに母子自立支援員による総合的な相談対応等を行います。
- ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、資格取得支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。また、こどもに届く生活・学習支援を進めます。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
女性相談支援員事業	要保護女子の発見に努め、相談に応じるとともに、必要な指導を行う。 女性が抱える生活困窮、DV 等の様々な問題に対し、女性相談支援員による相談等を通じ、解決に向けた援助及び指導を行う。
児童扶養手当	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童、又は 20 歳未満かつ政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父子、母子家庭の父母又は養育者に手当を支給する。
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の父母及びその父母に監護されている満18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある者(児童)を対象に、一部負担金に対してその額の2/3を助成する。
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭が、病気、就学、冠婚葬祭等の理由により、一時的に生活援助及び保育が必要な場合に支援を行う。

主な事業	事業概要
母子家庭自立支援給付金事業	就業期間が 1 年以上の指定資格取得養成機関に在籍するひとり親家庭等の父母に、就業期間中(上限 3 年)及び就業期間終了後に給付金を支給する。 また、新規のひとり親に対して、転居に係る費用及び毎月の家賃を補助し生活支援を行う。
子育て世帯就学・進学応援給付金事業【再掲】	こどもの成長に伴う経済的負担が増加する小中学校入学時の支援として、子育て世帯へ給付金を支給する。

基本目標 5 特に支援が必要な子どもへの支援

(11) こどもの貧困対策



【住民の声や国・県の動向】

○こどもの貧困対策に関して、令和6年6月に法改正が行われ、名称も「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となり、国全体を通して、こどもの貧困に向けたさらなる支援が必要となっています。

① それぞれの夢に挑戦できる環境の整備

今後の取組

- 全ての子ども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにします。
- 学校をはじめとした地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが、要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用して連携し、苦しい状況にある子どもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
子育て世帯就学・進学応援給付金事業【再掲】	こどもの成長に伴う経済的負担が増加する小中学校入学時の支援として、子育て世帯へ給付金を支給する。
こども家庭センター事業【再掲】	家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、児童・保護者に関する様々な問題に対する専門的な相談・援助(養育相談、身体や知的な面での発達相談、虐待やしつけ相談、家出や非行、不登校等)を行う。
こどもの就学支援対策の実施【再掲】	経済的困難を抱える児童生徒の保護者に対して、学用品や学校給食等の費用の一部を援助する。
奨学金の活用【再掲】	能力があるにもかかわらず、経済的理由によって高校や大学等への進学が困難な生徒等を対象に、奨学金の無利子貸付を実施する。

② 保護者の就労支援

今後の取組

- 保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進めます。仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりを進めます。特に生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていきます。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
ひとり親家庭等日常生活支援事業【再掲】	ひとり親家庭が、病気、就学、冠婚葬祭等の理由により、一時的に生活援助及び保育が必要な場合に支援を行う。
母子家庭自立支援給付金事業【再掲】	就業期間が1年以上の指定資格取得養成機関に在籍するひとり親家庭等の父母に、就業期間中(上限3年)及び就業期間終了後に給付金を支給する。 また、新規のひとり親に対して、転居に係る費用及び毎月の家賃を補助し生活支援を行う。
延長保育事業【再掲】	就労形態の多様化に伴い、保育認定を受けた児童が、通常の利用日や通常の時間帯以外の時間において、保育所等で引き続き保育を実施する。
一時預かり事業【再掲】	一時的に保育が必要な保護者へ全保育所にて保育サービスを実施する。
放課後児童健全育成事業【再掲】	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、保育所等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る。

③ 社会の理解促進

今後の取組

- こどもの貧困は社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識のもと、国、県、市町村、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進します。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
こども家庭センター事業【再掲】	家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、児童・保護者に関する様々な問題に対する専門的な相談・援助(養育相談、身体や知的な面での発達相談、虐待やしつけ相談、家出や非行、不登校等)を行う。

(12) 障がい児支援・医療的ケア児等の支援



【住民の声や国・県の動向】

- 専門医療機関の受診までに、2～3か月を要することから、早期対応に繋がりにくい状況があります。このような問題を解決するために、発見から受診を待たず、早期に療育を開始できるよう地域のフォロー体制(受け皿)の整備が必要です。
- 上天草市内に児童発達支援の事業所がなく近隣自治体の事業所へ通所しなければならないため、保護者の送迎負担等がある状況です。また、放課後等デイサービスの事業所も市内に1か所しかなく、姫戸町、龍ヶ岳町の利用者は移動に時間がかかりサービスの利用時間が短時間になっています。
- 特別支援教育補助員や看護師等、必要な人材の継続的な確保が重要です。

① 障がい児支援・医療的ケア児等の支援

今後の取組

- 障がい児・医療的ケア児が住みなれた地域で日常生活または社会生活を営むために、障がいにあわせた必要な支援を受けられるよう関係機関と連携し相談支援を強化します。
- 知的障がい・肢体不自由のある在宅のこどもを対象とする集団機能回復や生活適応の訓練、障がいのあるこどもに対する在宅福祉サービスの充実を図ります。
- 障がい児を支援するため、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問事業所等を確保します。
- 特別支援教育については、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限りともに学び育ちあうための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、小中高校各段階に応じて、発達障がいを含め、全ての障がいのある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
医療的ケア児支援に係る連携会議	保健、医療福祉、教育等の医療的ケア児等支援に関わる担当者で、地域の課題や対応策について継続的に意見交換及び情報共有を図り、特別な支援を必要とするこどもへの就学前から学童期、社会参加までの切れ目のない支援体制の整備を行う。
医療的ケア児支援に関するコーディネーターの配置	医療的ケア児の相談支援については、医療的ケア児支援に関するコーディネーターを配置し、相談体制を強化する。

主な事業	事業概要
地域療育通園事業	発達に心配のある就学前のこどもや保護者に対し、集団療育を通した発達支援や衣服の着脱、歯磨き、排泄等の自立に向けた支援を行う。また、個別相談や就学支援、保育園訪問、保護者の集い等を行う。
障害児保育事業	障がいのある児童を受入れ保育を行う私立保育所等に対し、障害児保育に必要な費用の一部を補助する。
児童発達支援	未就学の障がい児に対して、障がいの特性に応じて日常生活における動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援等を行う。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対して放課後及び土日、夏休み等の休業日において、生活能力向上のための支援等を行う。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な障がい児の自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のための支援を行う。
保育所等訪問支援	障がい児に対して、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
特別支援教育の推進【再掲】	特別支援連携協議会を設置し、保・小・中・高校の関係機関が連携し、支援体制を構築することで、こどもの教育的ニーズを継続的に達成する。 教育支援委員会による就学支援及びその後の一貫した支援を推進する。

(13) 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援



【住民の声や国・県の動向】

- 児童虐待の対応件数は全国的に増加傾向にあり、上天草市においても、複雑なケースや長期化するケースが多くなっています。
- こども・若者のアンケートにおいて、小学生、中学生は約8割の人が、高校生は約4割の人が「ヤングケアラーという言葉聞いたことがない」ことが分かりました。

① 児童虐待対策へのさらなる強化

今後の取組

- 虐待相談対応件数の増加等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、全てのこどもを対象にした子育て支援を行う市町村と心理士等の専門性を活かした相談対応等を行う児童家庭支援センター、そして、リスクの高い事案に対応する児童相談所が有機的に連携した三層構造の児童相談体制により、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行います。
- 虐待による死亡事例(心中以外)の約半数を0歳児が占め、さらにその多くを月齢0カ月児が占めている現実を踏まえ、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組むとともに、こうした支援の存在が、予期せぬ妊娠に悩む若年女性等の支援を必要としている本人に届くよう、相談窓口の周知等に取り組めます。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
こども家庭センター事業【再掲】	家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、児童・保護者に関する様々な問題に対する専門的な相談・援助(養育相談、身体や知的な面での発達相談、虐待やしつけ相談、家出や非行、不登校等)を行う。
母子保健事業	支援が必要な妊産婦、乳幼児に対して、保健師又はその他の職員が相談・訪問を行い妊娠、出産、育児等に必要な指導を行う。
地域子育て相談機関【再掲】	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設等の保険・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行う。

② ヤングケアラーへの支援

今後の取組

- 本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまう等、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。家族の世話等に係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
こども家庭センター事業【再掲】	家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、児童・保護者に関する様々な問題に対する専門的な相談・援助(養育相談、身体や知的な面での発達相談、虐待やしつけ相談、家出や非行、不登校等)を行う。

(14) こども・若者の自殺対策、犯罪等からこども・若者を守る仕組み



【住民の声や国・県の動向】

- 熊本県の自殺死亡率は、全国で少ない方から 13 番目に位置しているものの、20 歳代以下のこども・若者の自殺者数は横ばいで推移しており、また、20 歳代以下の死因の第1位は自殺であり、こども・若者の自殺対策は喫緊の課題となっています。
- こども・若者へのアンケートの中で、「安心・安全に暮らせること」が上天草市に住み続けるうえで重要だと答える人が多い傾向にあります。

① こども・若者の自殺対策

今後の取組

- 誰も自殺に追い込まれることのないよう、「支えあう上天草市」の実現を目指し、こども・若者を含むすべての人に対し自殺対策を強力に推進します。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
こども家庭センター事業【再掲】	家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、児童・保護者に関する様々な問題に対する専門的な相談・援助(養育相談、身体や知的な面での発達相談、虐待やしつけ相談、家出や非行、不登校等)を行う。
自殺対策事業	自殺予防週間及び自殺予防月間に、啓発活動を行い、自殺予防への関心を高める。 上天草市自殺対策計画に基づき各事業を通して体制の整備を行う。
いじめ防止対策事業	いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けたこどもが周囲に助けを求められるよう、SOS の出し方教育を推進する。

② こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

今後の取組

- こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進等、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
情報リテラシー等に係る啓発	学校や家庭への情報リテラシーに関するリーフレットを配布し、こどもや保護者等に対する啓発促進する。

③ 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

今後の取組

- 「子ども110番の家」の設置拡大や、防犯灯の設置促進等、犯罪の発生しない環境整備を進めるとともに、パトロールを実施・促進し、犯罪発生を抑止と市民の防犯意識の高揚を図ります。
- こどもや保護者を対象とした交通安全教育や、チャイルドシートの効果と正しい使用の啓発、交通安全指導者の育成・教育力の向上に努めます。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
青少年健全育成事業	こどもたちを犯罪や事故から守るため、「子ども110番の家」の設置拡大を図る。
犯罪発生を抑止に係る取組	こどもたちを犯罪や事故から守るため、防犯灯の設置促進等、犯罪の発生しない環境整備を進めるとともに、パトロールを実施・促進し、犯罪発生を抑止と市民の防犯意識の高揚を図る。
交通安全教室の実施	こどもを対象とした交通安全教育を実施するとともに、関係機関が連携し、交通安全対策や防犯対策を実施する。
思春期講話【再掲】	思春期にある生徒たちが、自分はかけがえのない存在であること、妊娠及び出産のすばらしい面、大変な面等を捉え、思春期の心と身体づくりにつなげることを目的に、市内の中学校を対象に、思春期講話を実施する。

④ 非行防止と自立支援

今後の取組

- こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援を行うとともに、学校や警察等の関係機関・団体との連携を図り、自立支援を推進します。
- 社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。

関連する主な事業(抜粋)

主な事業	事業概要
こども家庭センター事業【再掲】	家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、児童・保護者に関する様々な問題に対する専門的な相談・援助(養育相談、身体や知的な面での発達相談、虐待やしつけ相談、家出や非行、不登校等)を行う。

本計画における目標数値の一覧

No.	項目		現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)	出典等
1	こどもの権利について知っているこどもの割合	小中学生	28%	42%	こども・若者への調査
		高校生	37%	55%	
2	公共交通に対する満足度(市民意識調査)		13%	40%	第3次総合計画
3	親の学びプログラムへの参加者数		198人	250人	第3次総合計画
4	児童虐待案件相談件数(相談しやすい体制の充実)		102人	120人	第3次総合計画
5	高校生の地元就職人数		8人	52人	第3次総合計画
6	出生数(人口1000人当たり)		5.1人	6.3人	第3次総合計画
7	子育てを楽しいと感じると回答した人	就学前	84.7%	90%	子育て当事者への調査
		就学	70.1%	80%	
8	地域子育て支援拠点事業の利用者数		431人	460人	子ども・子育て支援事業計画
9	男女共同参画に関心がある市民の割合(市民意識調査)		29.0%	35%	第3次総合計画
10	放課後児童クラブの設置数		11箇所	12箇所	子ども・子育て支援事業計画
11	ヤングケアラーについて知っているこどもの割合	小中学生	8%	30%	こども・若者への調査
		高校生	36%	50%	
12	思春期講話の開催回数		2回	2回	
13	子育てに不安や負担を感じない人の割合(市民意識調査)		34%	41%	第3次総合計画
14	子育ての相談ができる人がいると回答した人の割合	就学前	95.3%	97%	子育て当事者への調査
		就学	90%	95%	
15	大人になってからも上天草市に住みたいと思うこどもの割合	小中学生	24%	36%	こども・若者への調査
		高校生	22%	33%	

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の学校教育・保育の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な状況、学校教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があることを定義しています。本計画では、市全域を一つの区域として、学校教育・保育提供区域として設定し、市の今後の需要の変化に適切に対応し、多様なサービス提供を推進します。

2. 教育・保育事業

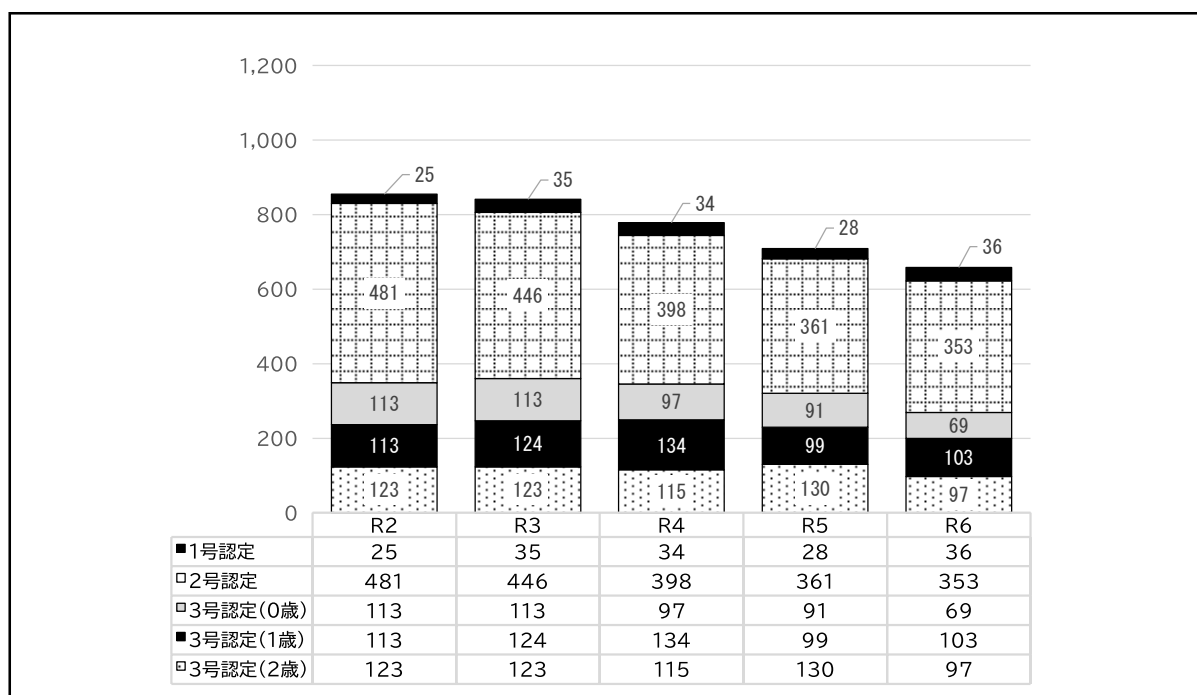
(1) 現状・課題

本市の教育保育施設は保育所が12か所、認定こども園が3か所あります（令和6年4月1日現在）。近年、少子化が進む中、入所児童数は減少傾向にあり、今後の施設運営の存続が課題となっています。

「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」から見ると、定期的な教育・保育事業を「利用している」人が84.1%、そのうち、83.2%が「認可保育所」を利用しています。

また、今後利用したい教育・保育事業については「認可保育所」が82.4%で最も多くなっていますが、「認定こども園」や「幼稚園」をあげる人もあり、認定こども園や幼稚園に対するニーズもうかがえます。

■ 保育所・認定こども園入所児童数の推移



(2)事業計画

①各年度における教育・保育の量の見込み

「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」による教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域に対して均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

《認定区分の設定内容》

- ・ **1号認定(3－5歳幼児期の学校教育のみ)**
特定教育・保育施設(認定こども園及び幼稚園)に係る必要利用定員総数
- ・ **2号認定(3－5歳保育の必要性あり)**
特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所)に係る必要利用定員総数
- ・ **3号認定(0－2歳保育の必要性あり)**
特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所)及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数

■教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)

(人)

		令和7年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育 利用希望 が強い	左記 以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み		31	310		251		
		31	38	272	96	81	74
確保 方 策	幼稚園	0					
	認定こども園(幼稚園部分)	35					
	認定こども園(保育所部分)		72	23	19	11	
	保育所		334	89	68	39	
	地域型保育事業				0	0	0
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	0	
	計	35	406	112	87	50	
合 計		35	406	249			
確保方策-量の見込み		4	96	▲2			

(人)

		令和8年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育 利用希望 が強い	左記 以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み		29	288		229		
		29	35	253	75	86	68
確保 方 策	幼稚園	0					
	認定こども園(幼稚園部分)	35					
	認定こども園(保育所部分)		72	23	19	11	
	保育所		324	89	68	39	
	地域型保育事業			0	0	0	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	0	
	計	35	396	112	87	50	
合 計		35	396	249			
確保方策-量の見込み		6	108	20			

(人)

		令和9年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育 利用希望 が強い	左記 以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み		24	243		225		
		24	29	214	81	80	64
確保 方 策	幼稚園	0					
	認定こども園(幼稚園部分)	35					
	認定こども園(保育所部分)		72	23	19	11	
	保育所		314	89	68	39	
	地域型保育事業			0	0	0	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	0	
	計	35	386	112	87	50	
合 計		35	386	249			
確保方策-量の見込み		11	143	24			

(人)

		令和10年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育 利用希望 が強い	左記 以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み		23	228		210		
		23	28	200	74	75	61
確保 方 策	幼稚園	0					
	認定こども園(幼稚園部分)	35					
	認定こども園(保育所部分)		72	23	19	11	
	保育所		304	89	68	39	
	地域型保育事業			0	0	0	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	0	
	計	35	376	112	87	50	
合 計		35	376	249			
確保方策-量の見込み		12	148	39			

(人)

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育 利用希望 が強い	左記 以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み		21	208		200		
		21	25	183	70	72	58
確保 方 策	幼稚園	0					
	認定こども園(幼稚園部分)	35					
	認定こども園(保育所部分)		72	23	19	11	
	保育所		294	89	68	39	
	地域型保育事業			0	0	0	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	0	
	計	35	366	112	87	50	
合 計		35	366	249			
確保方策-量の見込み		14	158	49			

②教育・保育の提供体制

多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要であることから、こどもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟にこどもを受入れるための体制を確保するよう努めます。

現在は私立保育所 10 か所、私立認定こども園 3 か所となっています。

また、改築、修繕、耐震化等の必要性が高まっている施設については、国の保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金等を活用し整備の補助を行います。

3. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 延長保育(時間外保育)事業【区域:市全域】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

① 現在の実施状況・課題

令和6年度現在、上天草市内の保育所等 13 園において、最長で午前7時から午後7時（12時間）までの開所を行い、延長保育を実施しています。

利用希望は年々微減傾向にありますが、現在、全体として保育士の確保が困難なところもあり、必要な保育士の確保が課題となっています。

② 今後の方向性・目標事業量

保護者の利用希望に沿った時間での延長保育事業を、身近な地域で提供を受けられるよう必要な職員確保を図り、適正な実施体制の確保に努めます。

■目標事業量

※年間の実人数(人)					
	1 年目 (令和7年度)	2 年目 (令和8年度)	3 年目 (令和9年度)	4 年目 (令和10年度)	5 年目 (令和11年度)
①量の見込み	7	6	6	5	5
②確保方策	40	40	40	40	40

(2) 放課後児童健全育成事業【区域::市全域】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

① 現在の実施状況・課題

令和6年度現在、下表の小学校区で放課後児童クラブを実施しています。

放課後児童クラブ名 (設置場所が所在する小学校区名)	運営主体
ひまわりアフタースクール(登立小学校区)	社会福祉法人大矢野ひまわり福祉会
上小学校学童保育所(上小学校区)	上小学校学童保育所の保護者会
中北小学校学童保育所(中北小学校区)	中北小学校学童保育所の保護者会
ちびっこ「ログ」(上小学校区)	社会福祉法人松濤園みつの福祉会
慈愛クラブ(中南小学校区)	社会福祉法人慈愛福祉会
姫戸ひかり放課後児童クラブ(姫戸小学校区)	社会福祉法人姫戸ひかり会
アロマ学童保育所(今津小学校区)	共同企業体祐和會
大矢野たから学童クラブ(登立小学校区)	社会福祉法人大矢野たから福祉会
下山放課後児童クラブ(維和小学校区)	社会福祉法人下山福祉会
龍ヶ岳学童保育所(龍ヶ岳小学校区)	共同企業体祐和會
愛光園学童クラブ(阿村小学校区)	社会福祉法人愛光園

② 今後の方向性・目標事業量

共働き家庭の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策に取り組んできました。放課後児童対策を一層強化し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき内容として「放課後児童対策パッケージ 2025」がとりまとめられています。こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図ります。

■目標事業量

		※年間の実人数(人)				
		1 年目 (令和7年度)	2 年目 (令和8年度)	3 年目 (令和9年度)	4 年目 (令和10年度)	5 年目 (令和11年度)
① 量 の 見 込 み	1年生	99	101	111	108	101
	2年生	87	89	98	95	89
	3年生	65	67	74	71	67
	4年生	39	40	45	43	40
	5年生	24	25	27	26	25
	6年生	16	16	18	18	16
	合計	330	338	373	361	338
②確保方策		400	400	400	400	400

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)【区域:市全域】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期間預ける等、必要な支援を行う事業です。

① 現在の実施状況・課題

子育て短期支援事業(ショートステイ)については、令和6年度現在、2施設への事業委託により実施していますが、利用者は多くありませんので利用が必要な子育て家庭への制度の周知が求められます。

② 今後の方向性・目標事業量

子育て短期支援事業(ショートステイ)については、これまでの利用は少ないものの、希望日に予約が取れない場合があります。必要な保護者が利用できるよう情報提供を行い、制度の普及を図りながら実施を継続していきます。

■目標事業量

		※年間の延べ人数(人日)				
		1 年目 (令和7年度)	2 年目 (令和8年度)	3 年目 (令和9年度)	4 年目 (令和10年度)	5 年目 (令和11年度)
①量の見込み		5	5	5	5	5
②確保方策		5	5	5	5	5

(4) 地域子育て支援拠点事業【区域:市全域】

乳幼児とその保護者同士が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

① 現在の実施状況・課題

「子育て支援センター」等の地域子育て支援事業については、大矢野地区3か所、松島地区1か所、姫戸地区1か所の計5か所で実施しています。今後、各施設間の連携を強化する必要があります。

② 今後の方向性・目標事業量

今後も子育て支援センターを中心に、現状の地域子育て支援拠点事業の確保を進めるとともに子育て支援センターの利用率を高めていくために、より多くの子育て家庭が利用できる、利用しやすい施設環境等の確保を検討していきます。

また、改築、修繕、耐震化等の必要性が高まっている施設については、国の次世代育成支援対策施設整備交付金等を活用し、整備に対する補助を行っていきます。

■目標事業量

※年間の延べ人数(人日)					
	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	338	310	303	284	269
②確保方策	460	460	460	460	460

(5) 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)【区域:市全域】

【一時預かり】

保護者の病気、看護、冠婚葬祭や育児疲れの解消等により緊急的・一時的に家庭での保育が困難となった未就園児等を預かる事業です。

【ファミリー・サポート・センター】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て世帯を対象に、育児の支援をお願いしたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)との、「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業です。

① 現在の実施状況・課題

一時預かり事業については、平成21年度から自主事業として全保育所で実施し、緊急、又は一時的に保育が必要な保護者への保育サービスを提供しています。

ファミリー・サポート・センターの利用者数は増加傾向にありますが、当該事業があまり認知されていない状況です。そのため社会福祉協議会と連携し、周知活動を継続していくことで、利用者のさらなる増加を図る必要があります。

② 今後の方向性・目標事業量

保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスの提供が受けられるよう、適正な支援に努めていきます。

■目標事業量

※年間の延べ人数(人日)					
	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	314	289	261	246	227
②確保方策					
一時預かり事業	250	250	250	250	250
子育て援助活動支援事業	100	100	100	100	100
トワイライトステイ	10	10	10	10	10

(6) 病児・病後児保育事業【区域:市全域】

急な病気や病気からの回復期等で、集団保育が困難なこどもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

① 現在の実施状況・課題

平成27年10月から市内医療機関1か所に事業委託しており、令和5年度の利用児童数の延べ人数は15人となっています。

また、自主的に病児・病後児の利用を受入れている保育所は大矢野地区に3園あり、病気回復期で通常保育ができない児童の利用があります。運営にあたっては看護師等（人材）及びスペースの確保が必要であり、私立保育所等における事業の実施は、難しい状況にあります。

② 今後の方向性・目標事業量

病後児保育事業については、現在自主的に事業を実施している保育所へ引き続き実施をお願いし、保育所での呼びかけや各種媒体への掲載等を通して、保護者への制度の周知に努めます。

また、医療機関との連携により、ニーズに応じた病児・病後児保育のできる場所及び運営体制の確保に向けた検討を進めます。

■目標事業量

※年間の延べ人数(人日)					
	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	15	14	13	12	11
②確保方策	30	30	30	30	30

(7) 子育て援助活動支援事業(就学児童)【区域:市全域】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て世帯を対象に、育児の支援をお願いしたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）との、「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業です。

① 現在の実施状況・課題

ファミリー・サポート・センターの利用者数は増加傾向にありますが、当該事業があまり認知されていない状況です。そのため社会福祉協議会と連携し、周知活動を継続していくことで、利用者のさらなる増加を図る必要があります。

② 今後の方向性・目標事業量

保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスの提供が受けられるよう、適正な支援に努めていきます。

■目標事業量

※年間の延べ人数(人日)					
	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	83	78	74	68	64
②確保方策	100	100	100	100	100

(8) 利用者支援事業【区域:市全域】

こどもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、こどもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

① 現在の実施状況・課題

妊娠・出産・子育て期にわたるまでの相談を「こども家庭センター」で対応します。母子保健と児童福祉の機能を一体的に運営することにより、妊娠、出産、子育て期にわたる、切れ目のない相談支援や児童虐待への対応等を行います。

全ての妊産婦・こどもとその家庭等を対象として、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、子育て世帯と継続につながるための工夫を行う相談機関として、令和6年度に施行された改正児童福祉法で、地域子育て相談機関が創設されました。

② 今後の方向性・目標事業量

こども家庭センターを中心に母子保健と児童福祉の機能と一体的に運営し、妊娠、出産、子育て期にわたる、切れ目のない相談支援や児童虐待への対応等を行います。

■目標事業量

※実施か所数(か所)					
	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み					
こども家庭センター	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	4	4	4	4	4
②確保方策					
こども家庭センター	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	4	4	4	4	4

(9) 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業【区域:市全域】

全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育相談や助言その他の援助を行う事業です。

① 現在の実施状況・課題

生後2か月までの乳児に対して地域の母子保健推進員が戸別訪問を行い、関係機関との連携を図り、安心して地域で子育てができるよう支援しています。また、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施しています。

② 今後の方向性・目標事業量

今後も引き続き、母子保健推進員、保健師等を中心に訪問相談支援を行います。また、上天草市虐待防止対策協議会の体制整備及び機能強化を図り、要保護児童への必要な支援を行うとともに、虐待防止の啓発に努めます。

■目標事業量

※年間の実人数(人)					
	1 年目 (令和7年度)	2 年目 (令和8年度)	3 年目 (令和9年度)	4 年目 (令和10年度)	5 年目 (令和11年度)
①量の見込み					
乳児家庭全戸訪問事業	94	87	82	78	74
養育支援訪問事業	0	0	0	0	0
②確保方策					
乳児家庭全戸訪問事業	94	87	82	78	74
養育支援訪問事業	0	0	0	0	0

(10) 妊婦健診事業【区域:市全域】

妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査にかかる費用のうち一定の額を公費で負担する事業です。

① 現在の実施状況・課題

妊婦の妊娠中の異常を早期発見し、適切な援助を行うことで、健やかに過ごして出産できるよう、妊婦健康診査 14 回分を公費負担で実施することで、妊娠・出産・育児の一貫した健康管理を行っています。

② 今後の方向性・目標事業量

今後も引き続き、公費負担による健康診査を実施することで、誰もが安心して妊娠・出産・育児のできる環境を整えていきます。

■目標事業量

※年間の実人数(人)					
	1 年目 (令和7年度)	2 年目 (令和8年度)	3 年目 (令和9年度)	4 年目 (令和10年度)	5 年目 (令和11年度)
①量の見込み	94	87	82	78	74
②確保方策	94	87	82	78	74

(11) 子育て世帯訪問支援事業【区域:市全域】

① 事業内容

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

家事・育児等に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行う家庭が増加しており、こどもの養育だけではなく、保護者（妊産婦を含む）自身が支援を必要とする家庭が増加しています。

こうした需要に対応するため、訪問支援員が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

② 今後の方向性・目標事業量

要支援児童保護者等に対し適切な支援を行うことができるよう実施を検討します。

■目標事業量

※年間の実人数(人)					
	1 年目 (令和7年度)	2 年目 (令和8年度)	3 年目 (令和9年度)	4 年目 (令和10年度)	5 年目 (令和11年度)
①量の見込み	76	73	69	65	61
②確保方策	76	73	69	65	61

(12) 児童育成支援拠点事業【区域:市全域】

① 事業内容

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

不登校のこども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降のこどもに対する居場所の整備に必要な整備費・改修費の支援を行うとともに、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、こども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等のこどもの居場所に関する総合的な支援を実施します。

② 今後の方向性・目標事業量

必要な情報提供、相談等ができるような場所の確保に努めます。

■目標事業量

※年間の実人数(人)					
	1 年目 (令和7年度)	2 年目 (令和8年度)	3 年目 (令和9年度)	4 年目 (令和10年度)	5 年目 (令和11年度)
①量の見込み	40	38	37	35	33
②確保方策	40	38	37	35	33

(13) 親子関係形成支援事業【区域:市全域】

① 事業内容

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

こどもとのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じたこどもとのかかわり方等を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援します。

② 今後の方向性・目標事業量

必要な情報提供、相談等ができるような場所の確保に努めます。

■目標事業量

※年間の実人数(人)					
	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	25	24	23	22	20
②確保方策	25	24	23	22	20

(14) 妊婦等包括相談支援事業【区域:市全域】

① 事業内容

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

② 今後の方向性・目標事業量

関係機関と連携し支援を行います。

■目標事業量

※年間の実施回数(回)					
	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	妊娠届出数 86件 面談件数 258件	妊娠届出数 80件 面談件数 240件	妊娠届出数 75件 面談件数 225件	妊娠届出数 72件 面談件数 216件	妊娠届出数 68件 面談件数 204件
②確保方策	妊娠届出数 86件 面談件数 258件	妊娠届出数 80件 面談件数 240件	妊娠届出数 75件 面談件数 225件	妊娠届出数 72件 面談件数 216件	妊娠届出数 68件 面談件数 204件

(15) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【区域:市全域】

① 事業内容

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

② 今後の方向性・目標事業量

令和8年度の本格実施に向けて調整を行っていきます。

■目標事業量

※年間の実人数(人)					
	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	-	3	3	3	3
②確保方策	-	3	3	3	3

(16) 産後ケア事業【区域:市全域】

① 事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を実施する事業です。

② 今後の方向性・目標事業量

関係機関と連携しながら、きめ細やかな支援の実施に努めます。

■目標事業量

※年間の延べ人数(人日)					
	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	10	9	8	8	8
②確保方策	10	9	9	8	8

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【区域:市全域】

① 事業内容

保護者の所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

② 今後の方向性・目標事業量

保育の基本的な利用者負担額の中で、保護者の負担を軽減する措置を講じており、個々の直接的な利用に係る費用の助成については、今後検討することとします。

(18) 多様な事業主体の参入促進事業【区域:市全域】

① 事業内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

② 今後の方向性・目標事業量

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることや、ニーズ調査による現在の保育体制等に対する満足度も非常に高いことから、新たな民間事業者の参入を促進する必要性は低いと思われますので、今後の既存施設の状況等を見ながら検討することとします。

4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、こどもの最善の利益を第一に考えながら、こどもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

(1) 目的

① 質の高い教育・保育の提供

こどもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

② 適正な集団規模の確保

こどもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流等を幅広く実施するため、こどもの育ちの視点に立った適正な施設規模の確保に努めます。

③ 親や地域の子育て力の向上

保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設ける等、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

(2) 教育・保育の一体的な提供の推進

幼児教育と保育の一体的な提供を推進するため、保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行につなげます。

(3) 保育所と小学校、中学校との連携の推進

各地域で取り組まれている保育所等と小中学校との間での相互交流を通じた教育カリキュラムを、年間を通じて実践しており、これらの取組を継続していきます。

また、保・小・中・連携研修会を通じて、職員の共通理解を図り、一貫した指導を推進するほか、職員の交流等を通じて、保育所等と小中学校との連携を進めていきます。

5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設を利用できるよう、育児休業中の保護者に対して十分な情報提供を行うとともに、教育・保育施設の受入れ体制の確保に努めます。

6. こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

(1) こども虐待防止対策の充実

関係機関との連携によるこども・子育てに関する相談体制を整備するとともに、上天草市虐待防止対策協議会における取組の強化によりこども虐待防止対策の効果を高めていきます。

こども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とするこどもや妊婦がいる家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には速やかかつ適切な支援につなげるよう努めます。

また、上天草市こども家庭センターを拠点として対応していきます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、各種子育て・生活支援施策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して熊本県が策定する「熊本県ひとり親家庭等自立支援計画」の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策等の総合的な自立支援を推進します。

(3) 障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等を推進します。

また、障がい等により支援が必要なこどもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、一人一人のこどもの特性と家族の状況に合わせたきめ細やかな相談・療育支援を行うために、相談機関及び療育支援の充実により障がい児のいる家族への支援環境を確保します。

さらに、保育所、民生委員・児童委員等の関係機関との連携により、障がいのある児童の就学指導・相談体制の充実を図り、学校教育における特別支援学級による受入れ体制を充実するとともに、補助員を配置し、きめ細やかな教育のための人的確保に今後も努めます。

7. こどもの貧困対策の充実

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、すべてのこどもたちが夢と希望を持って成長する社会の実現を目指し、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、さらに、同年 8 月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、同年 8 月には、子どもの貧困対策に関する基本方針や当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。さらに、令和 6 年 6 月には法改正が行われ、名称も「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となり、令和 6 年 9 月 25 日に施行されました。

貧困が世代を超えて連鎖することがないように、学校をこどもの貧困対策のプラットフォームと位置づけた「教育支援」、貧困の状況にある世帯のこどもとその保護者が地域において孤立することなく生活するために、相談事業や情報提供の充実等生活全般を支える「生活支援」、保護者が一定の収入を得て生活の安定を図るための「保護者の就労支援」、生活の基盤を支えていくための「経済的支援」の 4 つの支援を軸とし、こどもの貧困対策を総合的に推進します。

8. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人一人がワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

(2) 育児休業等制度の周知

事業所等、民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女共同参画の視点にたった男女双方の働き方についての意識啓発を進めていきます。

第6章 計画の実現のために

1. 推進体制

計画策定に携わる行政関係各部署を中心に、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得る等して、計画の着実な実施や推進を図ります。

また、子ども・子育て会議の定期的な開催により、社会全体、地域ぐるみで、こども、子育て支援の環境向上や環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

2. 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、施策の実施状況等について各年度において点検、評価を実施します。その際、子ども・子育て会議を通じて市民や、子ども・子育て支援に関わる関係者の意見も参考にしながら評価を実施することとします。なお、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。

1. 上天草市子ども・子育て会議条例

平成 25 年9月 30 日条例第 35 号

上天草市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第1項に規定する合議制の機関として、上天草市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 16 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に係る団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 法第6条第1項に規定する子どもの保護者
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 10 月1日から施行する。

(上天草市附属機関設置条例の一部改正)

2 上天草市附属機関設置条例(平成 17 年上天草市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

別表2市長の部に次のように加える。

上天草市子ども・子育て会議

上天草市子ども・子育て会議条例

附 則(令和5年3月 24 日条例第4号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2. 上天草市子ども・子育て会議委員一覧

委員氏名	所属団体等	区分(条例の規定)	備 考
金子 美智	上天草市校長会	学識経験者	教良木小学校
林 亜星	上天草市 PTA 連合会	関係団体の推薦者	上天草市 PTA 連合会
愛甲 郁子	上天草市民生委員・児童委員協議会連合会	関係団体の推薦者	民生委員・児童委員 (主任児童委員)
金子 由起子	障がい児親の会	関係団体の推薦者	障がい児親の会
吉田 豊	上天草市保育園連絡会	事業従事者	認定こども園
田嶋 美香	上天草市保育園連絡会	事業従事者	私立保育園
水野 千恵	上天草市保育園連絡会	事業従事者	公立保育園
千原 嘉介	上天草市保育園連絡会	事業従事者	認定こども園
原田 久哉	放課後児童クラブ	事業従事者	慈愛クラブ
山口 恵里香	子育て支援センター	事業従事者	姫戸町子育て支援センター
篠崎 節子	児童福祉施設	事業従事者	社会福祉法人みどり園
中川 菜都美		こどもの保護者	大矢野町
橋本 沙貴		こどもの保護者	松島町
中田 由麻		こどもの保護者	姫戸町
田北 美智		こどもの保護者	龍ヶ岳町
小西 涼司	上天草市議会	市長が認める者	文教厚生常任委員会

上天草市こども計画

発 行	令和7年3月
編 集	上天草市役所 健康福祉部 子育て支援課
住 所	〒861-6192 熊本県上天草市松島町合津 7915 番地 1
TEL	(代表)0964-56-1111 (直通)0969-28-3351
FAX	0969-56-0747